

新旧対照表

変更後	変更前																						
<p>P1</p> <p>第1章 公共施設等総合管理計画について</p> <p>1 計画策定の背景と目的</p> <p>1.1 計画の背景と目的</p> <p>(1) 背景</p> <p>わが国では高度経済成長期をきっかけとして、昭和30年代から昭和50年代前半にかけて学校や道路等の公共施設等が集中的に整備されてきました。こうして整備された公共施設等は既に老朽化に伴う大規模改修や建替え等の更新時期を迎えているものや、今後10年から20年程度のうちに更新時期を迎えることが予測されています。</p> <p>こうした社会的背景のもと、公共施設等に関する老朽化対策を迅速かつ的確に進めることが施設を管理している地方自治体に求められています。一方で、地方自治体においては、少子高齢化等による歳入の伸び悩みや社会保障費の増大等により公共施設等の維持管理や投資に支出可能な財源の不足が深刻化しています。</p> <p>これらの課題に対して、公共施設等のサービス内容・総量・配置の適正さについて既存施設のみならず今後の新設予定施設に対して新たな方針を検討する局面に転じています。</p> <p>(2) 芦屋町の状況</p> <p>芦屋町では、最上位計画である総合振興計画をはじめ、様々な計画を策定し、公共施設等に関する取組みを行っています。また、学校施設や生涯学習施設、橋りょうなどについて長寿命化計画を策定し、将来負担の軽減が図られています。</p> <table border="1" data-bbox="103 1381 1261 1864"> <tr> <td>第6次芦屋町総合振興計画 令和3年3月</td> <td>・令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)までの10年間の計画 ・芦屋町の最上位計画</td> </tr> <tr> <td>第2期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和3年2月</td> <td>・合計特殊出生率2.07を目標とする ・令和27年(2045年)の目標人口は8,773人</td> </tr> <tr> <td>芦屋町学校施設等長寿命化計画 令和2年3月</td> <td>・芦屋小学校、芦屋中学校、芦屋東小学校、山鹿小学校、芦屋町学校給食センターが対象</td> </tr> <tr> <td>芦屋町生涯学習施設個別施設計画 令和2年3月</td> <td>・芦屋釜の里、芦屋町中央公民館、総合体育館及びコミュニティセンター、町民会館他8施設が対象</td> </tr> <tr> <td>個別施設計画(橋梁) 平成30年1月</td> <td>・町管理の25橋が対象</td> </tr> </table>	第6次芦屋町総合振興計画 令和3年3月	・令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)までの10年間の計画 ・芦屋町の最上位計画	第2期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和3年2月	・合計特殊出生率2.07を目標とする ・令和27年(2045年)の目標人口は8,773人	芦屋町学校施設等長寿命化計画 令和2年3月	・芦屋小学校、芦屋中学校、芦屋東小学校、山鹿小学校、芦屋町学校給食センターが対象	芦屋町生涯学習施設個別施設計画 令和2年3月	・芦屋釜の里、芦屋町中央公民館、総合体育館及びコミュニティセンター、町民会館他8施設が対象	個別施設計画(橋梁) 平成30年1月	・町管理の25橋が対象	<p>P1</p> <p>第1章 公共施設等総合管理計画について</p> <p>1 計画策定の背景と目的</p> <p>1.1 計画の背景と目的</p> <p>(1) 背景</p> <p>わが国では高度経済成長期をきっかけとして、昭和30年代から昭和50年代前半にかけて学校や道路等の公共施設等が集中的に整備されてきました。こうして整備された公共施設等は既に老朽化に伴う大規模改修や建替え等の更新時期を迎えているものや、今後10年から20年程度のうちに更新時期を迎えることが予測されています。</p> <p>こうした社会的背景のもと、公共施設等に関する老朽化対策を迅速かつ的確に進めることが施設を管理している地方自治体に求められています。一方で、地方自治体においては、少子高齢化等による歳入の伸び悩みや社会保障費の増大等により公共施設等の維持管理や投資に支出可能な財源の不足が深刻化しています。</p> <p>これらの課題に対して、公共施設等のサービス内容・総量・配置の適正さについて既存施設のみならず今後の新設予定施設に対して新たな方針を検討する局面に転じています。</p> <p>(2) 芦屋町の状況</p> <p>芦屋町では、最上位計画である総合振興計画をはじめ、様々な計画を策定し、公共施設等に関する取組みを行っています。また、下水道や橋りょう及び町営住宅に関しては、長寿命化計画を策定し、将来負担の軽減が図られています。</p> <table border="1" data-bbox="1528 1302 2611 1827"> <tr> <td>第5次芦屋町総合振興計画・後期基本計画 平成28年3月</td> <td>・平成28年度(2016年度)～32年度(2020年度)までの5年間の計画 ・芦屋町の最上位計画</td> </tr> <tr> <td>芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略 平成28年3月</td> <td>・合計特殊出生率 2.07を目標とする ・30年後の平成57年(2045年)の人口は11,224人</td> </tr> <tr> <td>第4次芦屋町行政改革大綱 平成27年3月</td> <td>・効率的な行政運営の推進 ・公共施設のマネジメント</td> </tr> <tr> <td>芦屋町下水道長寿命化計画 平成27年3月</td> <td>・平成12年度に町全域の下水道整備が完了 ・管きよや施設の計画的な維持管理・長寿命化の方針を策定</td> </tr> <tr> <td>芦屋町橋梁長寿命化修繕計画 平成25年3月</td> <td>・町管理の22橋すべてが対象 ・維持管理基本方針を策定</td> </tr> <tr> <td>芦屋町町営住宅長寿命化計画 平成24年3月</td> <td>・長寿命化に関する基本方針を策定 ・建替事業の実施方針、維持管理計画を策定</td> </tr> </table>	第5次芦屋町総合振興計画・後期基本計画 平成28年3月	・平成28年度(2016年度)～32年度(2020年度)までの5年間の計画 ・芦屋町の最上位計画	芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略 平成28年3月	・合計特殊出生率 2.07を目標とする ・30年後の平成57年(2045年)の人口は11,224人	第4次芦屋町行政改革大綱 平成27年3月	・効率的な行政運営の推進 ・公共施設のマネジメント	芦屋町下水道長寿命化計画 平成27年3月	・平成12年度に町全域の下水道整備が完了 ・管きよや施設の計画的な維持管理・長寿命化の方針を策定	芦屋町橋梁長寿命化修繕計画 平成25年3月	・町管理の22橋すべてが対象 ・維持管理基本方針を策定	芦屋町町営住宅長寿命化計画 平成24年3月	・長寿命化に関する基本方針を策定 ・建替事業の実施方針、維持管理計画を策定
第6次芦屋町総合振興計画 令和3年3月	・令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)までの10年間の計画 ・芦屋町の最上位計画																						
第2期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略 令和3年2月	・合計特殊出生率2.07を目標とする ・令和27年(2045年)の目標人口は8,773人																						
芦屋町学校施設等長寿命化計画 令和2年3月	・芦屋小学校、芦屋中学校、芦屋東小学校、山鹿小学校、芦屋町学校給食センターが対象																						
芦屋町生涯学習施設個別施設計画 令和2年3月	・芦屋釜の里、芦屋町中央公民館、総合体育館及びコミュニティセンター、町民会館他8施設が対象																						
個別施設計画(橋梁) 平成30年1月	・町管理の25橋が対象																						
第5次芦屋町総合振興計画・後期基本計画 平成28年3月	・平成28年度(2016年度)～32年度(2020年度)までの5年間の計画 ・芦屋町の最上位計画																						
芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略 平成28年3月	・合計特殊出生率 2.07を目標とする ・30年後の平成57年(2045年)の人口は11,224人																						
第4次芦屋町行政改革大綱 平成27年3月	・効率的な行政運営の推進 ・公共施設のマネジメント																						
芦屋町下水道長寿命化計画 平成27年3月	・平成12年度に町全域の下水道整備が完了 ・管きよや施設の計画的な維持管理・長寿命化の方針を策定																						
芦屋町橋梁長寿命化修繕計画 平成25年3月	・町管理の22橋すべてが対象 ・維持管理基本方針を策定																						
芦屋町町営住宅長寿命化計画 平成24年3月	・長寿命化に関する基本方針を策定 ・建替事業の実施方針、維持管理計画を策定																						

P2

(3) 目的

公共施設等総合管理計画は、今後の少子高齢化の進行や町財政の見通しを踏まえて、必要性の高いサービスを将来に渡って持続可能なものとし、公共施設等の安全性やサービスの向上、中長期的な視点による効率的かつ効果的な整備や維持管理を行うことを目的とし、計画的に公共施設等を管理するための基本方針を定めるものです。

1.2 計画の位置づけ

公共施設等総合管理計画は、町の最上位計画である「芦屋町総合振興計画」の理念のもと、公共施設等の今後の取組みについて基本的な方向性を示すものです。さらに本計画を全体計画として、個別の施設に関する各種計画が位置付けられます。

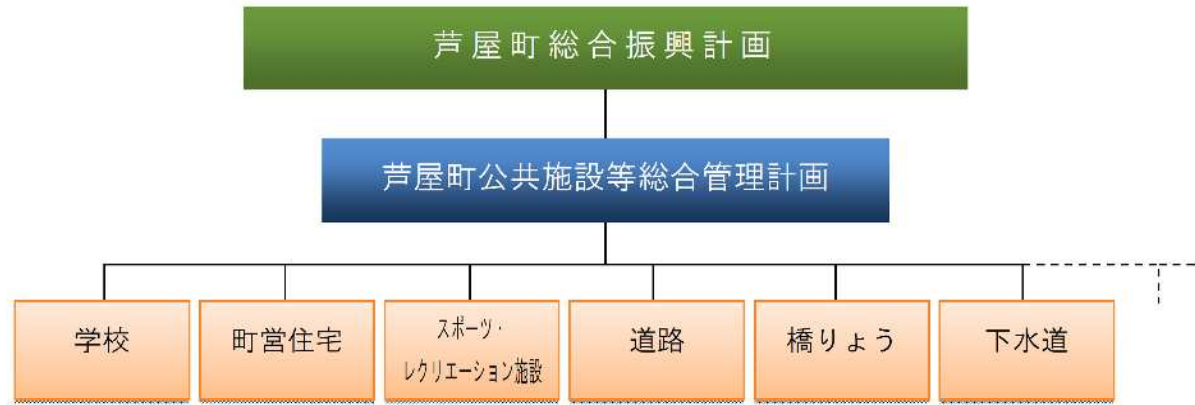


図 1-1 計画の位置づけのイメージ

1.3 計画期間

公共施設等総合管理計画は、施設の耐用年数が数十年と長く、更新時期を踏まえながら計画的に適正化を図っていく必要があります。そのため、中長期的な視点で基本方針を定める必要があります。計画期間を平成 29 年度 (2017 年度) から令和 28 年 (2046 年度) までの 30 年間とします。



図 1-2 公共施設等総合管理計画の計画期間

P2

(3) 目的

公共施設等総合管理計画は、今後の少子高齢化の進行や町財政の見通しを踏まえて、必要性の高いサービスを将来に渡って持続可能なものとし、公共施設等の安全性やサービスの向上、中長期的な視点による効率的かつ効果的な整備や維持管理を行うことを目的とし、計画的に公共施設等を管理するための基本方針を定めるものです。

1.2 計画の位置づけ

公共施設等総合管理計画は、町の最上位計画である「芦屋町総合振興計画」の理念のもと、公共施設等の今後の取組みについて基本的な方向性を示すものです。さらに本計画を全体計画として、個別の施設に関する各種計画が位置付けられます。

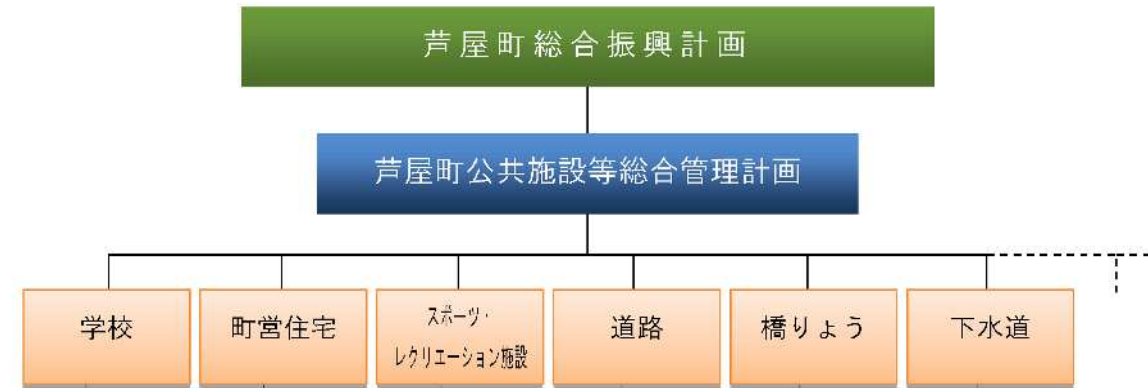


図 1-1 計画の位置づけのイメージ

1.3 計画期間

公共施設等総合管理計画は、施設の耐用年数が数十年と長く、更新時期を踏まえながら計画的に適正化を図っていく必要があります。そのため、中長期的な視点で基本方針を定める必要があります。計画期間を平成 29 年度 (2017 年度) から平成 58 年度 (2046 年度) までの 30 年間とします。

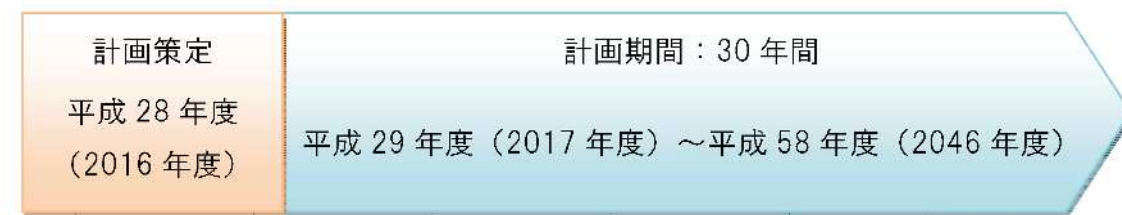


図 1-2 公共施設等総合管理計画の計画期間

P3

1.4 計画の対象範囲¹

公共施設等総合管理計画は、今後の町の人口動向や財政見通しを踏まえた計画とするため、建築系からインフラ系までの全ての公共施設等を対象とした計画です。

表 1-1 対象とする公共施設等(建築系公共施設) (令和元年度末現在)

区分	No.	大分類	No.	中分類	施設名称								
建築系公共施設	1	学校教育系施設	1	学校施設	芦屋小学校 芦屋東小学校 山鹿小学校 芦屋中学校								
			2	その他教育施設	芦屋町学校給食センター								
	2	社会教育系施設	1	集会施設	芦屋町中央公民館 芦屋東公民館 山鹿公民館 町民会館								
					3	文化系施設	1	博物館等	芦屋釜の里 芦屋歴史の里 歴史民俗資料収蔵庫 ひらた船保存棟				
									4	スポーツ・レクリエーション系施設	1	スポーツ施設	武道館 小体育館 弓道場 青少年野外訓練場 総合運動公園テニスコートハウス 総合運動公園中央グラウンド 総合体育館及びコミュニティセンター
													2
	3	保養施設	国民宿舎マリントラスあしや										
	5	子育て支援施設	1	幼保・学童クラブ	山鹿小学校区学童クラブ 山鹿保育所								
			2	幼児・児童施設	芦屋町子育て支援センターたんぽぽ								
	6	保健・福祉施設	1	高齢者福祉施設	老人憩の家山鹿荘 老人憩の家寿楽会館 老人憩の家鶴松荘 老人陶芸教室								
					2	社会福祉関連施設	福祉会館						

¹ 地方独立行政法人芦屋中央病院が保有する施設は、本計画の対象外であるため含まれていません。

P3

1.4 計画の対象範囲¹

公共施設等総合管理計画は、今後の町の人口動向や財政見通しを踏まえた計画とするため、建築系から土木系までの全ての公共施設等を対象とした計画です。

表 1-1 対象とする公共施設等(建築系公共施設)

区分	No.	大分類	No.	中分類	施設名称								
建築系公共施設	1	学校教育系施設	1	学校施設	芦屋小学校 芦屋東小学校 山鹿小学校 芦屋中学校								
			2	その他教育施設	芦屋町学校給食センター								
	2	社会教育系施設	1	集会施設	芦屋町中央公民館 芦屋東公民館 山鹿公民館 町民会館								
					3	文化系施設	1	博物館等	芦屋釜の里 芦屋歴史の里 歴史民俗資料収蔵庫 ひらた船保存棟				
									4	スポーツ・レクリエーション系施設	1	スポーツ施設	武道館 小体育館 弓道場 青少年野外訓練場 総合運動公園テニスコートハウス 総合運動公園中央グラウンド 総合体育館及びコミュニティセンター
													2
	3	保養施設	国民宿舎マリントラスあしや										
	5	子育て支援施設	1	幼保・学童クラブ	山鹿小学校区学童クラブ 山鹿保育所 緑ヶ丘保育所								
			2	幼児・児童施設	芦屋町子育て支援センターたんぽぽ								
	6	保健・福祉施設	1	高齢者福祉施設	老人憩の家山鹿荘 老人憩の家寿楽会館 老人憩の家鶴松荘 老人陶芸教室								
					2	社会福祉関連施設	福祉会館						

¹ 地方独立行政法人芦屋中央病院が保有する施設等は、本計画の対象外であるため含まれていません。

変更後

P4

表 1-2 対象とする公共施設等(建築系公共施設) (令和元年度末現在)

区分	No.	大分類	No.	中分類	施設名称
建築系公共施設	7	町営住宅	1	町営住宅	鶴松中層団地
					丸の内住宅
					緑ヶ丘団地
					後水団地
					幸町団地
					山鹿A団地
					山鹿B団地
					新緑ヶ丘団地
					第1高浜団地
					第2高浜団地
					第3高浜団地
					第4高浜団地
					鶴松団地
					望海団地
					丸の内住宅集会所
	緑ヶ丘団地集会所				
	8	行政系施設	1	庁舎等	芦屋町役場
					庁舎附属施設
			2	消防施設	水防倉庫
					第1分団車庫
					第2分団車庫
	第3分団車庫				
	9	給排水施設	1	給排水施設	正津ヶ浜ポンプ場
					丸の内ポンプ場
					高浜町雨水ポンプ場
					栗屋雨水ポンプ場
	10	公衆衛生施設	1	衛生施設	衛生倉庫
					2
			幸町公園トイレ		
			江川台中央公園トイレ		
			高浜ポケットパークトイレ		
			高浜町公園トイレ		
			三軒屋公園トイレ		
			山鹿公園トイレ		
			大城コミュニティ広場トイレ		
			中央公園トイレ		
			白浜町公園トイレ		
			緑ヶ丘公園トイレ		
			芦屋海浜公園トイレ		
			芦屋海浜公園第3駐車場トイレ		
城山公園奥駐車場トイレ					
夏井ヶ浜公衆トイレ					
柏原漁港奥駐車場トイレ					
洞山入口公衆トイレ					

変更前

P4

表 1-2 対象とする公共施設等(建築系公共施設)

区分	No.	大分類	No.	中分類	施設名称
建築系公共施設	7	町営住宅	1	町営住宅	鶴松中層団地
					丸の内住宅
					緑ヶ丘団地
					後水住宅
					幸町団地
					山鹿A団地
					山鹿B団地
					新緑ヶ丘団地
					第1高浜団地
					第2高浜団地
					第3高浜団地
					第4高浜団地
					鶴松団地
					望海団地
					丸の内住宅集会所
	緑ヶ丘団地集会所				
	8	行政系施設	1	庁舎等	芦屋町役場
					庁舎附属施設
			2	消防施設	水防倉庫
					第1分団車庫
					第2分団車庫
	第3分団車庫				
	9	給排水施設	1	給排水施設	正津ヶ浜ポンプ場
					丸の内ポンプ場
					高浜町雨水ポンプ場
					栗屋雨水ポンプ場
	10	公衆衛生施設	1	衛生施設	衛生倉庫
					2
			幸町公園トイレ		
			江川台中央公園トイレ		
			高浜ポケットパークトイレ		
			高浜町公園トイレ		
			三軒屋公園トイレ		
			山鹿公園トイレ		
			大城コミュニティ広場トイレ		
			中央公園トイレ		
			白浜町公園トイレ		
			緑ヶ丘公園トイレ		
			芦屋海浜公園トイレ		
			芦屋海浜公園第3駐車場トイレ		
城山公園奥駐車場トイレ					
夏井ヶ浜公衆トイレ					
柏原漁港奥駐車場トイレ					
洞山入口公衆トイレ					

変更後

P5

表 1-3 対象とする公共施設等(建築系公共施設) (令和元年度末現在)

区分	No.	大分類	No.	中分類	施設名称
建築系公共施設	11	その他施設	1	その他施設	船頭町商業施設(スーパーはまゆう)
					作業員詰所
					戦没者慰霊塔
	12	公営企業会計施設	1	下水道施設	芦屋町浄化センター
					中ノ浜ポンプ場
					汐入ポンプ場
					西浜町ポンプ場
					祇園町ポンプ場
					栗屋ポンプ場
					下ノ辻ポンプ場
					月軒ポンプ場
2					競走場施設

表 1-4 対象とする公共施設等(インフラ系公共施設) (令和元年度末現在)

区分	No.	大分類	No.	中分類	備考
インフラ系公共施設	13	道路	1	町道	延長 78,235 m 面積 505,551 m ²
			2	農道	延長 3,846 m 面積 18,364 m ²
			3	自転車歩行者道	延長 834 m 面積 5,091 m ²
	14	橋りょう	1	橋りょう	延長 185.69 m 橋数 25 橋
	15	下水道(管きよ)	1	公共下水道	延長 97,509 m
	16	漁港	1	防波堤	延長 583.3 m
			2	防砂堤	延長 100.0 m
			3	護岸	延長 1,380.8 m
			4	胸壁	延長 78.8 m
			5	係留施設	延長 841.7 m
6			道路	延長 555.9 m	
7			泊地	面積 74,003 m ²	

変更前

P5

表 1-3 対象とする公共施設等(建築系公共施設)

区分	No.	大分類	No.	中分類	施設名称
建築系公共施設	11	その他施設	1	その他施設	船頭町商業施設(スーパーはまゆう)
					山鹿日雇作業員詰所
					戦没者慰霊塔
	12	公営企業会計施設	1	下水道施設	芦屋町浄化センター
					中ノ浜ポンプ場
					汐入ポンプ場
					西浜町ポンプ場
					祇園町ポンプ場
					栗屋ポンプ場
					トノ辻ポンプ場
					月軒ポンプ場
2					競走場施設

表 1-4 対象とする公共施設等(土木系公共施設)

区分	No.	大分類	No.	中分類	備考
土木系公共施設	13	道路	1	町道	延長 77,254 m 面積 521,964 m ²
			2	農道	延長 3,846 m 面積 18,364 m ²
			3	自転車歩行者道	延長 822 m 面積 4,740 m ²
	14	橋りょう	1	橋りょう	延長 178.65 m 橋数 22 橋
	15	下水道(管きよ)	1	公共下水道	延長 96,835 m

2 芦屋町の現状

2.1 人口の推移、将来人口

芦屋町の人口は平成 17 年から減少傾向となっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計でみると令和 2 年（2020 年）以降も人口は減少する見込みであり、令和 42 年（2060 年）には人口は 5,178 人となる見込みです。

人口推移とともに人口推計値を年齢三区分別の内訳でみると、年少人口（0 歳から 14 歳まで）及び生産年齢人口（15 歳から 64 歳まで）は平成 17 年から減少傾向にあります。一方で老年人口（65 歳以上）は令和 2 年（2020 年）までは増加し、その後は減少する見込みです。

平成 27 年 9 月末の老年人口は 4,109 人で、総人口の 29%ですが、令和 42 年（2060 年）には 2,090 人と総人口の 40%となる見込みです。平成 27 年に 1,935 人と総人口の 14%である年少人口は、令和 42 年（2060 年）には 495 人と 10%となる見込みです。

一方、芦屋町ではこうした少子高齢化等の対策を検討し、「第 2 期芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和 3 年 2 月）にとりまとめ、合計特殊出生率²を令和 22 年（2040 年）に 2.07 まで上昇させることを想定した人口ビジョンを策定し、今後の様々な施策を行っていきます。

なお、合計特殊出生率は、昭和 58 年（1983 年）から平成 19 年（2007 年）までは 1.82 から 1.47 まで減少していますが、その後は増加に転じて平成 25（2013 年）から平成 29 年（2017 年）の平均では 1.74 となり、国や県の水準を上回っています。



図 1-3 人口の推移及び将来推計

表 1-5 合計特殊出生率の推移

	S58~62年 (1983~1987年)	S63~H4年 (1988~1992年)	H5~9年 (1993~1997年)	H10~14年 (1998~2002年)	H15~19年 (2003~2007年)	H20~24年 (2008~2012年)	H25~29年 (2013~2017年)
国	1.73	1.54	1.45	1.36	1.31	1.38	1.43
福岡県	1.73	1.56	1.44	1.35	1.31	1.43	1.50
芦屋町	1.82	1.69	1.63	1.56	1.47	1.67	1.74

² 合計特殊出生率：15 歳～49 歳の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。人口を維持するために必要な率は 2.07 とされている。

2 芦屋町の現状

2.1 人口の推移、将来人口

芦屋町の人口は平成 2 年から減少傾向となっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計でみると平成 32 年（2020 年）以降も人口は減少する見込みであり、平成 67 年（2055 年）には人口は 8,219 人となる見込みです。

人口推移とともに人口推計値を年齢三区分別の内訳でみると、年少人口（0 歳から 14 歳まで）及び生産年齢人口（15 歳から 64 歳まで）は平成 2 年から減少傾向にあります。一方で老年人口（65 歳以上）は平成 32 年（2020 年）までは増加し、その後は減少する見込みです。

平成 27 年 9 月末の老年人口割合は総人口の 29%ですが、平成 52 年（2040 年）には 37%となる見込みです。平成 27 年に総人口の 13%である年少人口割合は、平成 52 年には 11%となる見込みです。

一方、芦屋町ではこうした少子高齢化等の対策を検討し、「芦屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 28 年 3 月）にとりまとめ、合計特殊出生率²を平成 47 年（2035 年）に 2.07 まで上昇させることを想定した人口ビジョンを策定し、今後の様々な施策を行っていきます。

なお、合計特殊出生率は、昭和 58 年から平成 19 年までは 1.82 から 1.47 まで減少していますが、その後は増加に転じて平成 24 年には 1.67 で、国や県の水準を上回っています。

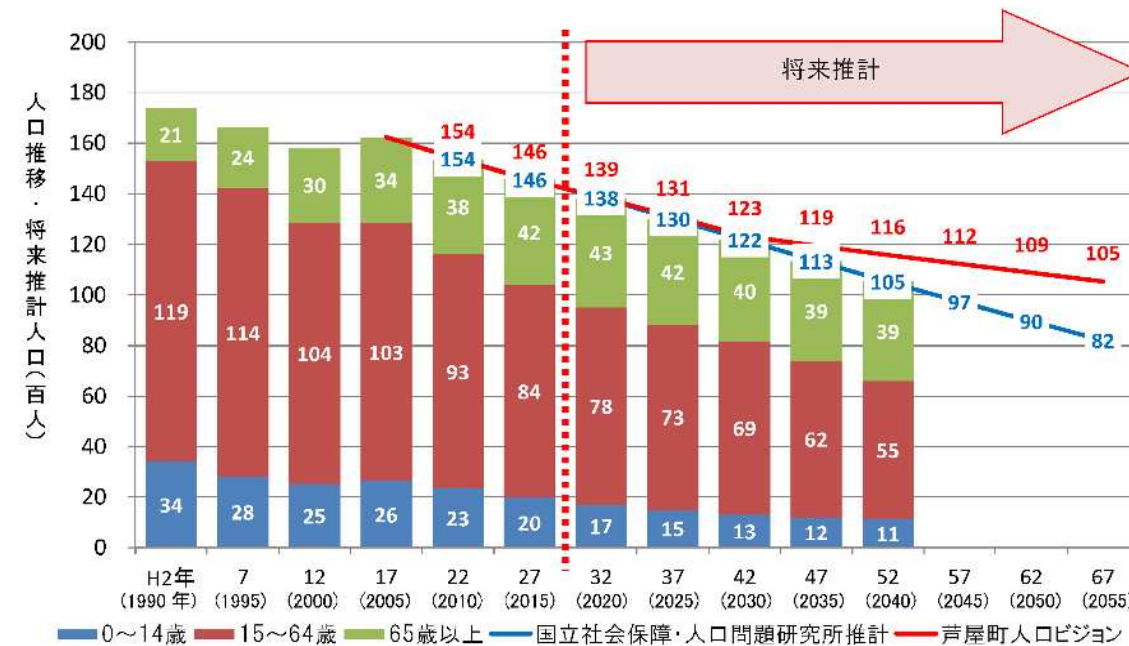


図 1-3 人口の推移及び将来推計(年齢三区分別)

² 合計特殊出生率：15 歳～49 歳の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。人口を維持するために必要な率は 2.07 とされている。

2.2 財政の現状と課題

(1) 普通会計における収支の状況

① 歳入の推移

令和2年度の歳入総額は115億円で、その内訳は国庫支出金が31億円、次いで地方交付税が23億円、その他収入が20億円となっています。国庫支出金の金額が大きくなっているのは、新型コロナウイルス感染症対策によるものです。

過去5年間の歳入をみると、町税は12億円、地方交付税は20億円前後で推移しており、町債については、平成29年度は地方独立行政法人芦屋中央病院の建替えに伴う施設整備費のため金額が大きくなっていますが、その他の年度は15億円前後で推移しています。

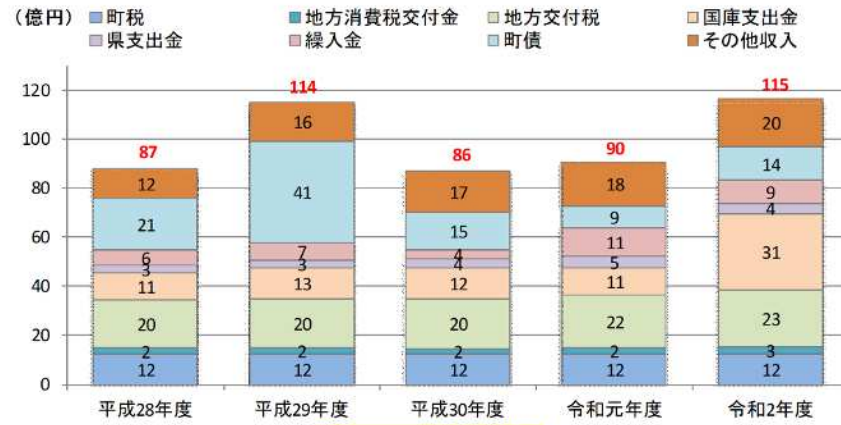


図 1-4 歳入の推移

② 歳出の推移

令和2年度の歳出総額は111億円で、その内訳は補助費等が32億円、次いで投資的経費が16億円となっています。補助費等の金額が大きくなっているのは、新型コロナウイルス感染症対策によるものです。

過去5年間の歳出をみると、人件費、物件費は12億円前後で推移しており、投資的経費については、平成29年度は地方独立行政法人芦屋中央病院の建替えに伴う施設整備費のため金額が大きくなっていますが、その他の年度は15億円前後で推移しています。

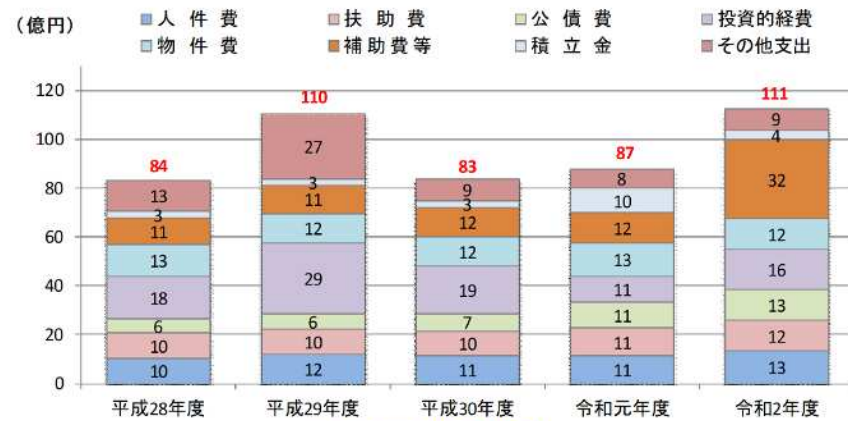


図 1-5 歳出の推移

2.2 財政の現状と課題

(1) 普通会計における収支の状況

① 歳入の推移

芦屋町の歳入の状況は、平成23年度の64億円から平成27年度の83億円まで年々増加しています。町税や地方交付税、国・県支出金は変動が少ないですが、繰入金や町債は、事業の計画により、年ごとに変動があります。

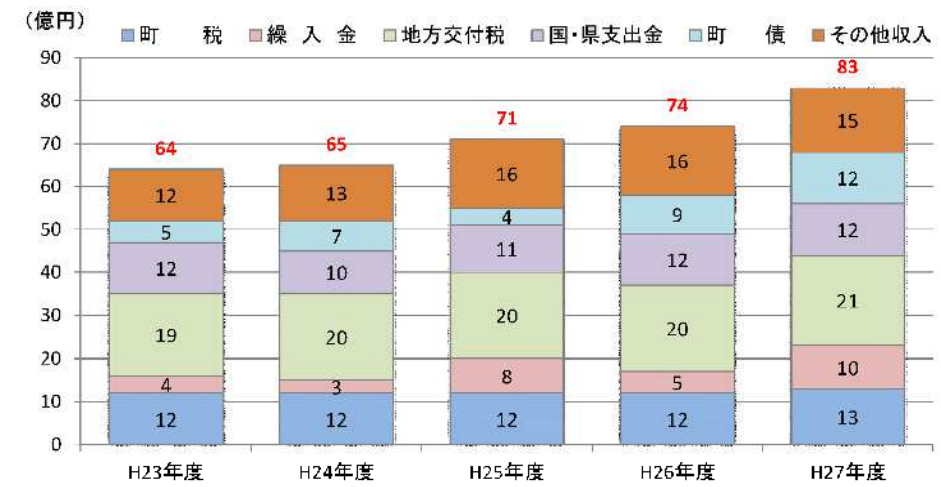


図 1-4 歳入の推移

② 歳出の推移

芦屋町の歳出の状況は、歳入と同様に平成23年度の61億円から平成27年度の80億円まで年々増加しています。いずれの年も歳入を下回っており、家計簿でいう黒字の状態です。なお、公共施設等の整備に使われる投資的経費は、8~10億円/年で推移しています。

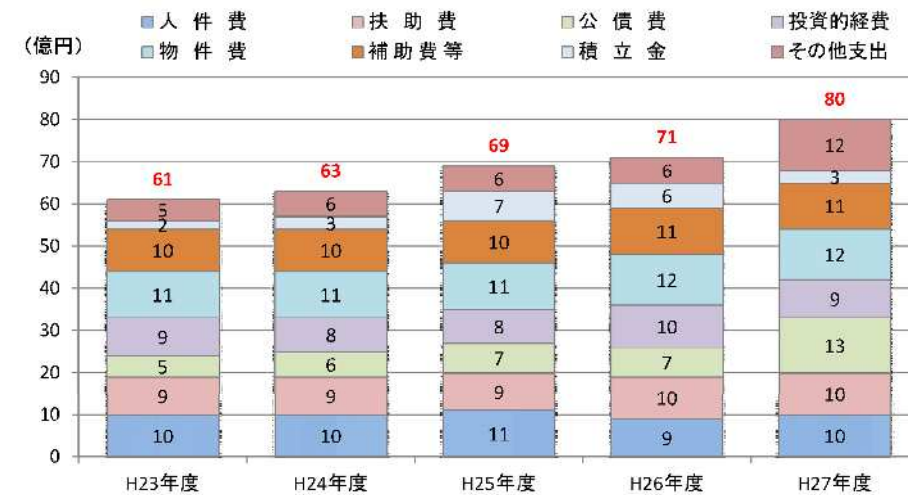


図 1-5 歳出の推移

(2) 公営企業会計における収支の状況

① 公共下水道事業

公共下水道事業における収支の状況は、収益的収支の収入が7.2～8.2億円/年、支出が6.9～8.0億円/年で推移しており、概ね収入と支出が同じとなっています。資本的収支の収入は、0.4～4.5億円/年、支出は2.1～6.3億円/年で推移しており、支出が収入を上回っています。

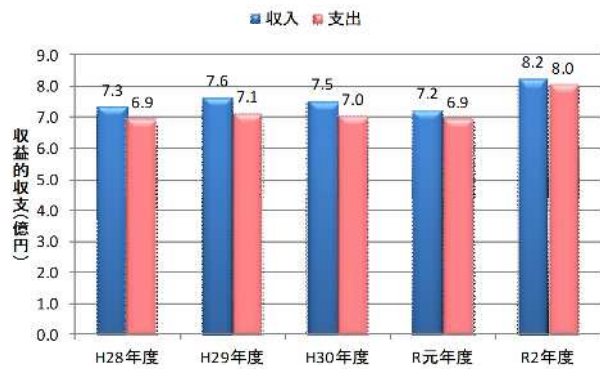


図 1-6 収益的収支の推移

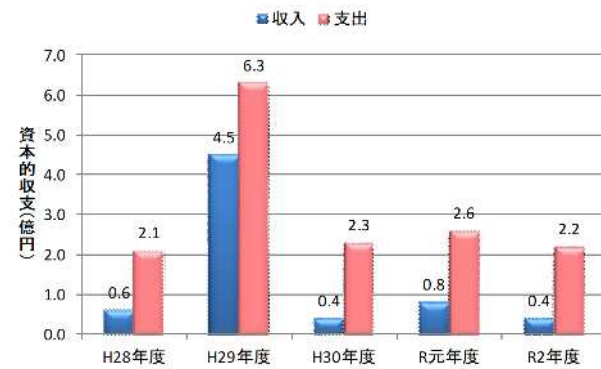


図 1-7 資本的収支の推移

② モーターボート競走事業

モーターボート競走事業における収支の状況は、収益的収支の収入が858～1,279億円/年、支出が847～1,226億円/年で推移しており、収入が支出を上回っています。資本的収支の収入は0億円/年、支出は2.3～16.6億円/年で推移しており、支出が収入を上回っています。

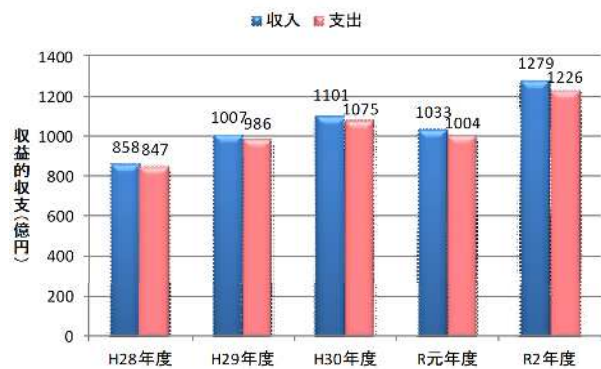


図 1-8 収益的収支の推移

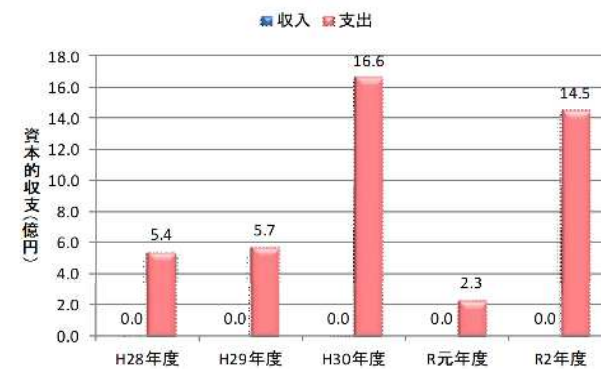


図 1-9 資本的収支の推移

(2) 公営企業会計における収支の状況

① 公共下水道事業

公共下水道事業における収支の状況は、収益的収支の収入が4.6～6.9億円/年、支出が4.7～7.1億円/年で推移しており、概ね収入と支出が同じとなっています。資本的収支の収入は、0.2～4.6億円/年、支出は1.8～6.4億円/年で推移しており、支出が収入を上回っています。

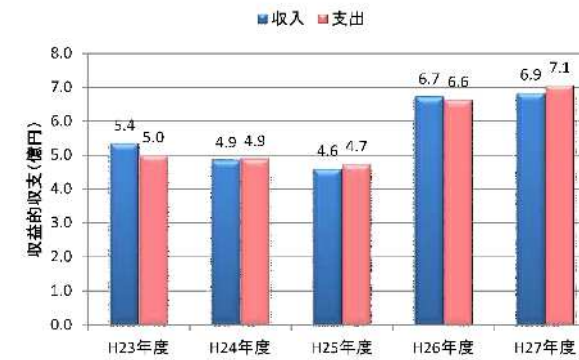


図 1-6 収益的収支の推移

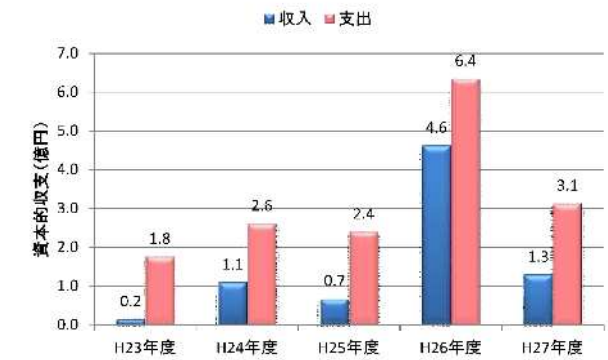


図 1-7 資本的収支の推移

② モーターボート競走事業

モーターボート競走事業における収支の状況は、収益的収支の収入が661～852億円/年、支出が659～844億円/年で推移しており、収入が支出を上回っています。資本的収支の収入は0.0～1.1億円/年、支出は4.1～6.0億円/年で推移しており、支出が収入を上回っています。

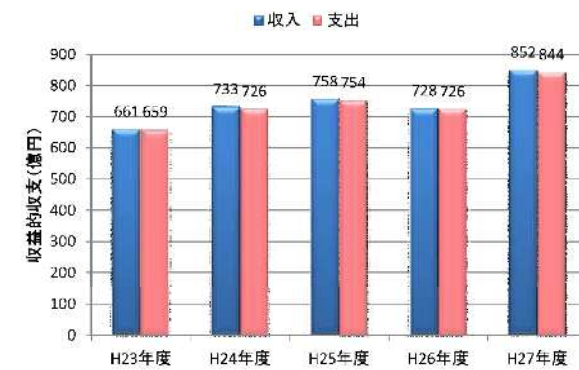


図 1-8 収益的収支の推移

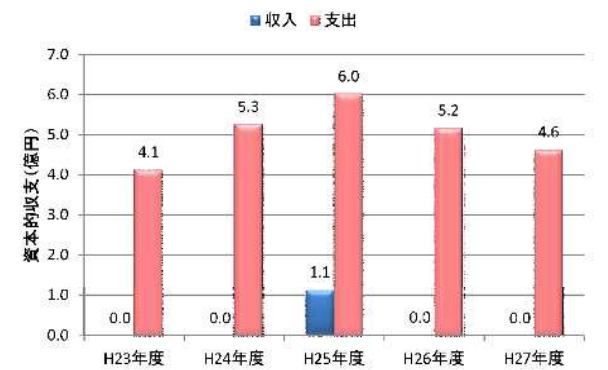


図 1-9 資本的収支の推移

P9

(3) 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表しています。

数値が100%に近いほど保有資産が法定耐用年数に近づいていることになります。芦屋町の有形固定資産減価償却率は令和元年度は64.4%であり、今後耐用年数の到達とともに更に有形固定資産減価償却率が高くなることが予想されます。

なお、有形固定資産減価償却率は長寿命化対策による使用期限の延長効果が数値に反映されないことから、施設の老朽度合などを直接示すものではありません。

表 1-6 有形固定資産減価償却率

年度	公共施設保有総量	有形固定資産減価償却率
平成 28 年度	30,264,170 m ²	67.2%
平成 29 年度	34,572,654 m ²	67.5%
平成 30 年度	35,438,768 m ²	65.1%
令和元年度	35,030,164 m ²	64.4%

※有形固定資産減価償却率は、平成 28 年度からの新たな指標であるため、それ以前の数値はありません。

<有形固定資産減価償却率>

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

3 公共施設等の現状と将来予測

3.1 建築系公共施設

(1) 用途大分類別の数量

本町が保有する建築系公共施設は、169 施設、総延床面積 112,108 m²（令和元年度末現在）です。公営企業会計施設である下水道施設及び競走場施設を加えると、198 施設、総延床面積 166,045 m²（令和元年度末現在）となります。

用途大分類別にみた延床面積の内訳は、公営企業会計施設を除けば、町営住宅が最も大きく 39.8%（44,643 m²）と 4 割を占めています。次いで学校教育系施設が 26.9%（30,114 m²）となっており、上位 2 つの用途が、延床面積全体の 66.7%（74,757 m²）を占めています。

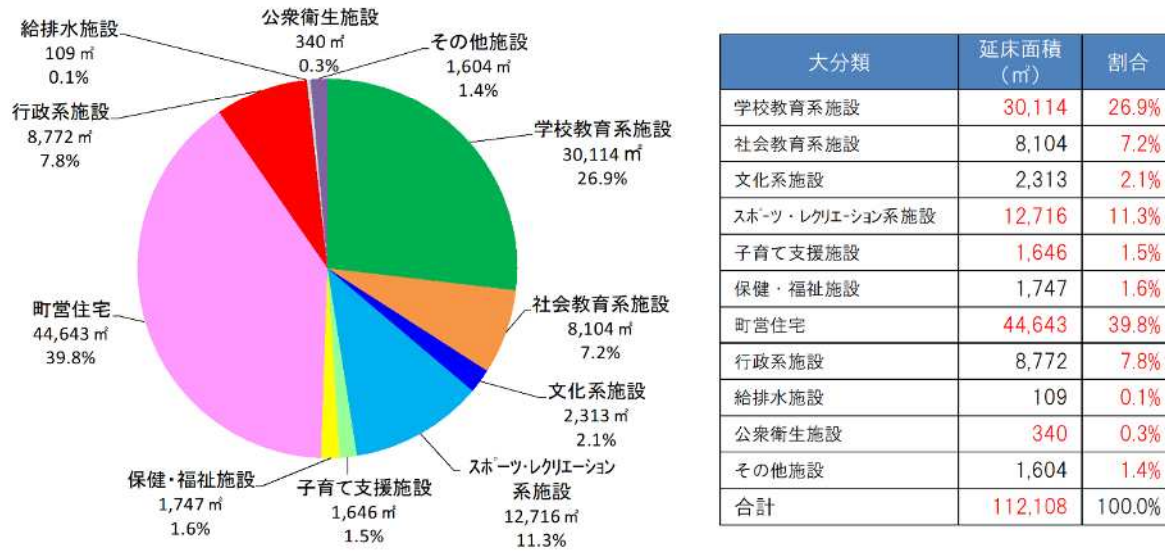


図 1-10 建築系公共施設の用途大分類別・延床面積の割合（令和元年度末現在）※公営企業会計施設除く

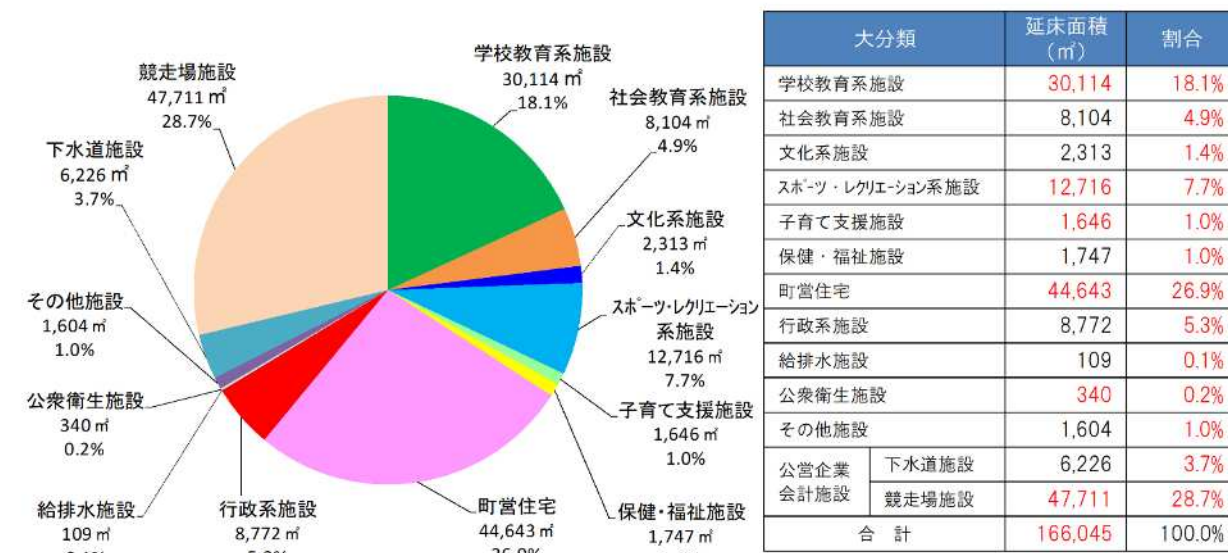


図 1-11 建築系公共施設の用途大分類別・延床面積の割合（令和元年度末現在）※公営企業会計施設含む

3 公共施設等の現状と将来予測

3.1 建築系公共施設

(1) 用途大分類別の数量

本町が保有する建築系公共施設は、188 施設、総延床面積 116,043 m²（平成 26 年度末現在）です。公営企業会計施設である下水道施設及び競走場施設を加えると、213 施設、総延床面積 169,573 m²（平成 26 年度末現在）となります。

用途大分類別にみた延床面積の内訳は、公営企業会計施設を除けば、町営住宅が最も大きく 40.7%（47,274 m²）と 4 割を占めています。次いで学校教育系施設が 25.4%（29,482 m²）となっており、上位 2 つの用途が、延床面積全体の 66.1%（76,756 m²）を占めています。

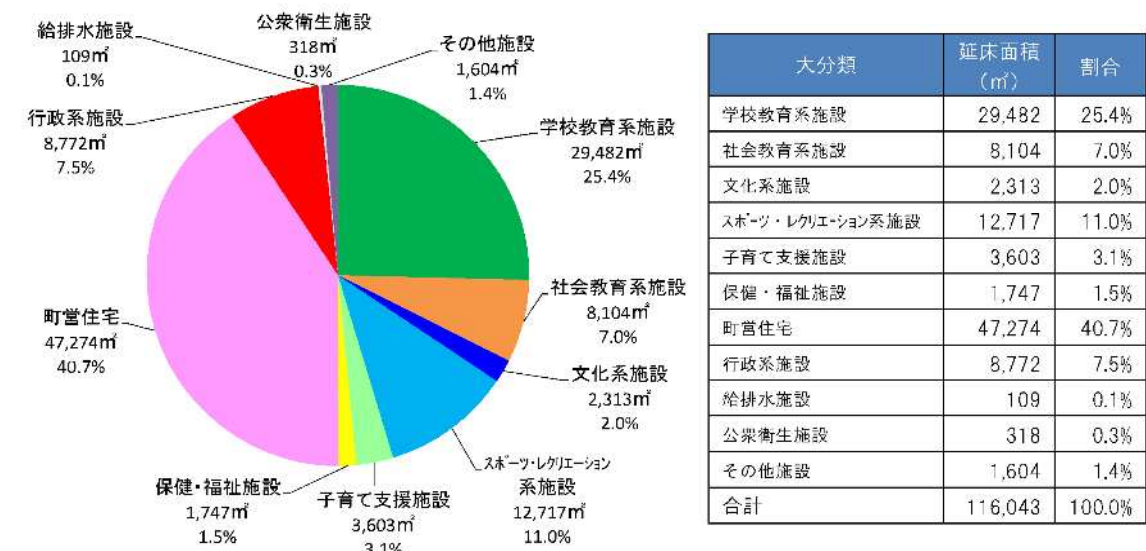


図 1-10 建築系公共施設の用途大分類別・延床面積の割合（平成 26 年度末現在）※公営企業会計施設除く

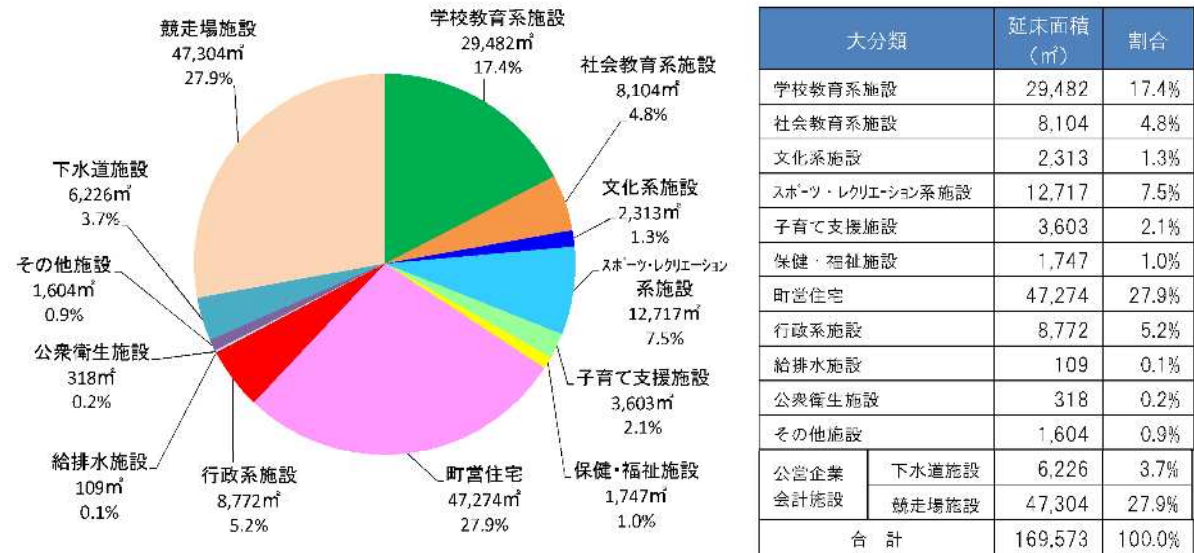


図 1-11 建築系公共施設の用途大分類別・延床面積の割合（平成 26 年度末現在）※公営企業会計施設含む

P11

(2) 建築年度別・用途大分類別延床面積

公共施設について、用途大分類別及び建築年度別に延床面積を整理すると、昭和 30 年代後半から昭和 50 年代中頃にかけて町営住宅と学校教育系施設を中心に多くの建物が整備されました。

建設後 30 年以上経過した建物は老朽化が進み、建替えや大規模改修等の更新が必要になってきます。

本町では、建設後 30 年以上経過し、今後 10 年から 20 年程度以内に建替えや大規模改修等の更新を控える建物の延床面積は 90,525 m²で全体の 81%を占めています。また、これらの多くが、町営住宅や学校教育系施設が中心となっています。

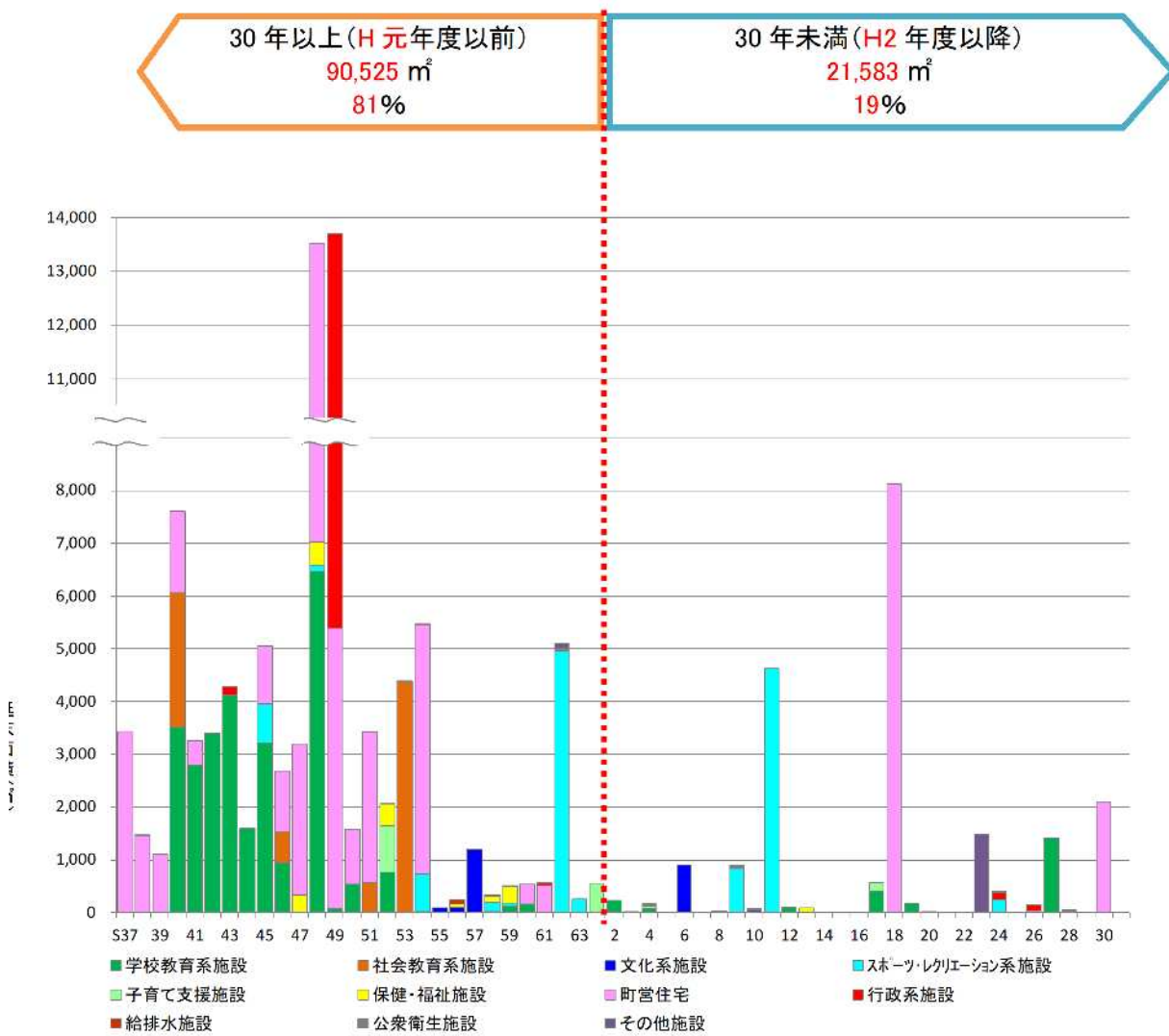


図 1-12 建築年度別・用途大分類別延床面積(令和元年度末現在) ※公営企業会計施設除く

P10

(2) 建築年度別・用途大分類別延床面積

公共施設について、用途大分類別及び建築年度別に延床面積を整理すると、昭和 30 年代後半から昭和 50 年代中頃にかけて町営住宅と学校教育系施設を中心に多くの建物が整備されました。

建設後 30 年以上経過した建物は老朽化が進み、建替えや大規模改修等の更新が必要になってきます。

本町では、建設後 30 年以上経過し、今後 10 年から 20 年程度以内に建替えや大規模改修等の更新を控える建物の延床面積は 91,116 m²で全体の 79%を占めています。また、これらの多くが、町営住宅や学校教育系施設が中心となっています。

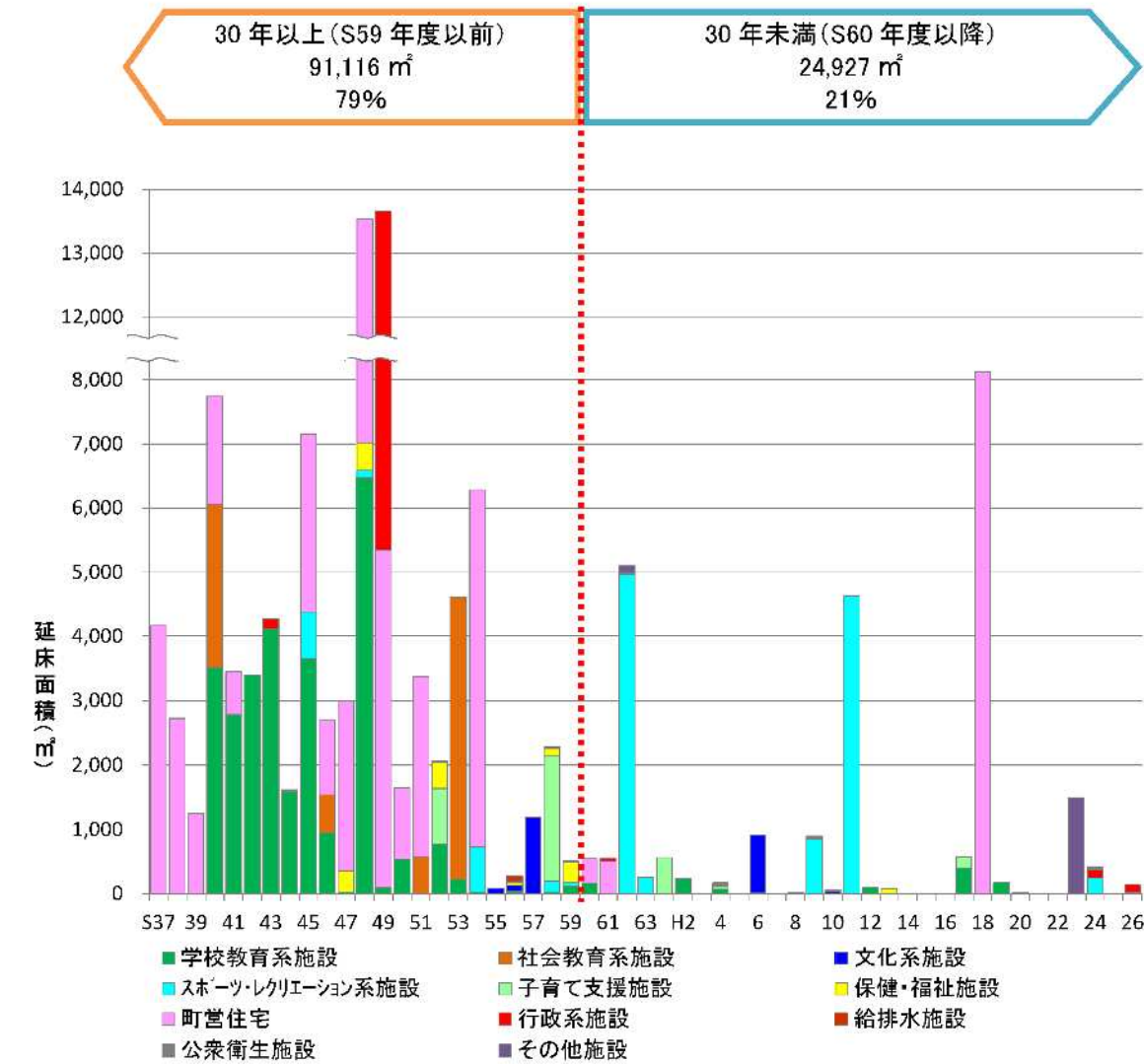


図 1-12 建築年度別・用途大分類別延床面積

P 12

公営企業会計施設である下水道施設については、建設後 30 年以上経過した建物の延床面積が 5,462 m² で全体の 88% となっています。一方で競走場施設は、233 m² で全体の 0.5% であり、すぐに建替えや大規模改修等の更新が必要になる施設はありません。

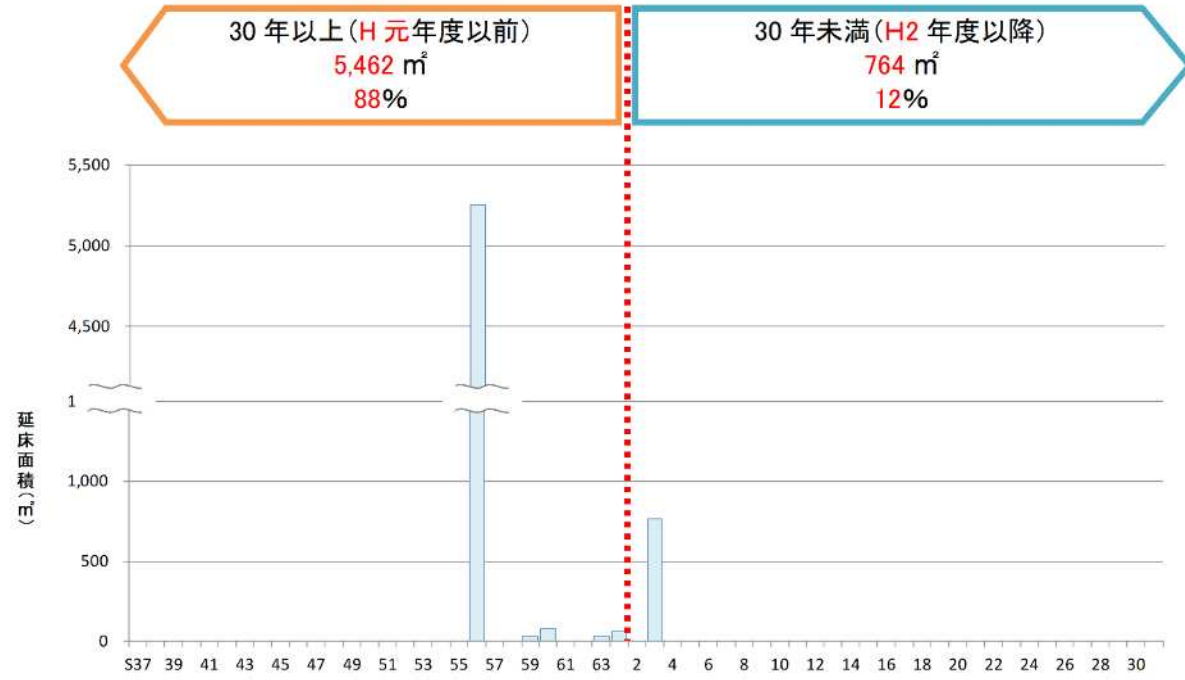


図 1-13 下水道施設の建築年度別延床面積 (令和元年度末現在)

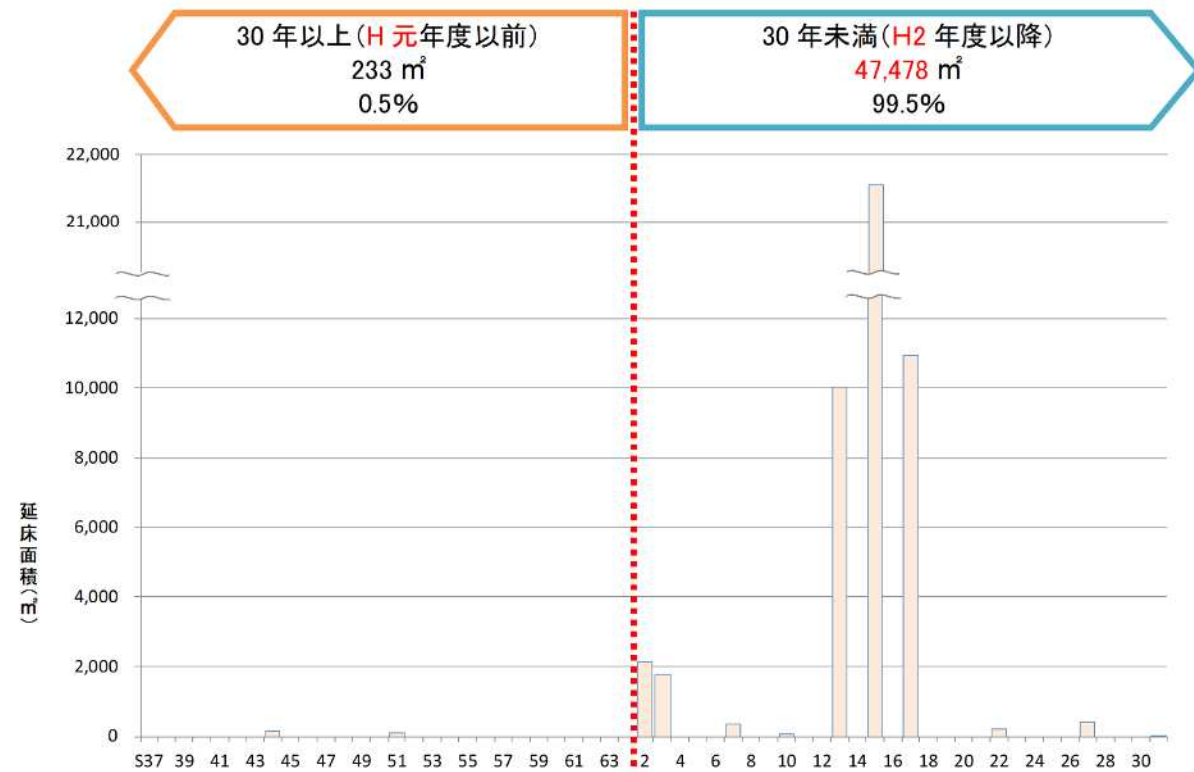


図 1-14 競走場施設の建築年度別延床面積 (令和元年度末現在)

P 11

公営企業会計施設である下水道施設については、建設後 30 年以上経過した建物の延床面積が 5,288 m² で全体の 85% となっています。一方で競走場施設は、233 m² で全体の 0.5% であり、すぐに建替えや大規模改修等の更新が必要になる施設はありません。

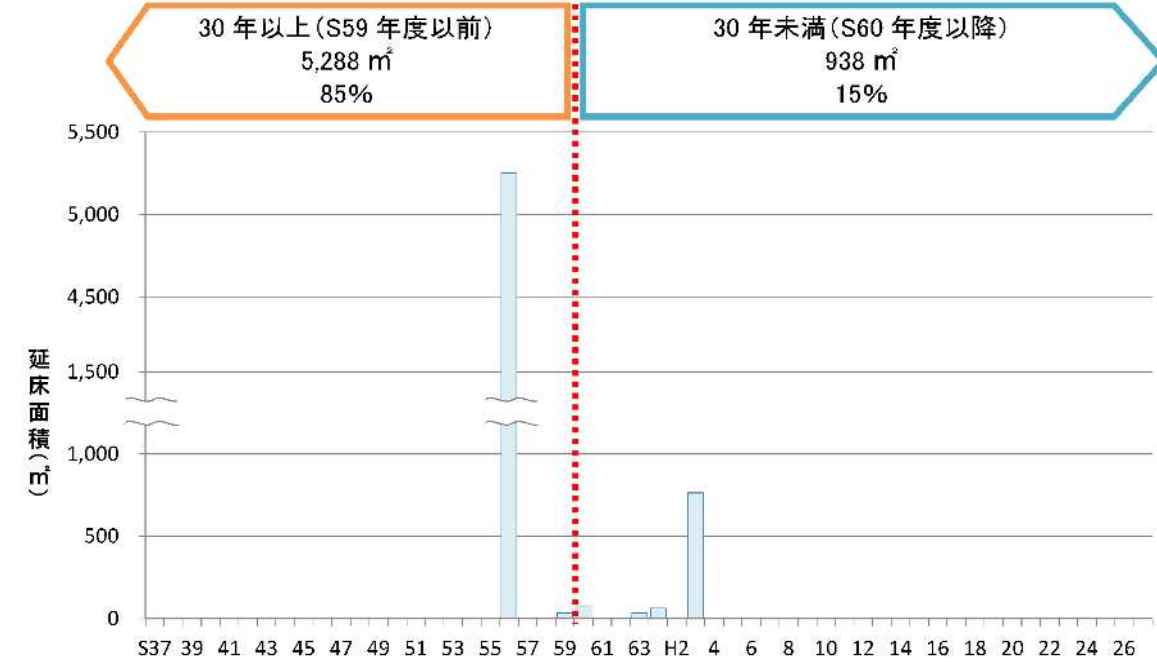


図 1-13 下水道施設の建築年度別延床面積

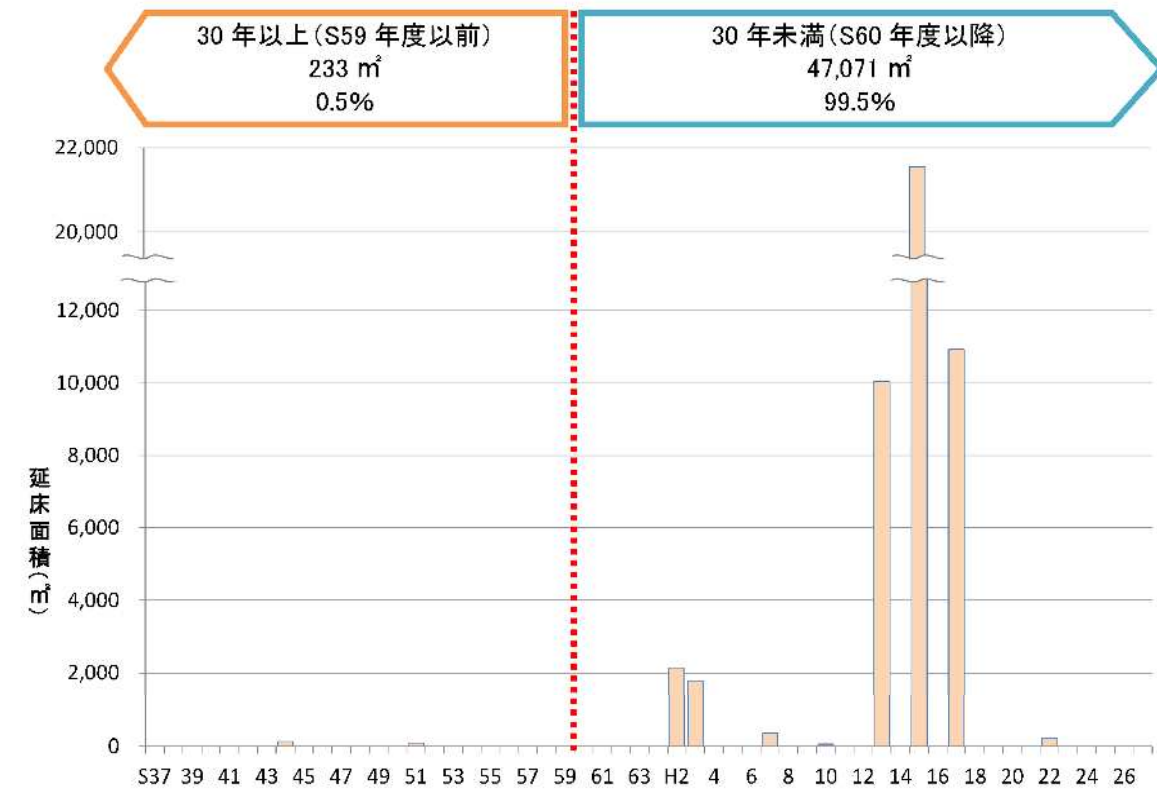
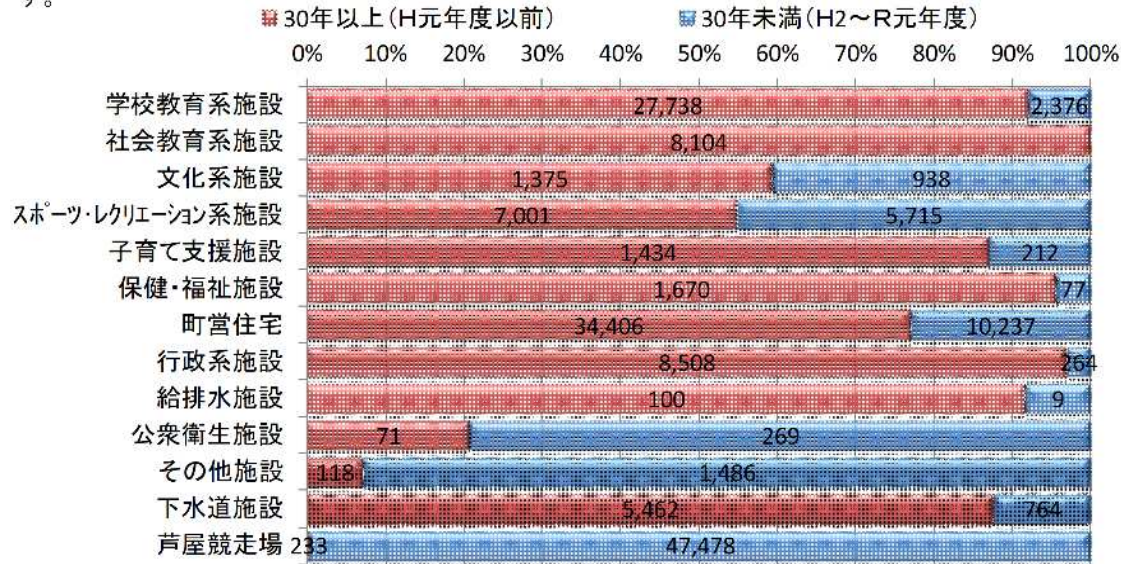


図 1-14 競走場施設の建築年度別延床面積

P13

(3) 経年別延床面積

用途大分類にみた経年別の延床面積を整理すると、築年数が30年以上経過した建物は、学校教育系施設、社会教育系施設、保健・福祉施設、行政系施設及び給排水施設で多くみられます。



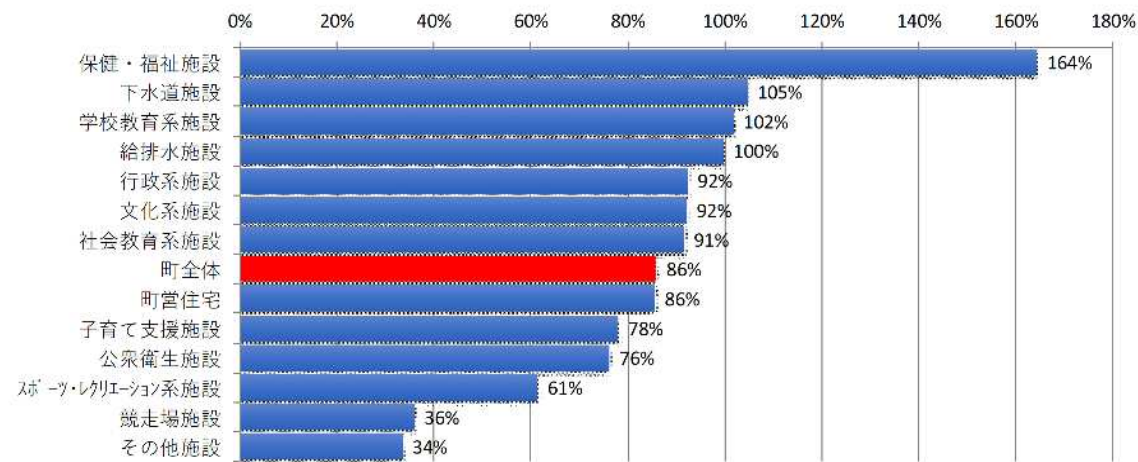
注：グラフの帯は延床面積（㎡）を示す。

図 1-15 主な用途大分類の経年別(30年未満・30年以上)延床面積(㎡)(令和元年度末現在)

(4) 用途大分類別耐用年数経過率

用途大分類にみた耐用年数経過率を集計すると、町の建築系公共施設全体の耐用年数経過率は86%と耐用年数の半分を経過している施設が多い状況であり、保健・福祉施設、下水道施設、学校教育系施設が100%を超えています。

一方、スポーツ・レクリエーション系施設や競走場施設は、新しい施設が多いため、耐用年数経過率は低くなっています。



注1：耐用年数経過率＝築後経過年数÷耐用年数

注2：各用途大分類別の経過率は施設の延床面積で加重平均して算出しています。

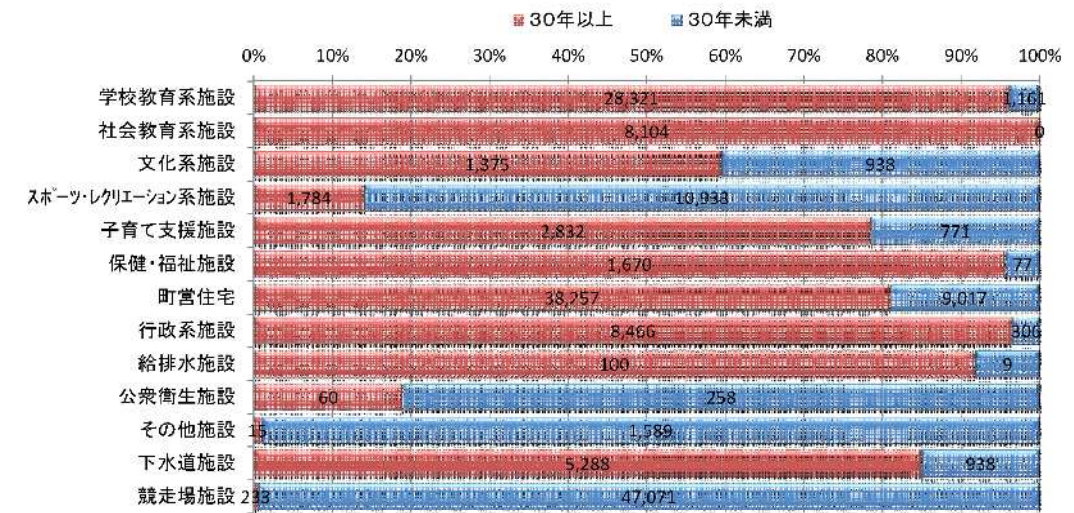
注3：耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に基づいています。

図 1-16 用途大分類別耐用年数経過率(令和元年度末現在)

P12

(3) 経年別延床面積

用途大分類にみた経年別の延床面積を整理すると、築年数が30年以上経過した建物は、学校教育系施設、社会教育系施設、保健・福祉施設、行政系施設及び給排水施設で多くみられます。



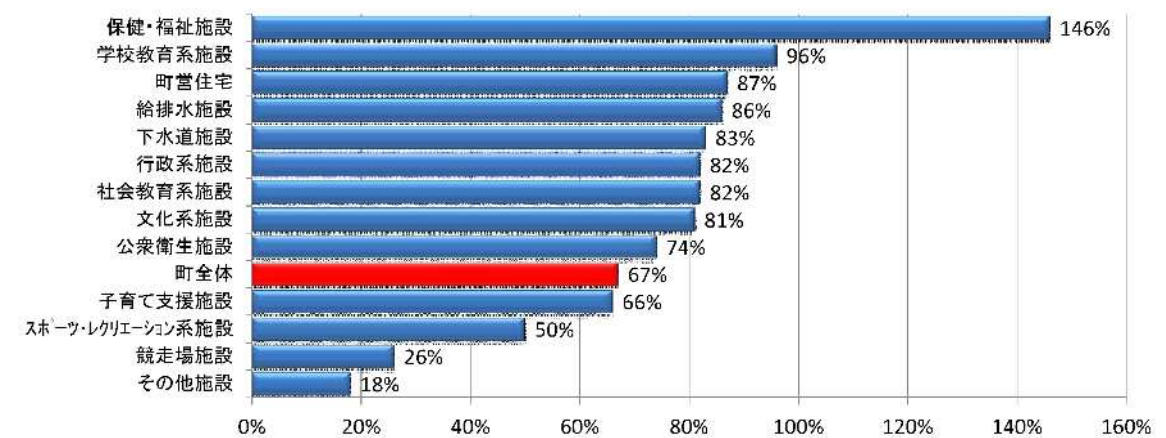
注：グラフの帯は延床面積（㎡）を示す。

図 1-15 主な用途大分類の経年別(30年未満・30年以上)延床面積(㎡)

(4) 用途大分類別耐用年数経過率

用途大分類にみた耐用年数経過率を集計すると、町の建築系公共施設全体の耐用年数経過率は67%と耐用年数の半分を経過している施設が多い状況であり、保健・福祉施設が100%を超えています。

一方、スポーツ・レクリエーション系施設や競走場施設は、新しい施設が多いため、耐用年数経過率は低くなっています。



注1：耐用年数経過率＝築後経過年数：耐用年数

注2：各用途大分類別の経過率は施設の延床面積で加重平均して算出しています。

注3：耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に基づいています。

図 1-16 用途大分類別耐用年数経過率

P15

3.2 インフラ系公共施設

(1) 道路

町が管理する道路は実延長 82,915m、面積は 529,006 m²となっています。また、道路の改良済実延長が 60,964m、未改良が 21,951mとなっています。

表 1-8 道路の状況 (令和元年度末現在)

種類	実延長 (m)		総面積 (m ²)		道路改良済実延長 (m)		道路未改良実延長 (m)	
	実延長	構成比	面積	構成比	実延長	構成比	実延長	構成比
町道1級	7,275	9%	114,832	22%	7,275	12%	0	0%
町道2級	10,514	13%	88,116	17%	10,063	17%	451	2%
その他町道	60,446	73%	302,603	57%	40,396	66%	20,050	91%
農道	3,846	4%	18,364	3%	2,396	4%	1,450	7%
自転車歩行者道	834	1%	5,091	1%	834	1%	0	0%
合計	82,915	100%	529,006	100%	60,964	100%	21,951	100%

(2) 橋りょう

橋りょうは総延長 186m、総面積 1,809 m²、橋数は総数 25 橋が整備されています。構造別に延長、面積、橋数を集計すると、PC (プレストレスト・コンクリート) 橋の延長は 77m、面積 1,040 m²、橋数は 8 橋、RC (鉄筋コンクリート) 橋の延長は 109m、面積 769 m²、橋数は 25 橋です。

橋りょうは、昭和 40 年～50 年代に多く整備されています。また、平成 8 年度には幅員が広い中山口 1 号橋と 2 号橋が整備され、橋りょう面積が大幅に増加しました。

表 1-9 構造別橋りょうの状況 (令和元年度末現在)

構造	延長 (m)	構成比	面積 (m ²)	構成比	橋数	構成比
PC 橋	77	41%	1,040	57%	8	32%
RC 橋	109	59%	769	43%	17	68%
合計	186	100%	1,809	100%	25	100%

表 1-10 建設年次別橋りょうの状況 (令和元年度末現在)

	S34		S40		S46		S48		S53		H8	
	延長(m)	橋数	延長(m)	橋数	延長(m)	橋数	延長(m)	橋数	延長(m)	橋数	延長(m)	橋数
PC 橋	0	0	27	4	0	0	15	1	20	1	9	1
RC 橋	4	1	40	8	19	1	13	1	0	0	7	1
合計	4	1	67	12	19	1	28	2	20	1	16	2

	H13		H17		H29	
	延長(m)	橋数	延長(m)	橋数	延長(m)	橋数
PC 橋	6	1	0	0	0	0
RC 橋	8	1	9	1	9	3
合計	14	2	9	1	9	3

P14

3.2 土木系公共施設

(1) 道路

町が管理する道路は実延長 81,922m、面積は 545,068 m²となっています。また、道路の改良済実延長が 47,696m、未改良が 34,226mとなっています。

表 1-6 道路の状況

種類	実延長 (m)		総面積 (m ²)		道路改良済実延長 (m)		道路未改良実延長 (m)	
	実延長	構成比	面積	構成比	実延長	構成比	実延長	構成比
町道1級	7,932	10%	129,805	24%	7,932	17%	0	0%
町道2級	9,894	12%	82,551	15%	7,719	16%	2,175	6%
その他町道	59,428	72%	309,608	57%	29,637	62%	29,791	87%
農道	3,846	5%	18,364	3%	2,408	5%	1,438	4%
自転車歩行者道	822	1%	4,740	1%	0	0%	822	3%
合計	81,922	100%	545,068	100%	47,696	100%	34,226	100%

(2) 橋りょう

橋りょうは総延長 178.65m、総面積 1,740.97 m²、橋数は総数 22 橋が整備されています。構造別に延長、面積、橋数を集計すると、PC (プレストレスト・コンクリート) 橋の延長は 25.77m、面積 453.08 m²、橋数は 2 橋、RC (鉄筋コンクリート) 橋の延長は 152.88m、面積 1,287.89 m²、橋数は 20 橋です。

橋りょうは、昭和 40 年～50 年代に多く整備されています。また、平成 8 年度には幅員が広い中山口 1 号橋と 2 号橋が整備され、橋りょう面積が大幅に増加しました。

表 1-7 構造別橋りょうの状況

構造	延長 (m)	構成比	面積 (m ²)	構成比	橋数	構成比
PC 橋	25.77	14%	453.08	26%	2	9%
RC 橋	152.88	86%	1,287.89	74%	20	91%
合計	178.65	100%	1,740.97	100%	22	100%

表 1-8 建設年次別橋りょうの状況

	S34		S40		S46		S48		S53		H8	
	延長(m)	橋数	延長(m)	橋数	延長(m)	橋数	延長(m)	橋数	延長(m)	橋数	延長(m)	橋数
PC 橋	0	0	0	0	0	0	0	0	20	1	0	0
RC 橋	4	1	69	12	20	1	28	2	0	0	16	2
合計	4	1	69	12	20	1	28	2	20	1	16	2

	H13		H17	
	延長(m)	橋数	延長(m)	橋数
PC 橋	6	1	0	0
RC 橋	8	1	9	1
合計	14	2	9	1

変更後

P16

(3) 下水道

下水道は総延長 97,509mで、汚水管が 93,864m、雨水管が 3,645mとなっています。管種別では、陶管が最も多く使われ、次いで塩ビ管の順になっています。管径別では、250mm 以下のものが最も多く使われています。

表 1-11 管種別施工状況 (令和元年度末現在)

種別	陶管	塩ビ管	コンクリート管	その他	合計
汚水	52,924m	10,839m	18,351m	11,750m	93,864m
種別	ヒューム管	ボックスカルバート管	シールド	合計	
雨水	2,806m	543m	296m	3,645m	

表 1-12 管径別施工状況 (令和元年度末現在)

種別	250mm以下	251～500mm	501～1,000mm	1,001～2,000mm	2,001～3,000mm	合計
汚水	84,255m	5,517m	1,363m	2,729m	0m	93,864m
雨水	0m	444m	439m	1,654m	1,108m	3,645m
総延長	84,255m	5,961m	1,802m	4,383m	1,108m	97,509m

(4) 漁港

漁港は防波堤、船揚場等の総延長が 3.541m、泊地面積が 74,003 m²となっています。

表 1-13 漁港施設の状況 (令和元年度末現在)

分類	延長	泊地面積
防波堤	583m	-
防砂堤	100m	-
護岸	1,381m	-
胸壁	79m	-
係留施設	842m	-
道路	556m	-
泊地	-	74,003 m ²
合計	3.541m	74,003 m ²

変更前

P15

(3) 下水道

下水道は総延長 96,835mで、汚水管が 93,263m、雨水管が 3,572mとなっています。管種別では、陶管が最も多く使われ、次いで塩ビ管の順になっています。管径別では、250mm 以下のものが最も多く使われています。

表 1-9 管種別施工状況

種別	陶管	塩ビ管	コンクリート管	その他	合計
汚水	54,908m	10,204m	10,106m	18,045m	93,263m
種別	ヒューム管	ボックスカルバート管	シールド	合計	
雨水	2,733m	543m	296m	3,572m	

表 1-10 管径別施工状況

種別	250mm以下	251～500mm	501～1,000mm	1,001～2,000mm	2,001～3,000mm	合計
汚水	83,654m	5,517m	1,363m	2,729m	0m	93,263m
雨水	0m	444m	366m	1,654m	1,108m	3,572m
総延長	83,654m	5,961m	1,729m	4,383m	1,108m	96,835m

3.3 公共施設等における更新費用の推計

(1) 基本的な考え方

推計は施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の費用（以下「単純更新費用」という）と長寿命化対策を反映した場合の費用（以下「長寿命化費用」という）を2046年（令和28年）まで算出しました。

(2) 更新費用の推計の考え方

① 単純更新費用

推計の詳細な条件は総務省が推奨している一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）における「公共施設更新費用試算ソフト」の条件に準拠しました。

② 長寿命化費用

単純更新費用に令和2年度（2020年度）末までに策定している個別施設計画（長寿命化計画）を反映し推計しました。

ただし、令和28年（2046年）まで推計していない計画や計画範囲が施設の一部に限定されている計画は反映していません。

(3) 対象とする公共施設等

対象とする施設は、建築系、インフラ系に分け、以下のとおりとしました。

① 建築系公共施設

普通会計に係る建築物（学校施設、町営住宅等）及び公営企業会計に係る建築物（競走場施設、下水道処理施設等）としました。

※地方独立行政法人芦屋中央病院が保有する施設は、本計画の対象外であるため、含まれていません。

② インフラ系公共施設

道路、橋りょう及び下水道（管きょ）としました。

※漁港施設については、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）における「公共施設更新費用試算ソフト」に更新単価が示されていないため、推計の対象からは除いています。

3.3 公共施設等における更新費用の推計

(1) 基本的な考え方

対象は、学校、町営住宅等の公共施設並びに道路、橋りょう及び下水道のインフラ資産とし、推計の詳細な条件は総務省が推奨している一般財団法人地域総合整備財団〈ふるさと財団〉における「公共施設更新費用試算ソフト」の条件に準拠しました。

したがって、個別計画の策定にあたっては、より本町の資産管理の実態に合わせた推計方法の検討及び調整が必要であり、公共施設等の将来における更新は当該試算ソフトの条件どおりに実施するものではありません。

なお、更新費用の推計の考え方については、巻末資料に示します。

(2) 建築系公共施設

建築系公共施設の更新条件は、次に示すとおり、用途大分類別に30年度分の更新費用を試算しました。

更新費用

項目	建替え費用		解体費用
	取得価格	取得価格不明	
建替え	取得価格	延床面積 × 建替え単価 ^{注1}	延床面積 × 解体単価 ^{注2}
大規模改修	取得価格 × $\frac{\text{大規模改修単価}^{\text{注1}}}{\text{建替え単価}^{\text{注1}}}$	延床面積 × 大規模改修単価 ^{注1}	

注1：公共施設更新費用試算ソフト（平成28年1月 総務省）が示す用途大分類別の単価。
 注2：「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」（平成25年12月 総務省）の単価。

更新時期

項目	時期
建替え	固定資産台帳に示された耐用年数経過時
大規模改修	固定資産台帳に示された耐用年数の1/2経過時

建替え・大規模改修を実施していない建物の処理

項目	時期
建替え	直近10年間に均等配分
大規模改修	直近10年間に均等配分

変更後	変更前
-----	-----

P17
 (3) 土木系公共施設
 土木系公共施設の更新条件は、次に示すとおり、用途大分類別に30年度分の更新費用を試算しました。

① 道路

更新費用

項 目	更新単価	更新頻度
道路（町道・農道）	4,700 円/㎡	15 年
道路（自転車歩行者道）	2,700 円/㎡	15 年

注：公共施設更新費用試算ソフト（平成28年1月 総務省）が示す単価。

② 橋りょう

更新費用

項 目	更新単価	更新頻度
橋りょう（PC橋）	425,000 円/㎡	60 年

注1：公共施設更新費用試算ソフト（平成28年1月 総務省）が示す単価。

注2：現在RC橋のものは、PC橋として更新することを前提としています。

③ 下水道（管きょ）

更新費用

項 目	更新単価	更新頻度
管径～250mm	61,000/m	50 年
管径 251～500mm	116,000/m	
管径 501～1,000mm	295,000/m	
管径 1,001～2,000mm	749,000/m	
管径 2,001～3,000mm	1,680,000/m	

注：公共施設更新費用試算ソフト（平成28年1月 総務省）が示す単価。

(4) 財源

更新費用の推計は事業費ベースで算出しており、国庫補助金、各種使用料収入、地方債等は考慮していません。そのため将来の更新時点における一般財源ベースの財政負担とは必ずしも一致しません。

また、公共下水道等の公営企業会計施設に係る経費については、地方財政法第6条により原則として料金収入が充当される独立採算制が前提とされていますので、一般財源ベースの財政負担は想定していません。

(4) 財源

更新費用の推計は事業費ベースで算出しており、国庫補助金、各種使用料収入、地方債等は考慮していません。そのため将来の更新時点における一般財源ベースの財政負担とは必ずしも一致しません。

また、公共下水道等の公営企業会計施設に係る経費については、地方財政法第6条により原則として料金収入が充当される独立採算制が前提とされていますので、一般財源ベースの財政負担は想定していません。

(5) 公共施設等（競走場施設を除く）の更新費用の比較

令和3年度（2021年度）から令和28年度（2046年度）のまでの26年間における更新費用について、競走場施設を除いた建築系公共施設とインフラ系公共施設の、比較を行いました。

なお、競走場施設を除いたのは、建築系公共施設全体の約3割の延床面積を占める競走場施設を含めてしまうと全国の類似団体との比較ができないためです。

① 単純更新費用と長寿命化費用の比較

単純更新費用は、26年間で668億円になるのに対し、長寿命化費用は558億円となり、長寿命化対策により110億円のコスト削減となります。

また、1年あたりの平均額で比較すると、単純更新費用は25.7億円、長寿命化費用は21.5億円となり、長寿命化対策により1年あたり4.2億円のコスト削減となります。

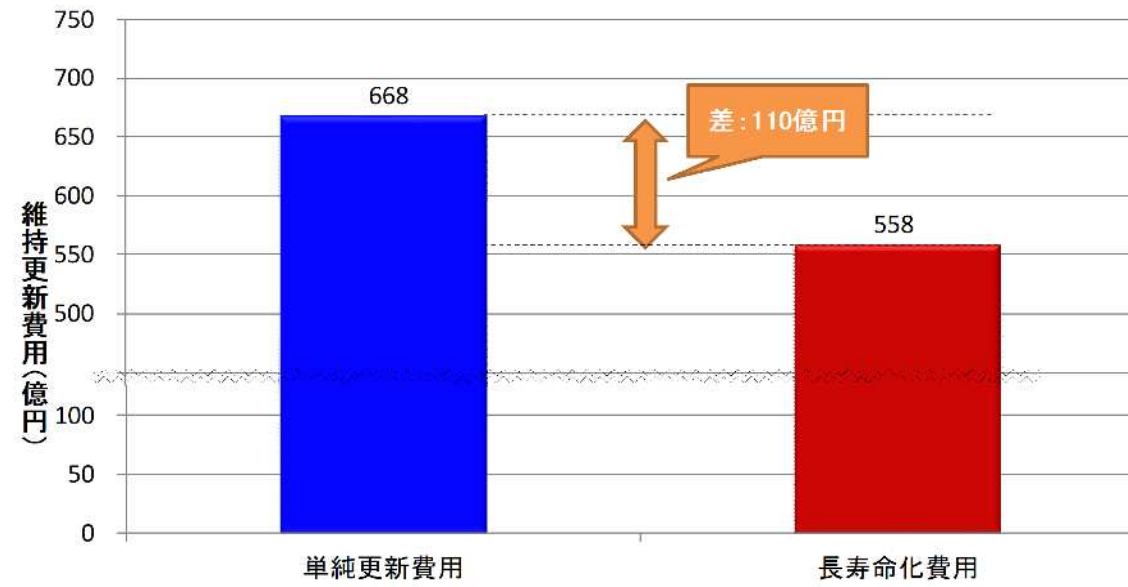


図 1-18 公共施設等の維持更新費用の比較 ※競走場施設除く

(5) 推計結果

① 建築系公共施設（公営企業会計施設を除く）

建築系公共施設の建替え及び大規模改修に係る費用は、長寿命化等の対策をとらずに現在の施設をそのまま維持した場合、今後30年間で300億円が必要となります。年間にすると10.0億円が必要です。

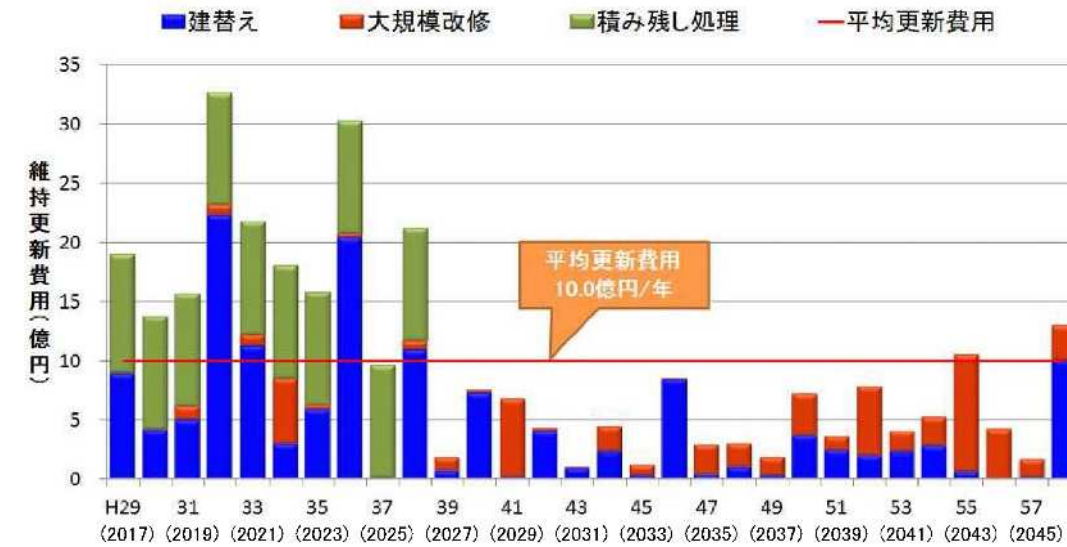


図 1-18 建築系公共施設の更新費用 ※公営企業会計施設除く

② 公営企業会計施設

公営企業会計施設である競走場施設及び下水道施設の建替え及び大規模改修に係る費用は、長寿命化等の対策をとらずに現在の施設をそのまま維持した場合、今後30年間で153億円が必要となります。年間にすると5.1億円が必要です。

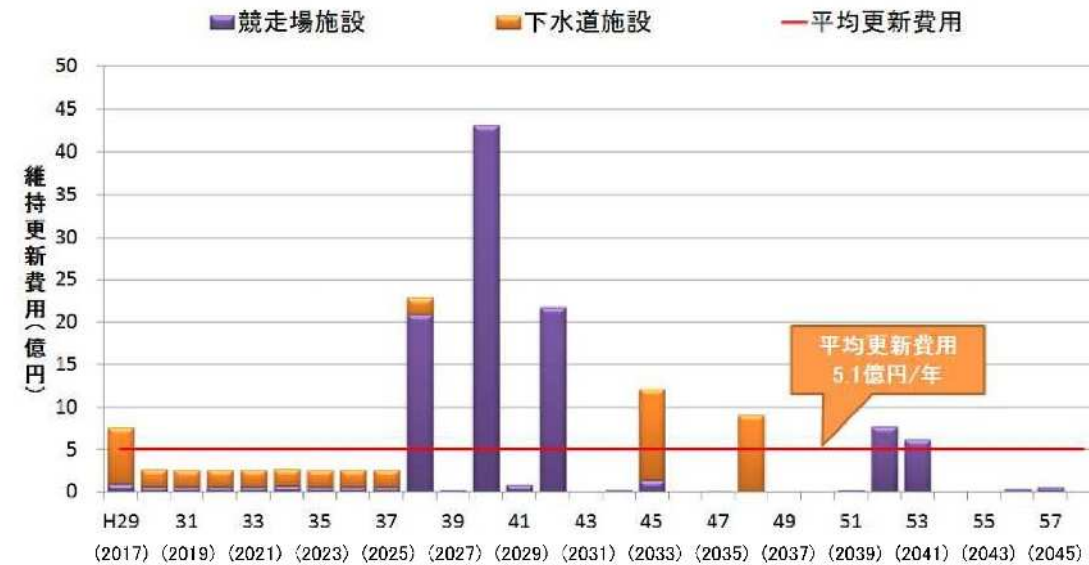


図 1-19 公営企業会計施設の更新費用

P 19

③ 土木系公共施設

土木系公共施設の更新に係る費用は、長寿命化等の対策をとらずに現在の施設をそのまま維持した場合、今後 30 年間で 162 億円が必要となります。年間にすると 5.4 億円が必要です。



図 1-20 土木系公共施設の更新費用推計

変更後

P 19

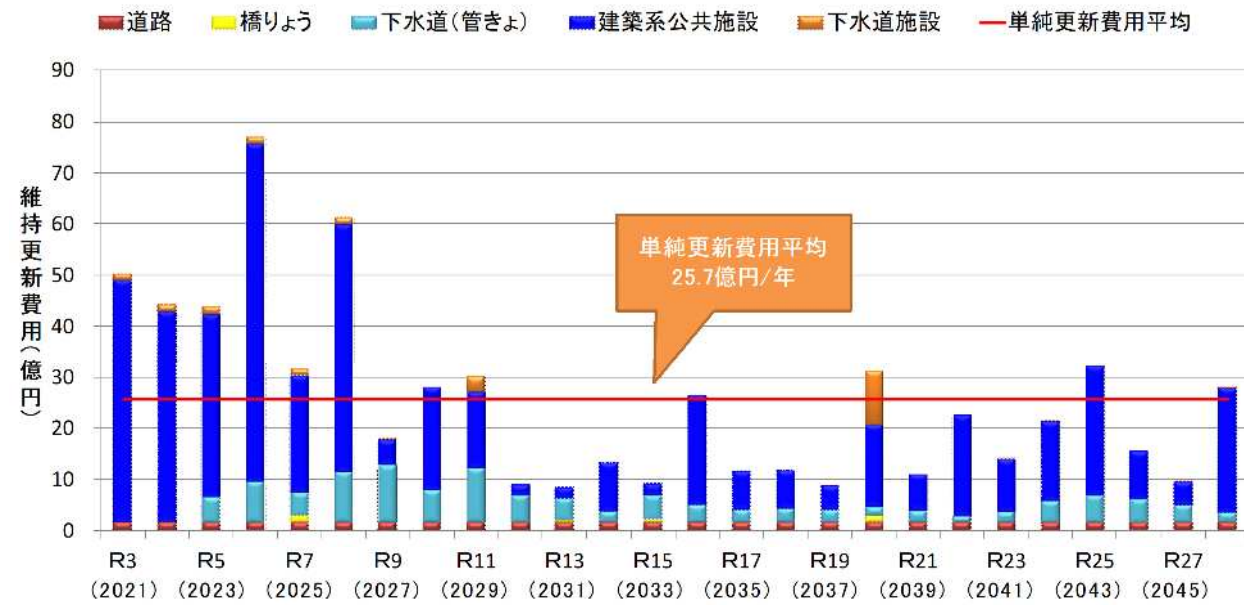


図 1-19 公共施設等の単純更新費用 ※競走場施設除く



図 1-20 公共施設等の長寿命化費用 ※競走場施設除く

変更前

P 20

④ 公共施設等の将来更新費用推計

公営企業会計施設を含む、建築系公共施設と土木系公共施設の今後 30 年間の更新費、総額は、615 億円であり、年間の平均額は 20.5 億円が必要となります。

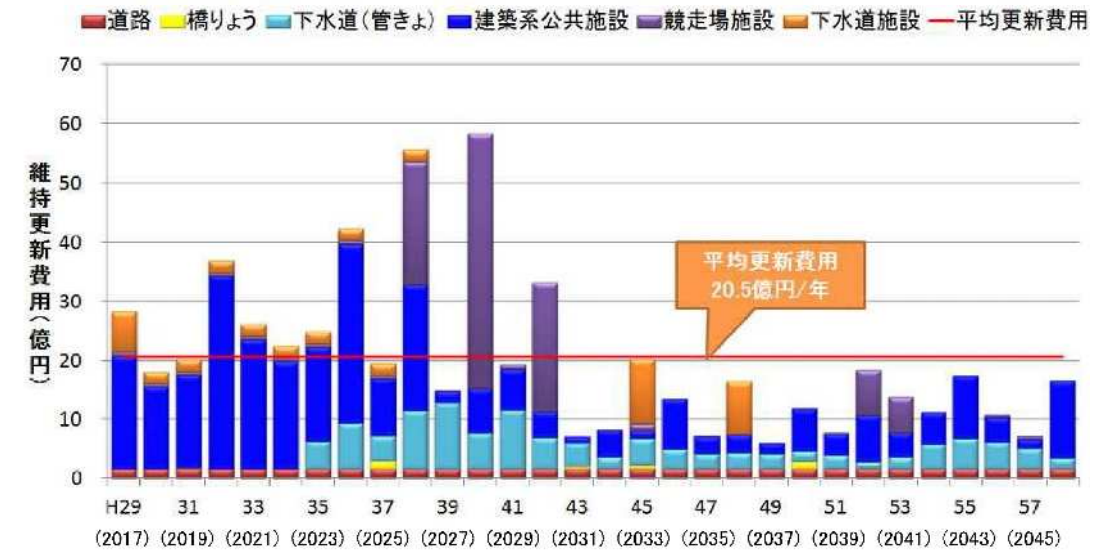


図 1-21 公共施設等の更新費用推計

⑤ 公共施設等の将来更新費用推計 (競走場施設を除く)

建築系公共施設と土木系公共施設の今後 30 年間の更新費用総額は、507 億円であり、年間の平均額は 16.9 億円が必要となります。



図 1-22 公共施設等の更新費用推計 ※競走場施設除く

② 過去 10 年間の投資額と長寿命化費用の比較（年平均）

過去 10 年間における維持修繕費と投資的経費の年平均投資額は 17.3 億円になります。それに対し、長寿命化費用は 26 年間で総額 558 億円、年平均額は 21.5 億円となり、4.2 億円の差があります。

P 21

(6) 公共施設等の将来更新費用（競走場施設を除く）と投資額の比較

公共施設等の将来更新費用と投資額の比較は、競走場施設を除いた建築系公共施設と土木系公共施設の将来更新費用から推計しています。

これは、建築系公共施設全体の約 3 割の延床面積を占める競走場施設を含めてしまうと全国の類似団体との比較ができないことによるものです。

この条件により、今後 30 年間の更新費用を推計すると総額 507 億円となり、1 年あたりの平均額では 17 億円の更新費用が必要となります。一方、過去 5 年間における普通会計の維持修繕費と投資的経費の合計は 9 億円であり、8 億円の差があります。

30 年間の更新費用総額: 507 億円(年平均 17 億円)

過去 5 年間の平均投資額: 9 億円

年間差額 8 億円

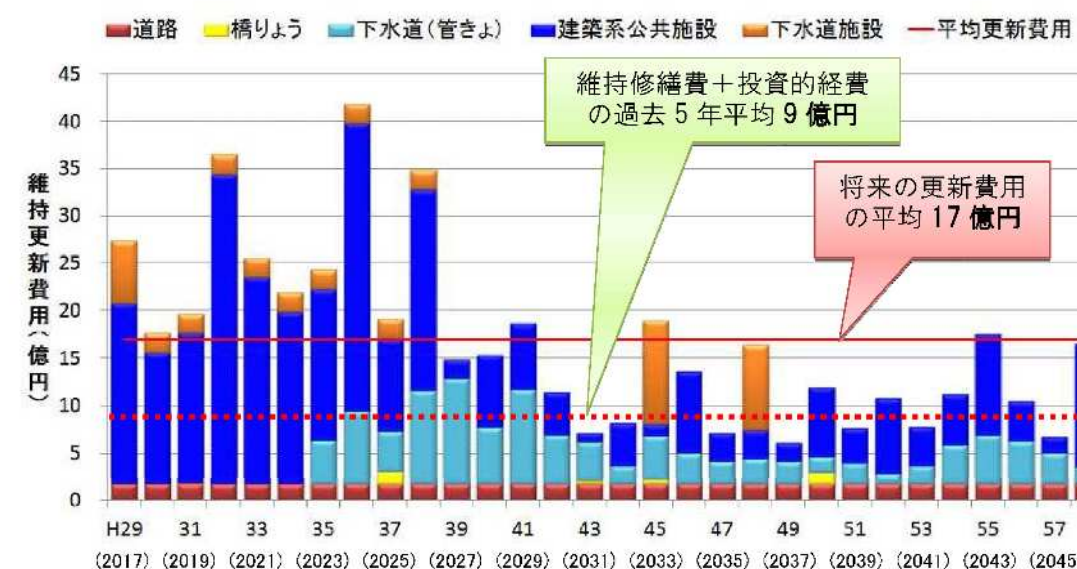


図 1-23 公共施設等の更新費用推計 ※競走場施設除く

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

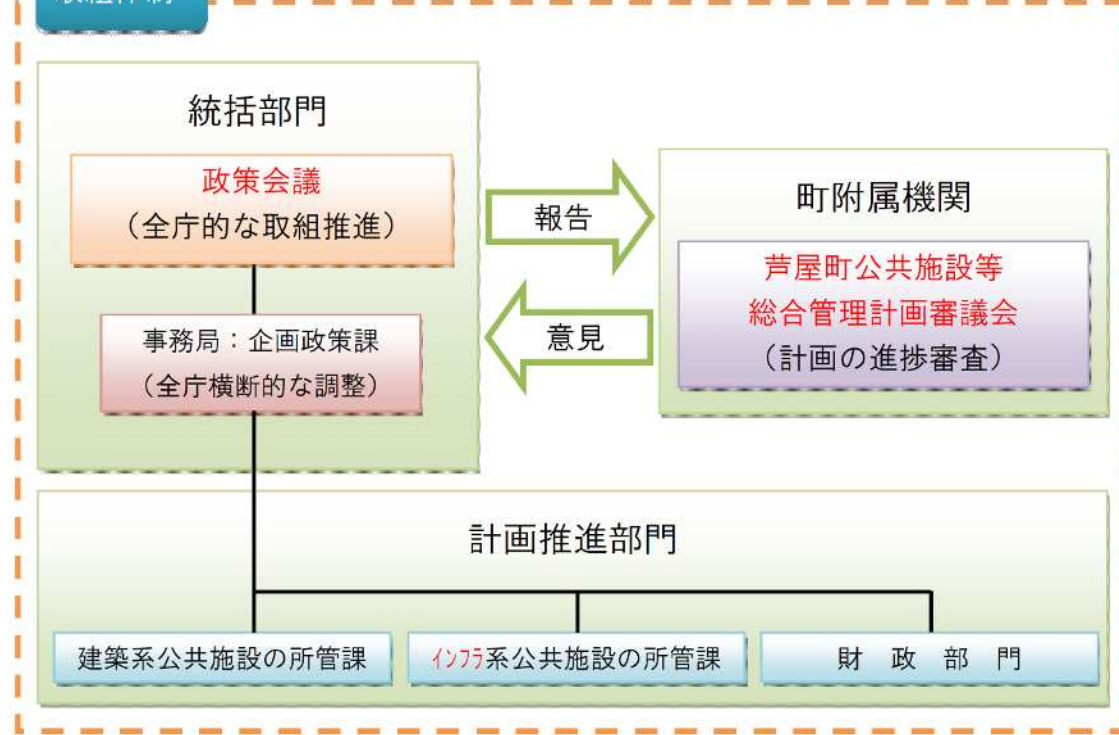
1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

1.1 取組体制

これまで、本町では公共施設等の維持管理や再配置等の全般的な業務については、各施設所管部門が中心となり実施してきました。今後は、本町の公共施設等総合管理計画を総合的かつ計画的に管理し、全庁的な取組みとするため、「政策会議」において公共施設等のマネジメントを進めていきます。

また、公共施設等総合管理計画の進捗管理と各施設所管課の情報共有や全体調整等は企画政策課において実施することとし、町附属機関である「芦屋町公共施設等総合管理計画審議会」に進捗状況を報告し意見を求めます。

取組体制



1.2 情報共有方策

全庁的な取組体制のもとで、情報共有に係る方策を次のとおり定めます。

- 固定資産台帳の更新を全庁的に取組み、施設の異動更新情報を共有化することで個別計画の策定や施設の見直し等に活用します。
- 各施設所管課において策定した個別計画を全庁的に共有化します。
- 住民アンケートやパブリックコメントの積極的な活用を図り、住民や関係団体との情報共有や意見の反映を促進します。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

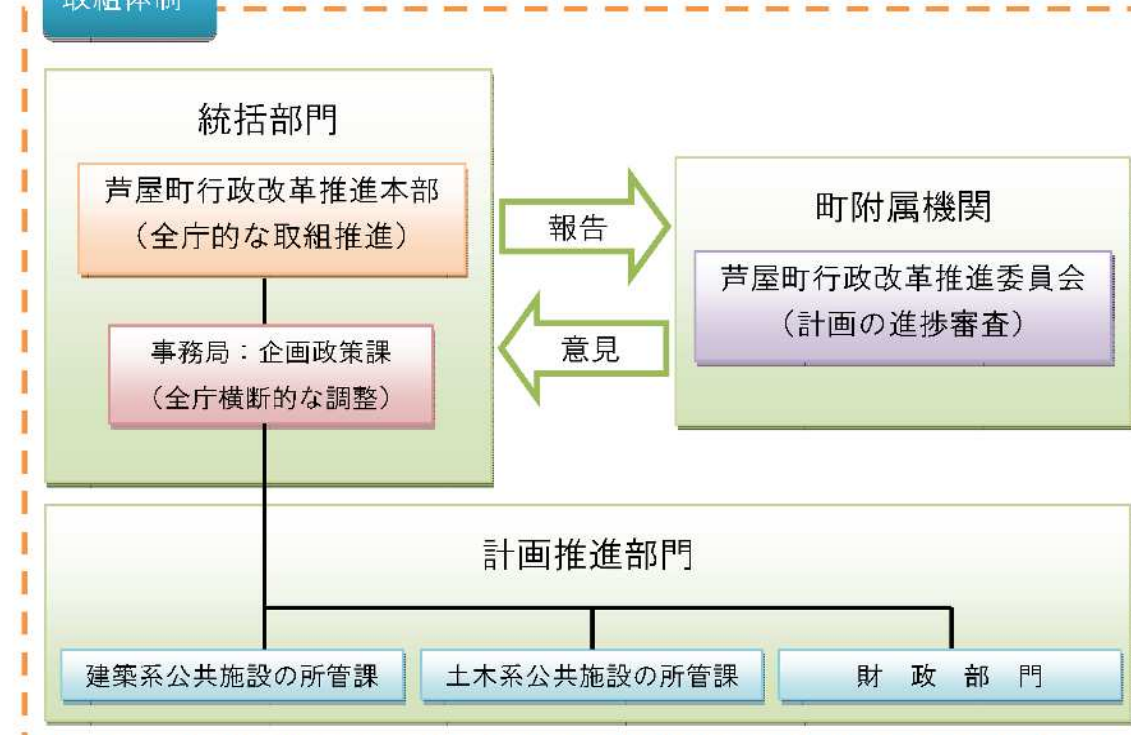
1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

1.1 取組体制

これまで、本町では公共施設等の維持管理や再配置等の全般的な業務については、各施設所管部門が中心となり実施してきました。今後は、本町の公共施設等総合管理計画を総合的かつ計画的に管理し、全庁的な取組みとするため、「芦屋町行政改革推進本部」において公共施設等のマネジメントを進めていきます。

また、公共施設等総合管理計画の進捗管理と各施設所管課の情報共有や全体調整等は企画政策課において実施することとし、町附属機関である「芦屋町行政改革推進委員会」に進捗状況を報告し意見を求めます。

取組体制



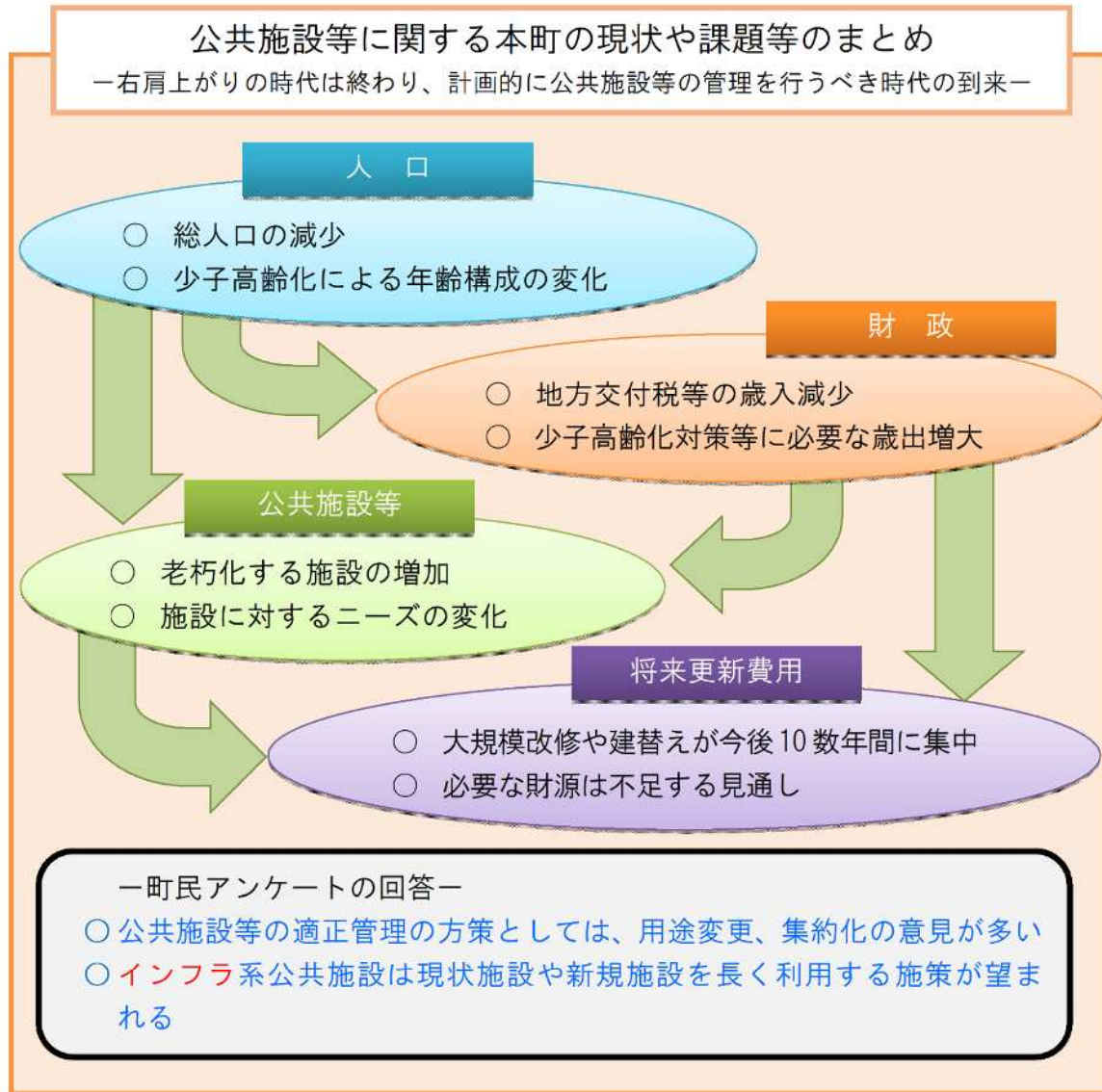
1.2 情報共有方策

全庁的な取組体制のもとで、情報共有に係る方策を次のとおり定めます。

- 固定資産台帳の更新を全庁的に取組み、施設の異動更新情報を共有化することで個別計画の策定や施設の見直し等に活用します。
- 各施設所管課において策定した個別計画を全庁的に共有化します。
- 住民アンケートやパブリックコメントの積極的な活用を図り、住民や関係団体との情報共有や意見の反映を促進します。

2 現状や課題に関する基本認識

本町では、公共施設等の現況、人口及び財政の現況と将来見通し等を踏まえて、現状や課題に関する基本認識を以下の通りに整理しました。

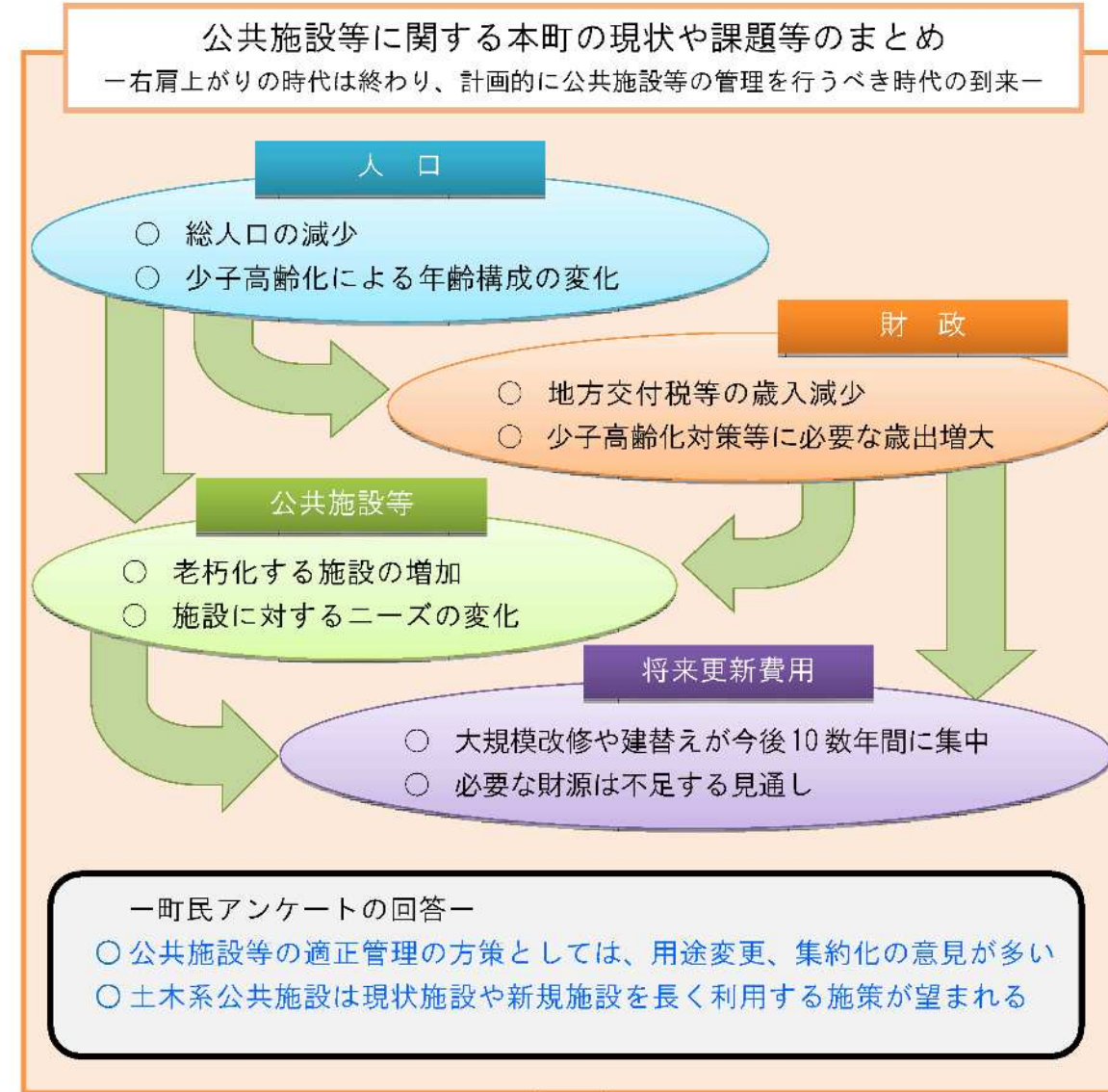


現状や課題に関する基本認識のまとめ

- 将来への備えも含めて、以下の課題があります。
- 過去の特定時期(S30年代後半～S50年代前半)に整備された公共施設の一斉更新に備える必要性
 - 計画的な維持管理によって機能維持を図る必要性
 - 官民連携による効率的かつ効果的な施設管理の必要性

2 現状や課題に関する基本認識

本町では、公共施設等の現況、人口及び財政の現況と将来見通し等を踏まえて、現状や課題に関する基本認識を以下の通りに整理しました。



現状や課題に関する基本認識のまとめ

- 将来への備えも含めて、以下の課題があります。
- 過去の特定時期(S30年代後半～S50年代前半)に整備された公共施設の一斉更新に備える必要性
 - 計画的な維持管理によって機能維持を図る必要性
 - 官民連携による効率的かつ効果的な施設管理の必要性

3.2 目指すべき数値目標

本町は、「公共施設等マネジメント目標」の実現をより確かなものとするために、将来の維持更新費用の平準化・縮減に関して、目指すべき数値目標を設定します。

【数値目標】

今後 30 年間で建築系公共施設の
延床面積を **25%** 削減

<目標値の算出根拠>

① 削減目標の考え方

削減目標は、一人当たりの延床面積を計算根拠として設定しました。

② 削減目標の基準となる延床面積

本町の建築系公共施設は、住民一人当たりの延床面積が平成 26 年度末現在、7.51 m²/人です。

③ 削減目標を算定するうえで比較する指標

削減目標は、合併町村を除く全国の類似団体について、建築系公共施設の延床面積及び人口を集計した一人当たり延床面積の平均値を用いました。

類似団体は全国で 57 団体があり、その平均は 5.74 m²/人です。

削減目標の算定

$$\text{削減目標} = (\text{芦屋町一人当たり延床面積} - \text{全国類似団体平均一人当たり延床面積}) \div \text{芦屋町一人当たり延床面積}$$

$$25\% \div (7.51 \text{ m}^2/\text{人} - 5.74 \text{ m}^2/\text{人}) \div 7.51 \text{ m}^2/\text{人}$$

④ 目標値の検証

削減目標の妥当性について、将来人口の減少割合で検証しました。

本町の総人口は、「芦屋町人口ビジョン(平成 28 年 3 月策定)」において平成 27 年(2015 年)の 14,556 人から令和 39 年(2045 年)の 11,224 人まで、約 30 年間で 23%減少すると推計しています。

延床面積を指標とした削減目標の 25%は、人口減少率と同程度となっており、将来人口に見合った目標数値と考えます。

※「芦屋町人口ビジョン(令和 2 年度改訂版)」においては、令和 39 年(2045 年)の人口は 8,773 人と推計されています。

⑤ インフラ系公共施設について

インフラ系公共施設については支出の削減に努めますが、生活基盤が中心となることから総量縮減に関する目標値は設定しません。

3.2 目指すべき数値目標

本町は、「公共施設等マネジメント目標」の実現をより確かなものとするために、将来の維持更新費用の平準化・縮減に関して、目指すべき数値目標を設定します。

【数値目標】

今後 30 年間で建築系公共施設の
延床面積を **25%** 削減

<目標値の算出根拠>

① 削減目標の考え方

削減目標は、一人当たりの延床面積を計算根拠として設定しました。

② 削減目標の基準となる延床面積

本町の建築系公共施設は、住民一人当たりの延床面積が平成 26 年度末現在、7.51 m²/人です。

③ 削減目標を算定するうえで比較する指標

削減目標は、合併町村を除く全国の類似団体について、建築系公共施設の延床面積及び人口を集計した一人当たり延床面積の平均値を用いました。

類似団体は全国で 57 団体があり、その平均は 5.74 m²/人です。

削減目標の算定

$$\text{削減目標} = (\text{芦屋町一人当たり延床面積} - \text{全国類似団体平均一人当たり延床面積}) \div \text{芦屋町一人当たり延床面積}$$

$$25\% \div (7.51 \text{ m}^2/\text{人} - 5.74 \text{ m}^2/\text{人}) \div 7.51 \text{ m}^2/\text{人}$$

④ 目標値の検証

削減目標の妥当性について、将来人口の減少割合で検証しました。

本町の総人口は、「芦屋町人口ビジョン」において平成 27 年(2015 年)の 14,556 人から平成 57 年(2045 年)の 11,224 人まで、約 30 年間で 23%減少すると推計しています。

延床面積を指標とした削減目標の 25%は、人口減少率と同程度となっており、将来人口に見合った目標数値と考えます。

⑤ 土木系公共施設について

土木系公共施設については支出の削減に努めますが、生活基盤が中心となることから総量縮減に関する目標値は設定しません。

第3章 用途大分類別の管理に関する基本的な方針

1 建築系公共施設

用途大分類別の管理に関する基本的な方針は、施設の躯体だけでなく、施設の長期的な利用を前提として施設内の設備も含めた方針を示しています。

1.1 学校教育系施設

(1) 現状と課題

- 芦屋小学校、芦屋東小学校、山鹿小学校、芦屋中学校、芦屋町学校給食センターの5施設（延床面積 30,114 m²）のうち、築 30 年以上を経過している建物が全体の 92% を占めています。また、耐用年数経過率は、芦屋小学校が 115%、その他の小中学校も 98% を超過しており、全体的に老朽化が進行しています。
- 小中学校の施設については、平成 20 から 22 年度にかけて耐震診断を行い、平成 21 から 23 年度に必要な耐震化工事を実施済みです。
- 学校施設については、トイレ改修、空調施設の整備等、教育環境の整備充実に取り組んできました。今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施するとともに、児童・生徒が安全かつ快適に学習できる環境づくりに努める必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 将来的な児童・生徒数や地域人口の減少を見据え、学校施設規模の見直し、地域コミュニティの中核施設としての役割強化等、将来の学校施設のあり方について検討を進めます。
- 利用者の利便性・効率性の観点から学童クラブ等の併設・複合化等の可能性について検討します。
- 平成 27 年度に建替えた学校給食センターは、児童・生徒の心身の健全な発達及び食育の推進を図るため、現状の施設を維持します。

② 維持管理等の適正化

- 児童・生徒が安全かつ快適に学習できる環境づくりのため、「芦屋町学校施設等長寿命化計画」に基づき、中長期的な観点から維持更新費用の低減化と施設の有効活用を図ります。
- 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

第3章 用途大分類別の管理に関する基本的な方針

1 建築系公共施設

用途大分類別の管理に関する基本的な方針は、施設の躯体だけでなく、施設の長期的な利用を前提として施設内の設備も含めた方針を示しています。

1.1 学校教育系施設

(1) 現状と課題

- 芦屋小学校、芦屋東小学校、山鹿小学校、芦屋中学校、芦屋町学校給食センターの5施設（延床面積 29,482 m²）のうち、築 30 年以上を経過している建物が全体の 96% を占めています。また、耐用年数経過率は、芦屋小学校が 106%、その他の小中学校も 88% を超過しており、全体的に老朽化が進行しています。
- 小中学校の施設については、平成 20～22 年度にかけて耐震診断を行い、平成 21～23 年度に必要な耐震化工事を実施済みです。
- 学校施設については、屋外防水や外壁補修等の大規模改修や学校の耐震化等、教育環境の整備充実に取り組んできました。今後も引き続き計画的に整備を行い、児童・生徒が安全かつ快適に学習できる環境づくりに努める必要があります。

(2) 基本方針

① 総量及び配置の適正化

- 将来的な児童・生徒数や地域人口の減少を見据え、学校施設規模の見直し、地域コミュニティの中核施設としての役割強化等、将来の学校施設のあり方について検討を進めます。
- 利用者の利便性・効率性の観点から学童クラブ等の併設・複合化等の可能性について検討します。
- 新たに建替えた学校給食センターは、児童・生徒の心身の健全な発達及び食育の推進を図るため、現状の施設を維持します。

② 維持管理等の適正化

- 児童・生徒が安全かつ快適に学習できる環境づくりのため、文部科学省が示す長寿命化計画策定に係る手引き等に基づき、長寿命化計画を策定し、中長期的な観点から維持更新費用の低減化と施設の有効活用を図ります。
- 設備や躯体等の点検を適切に行い、必要に応じて計画的に改修や修繕等を実施し、施設全体が長期的に利用できるよう努めます。
- 新たに建替えた学校給食センターは、給食の安定供給と衛生環境の維持向上を図るために、設備の保守点検、定期的な改修や更新、機能向上に向けた維持管理を適切に実施します。

変更後	変更前
<p>1.2 社会教育系施設</p> <hr/> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館、町民会館の4施設(延床面積 8,104 m²)すべてが築30年以上を経過しています。 ○ 災害時の避難施設である芦屋町中央公民館と町民会館については、平成19年から20年度 <p>P31</p> <p>に耐震診断を行い、耐震化の必要性がないことを確認済みです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町中央公民館については、平成20年度から21年度にかけて改修工事を実施済みです。 ○ 町民会館については、平成20年度から21年度、及び令和2年度に改修工事を実施済みです。 ○ 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。 <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化等により建替えを検討する際は、利用実態等から必要に応じて集約化や複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方を検討します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育系施設については、「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施し、利用者の安全確保や維持管理費の低減化を図ります。 ○ 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。 <p>1.3 文化系施設</p> <hr/> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋釜の里、芦屋歴史の里、歴史民俗資料収蔵庫、ひらた船保存棟の4施設(延床面積 2,313 m²)のうち、築30年以上経過している建物は全体の59%です。 ○ ひらた船保存棟の耐用年数経過率が260%、芦屋釜の里が104%であり、老朽化が進行しています。 ○ 芦屋町には、国、福岡県及び芦屋町指定の文化財が多くあります。文化系施設は、地域の歴史・文化の発信や継承の中核を担う役割が求められます。 ○ 芦屋釜の里については、重要文化財^{あしやあられにしんがりがま}芦屋藪地真形釜を収蔵展示するため、施設改修工事を実施します。 ○ 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。 	<p>P33</p> <p>1.2 社会教育系施設</p> <hr/> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町中央公民館、芦屋東公民館、山鹿公民館、町民会館の4施設(延床面積 8,104 m²)すべてが築30年以上を経過しています。 ○ 町民会館の耐用年数経過率は98%であり、老朽化が進行しています。 ○ 災害時の避難施設である芦屋町中央公民館と町民会館については、平成19～20年度に耐震診断を行い、耐震化の必要性がないことを確認済みです。 ○ 平成20年度から21年度にかけて、芦屋町中央公民館や町民会館の改修を行い、機能の充実を図りましたが、今後も引き続き計画的に整備を行い、住民が生涯にわたり学ぶことができ、その成果が活かされる環境づくりに努める必要があります。 <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化等により建替えを検討する際は、利用実態等から必要に応じて集約化や複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方を検討します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町中央公民館及び町民会館は、災害時の避難施設であることから、安全かつ長期的な利用を見据え、設備や躯体の点検を適切に行います。また、計画的に改修や修繕等を実施し、利用者の安全確保や維持管理費の低減化を図ります。 ○ その他の公民館についても、計画的に改修や更新を行い、利用者の安全確保や維持管理費の低減化を図ります。 <p>1.3 文化系施設</p> <hr/> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋釜の里、芦屋歴史の里、歴史民俗資料収蔵庫、ひらた船保存棟の4施設(延床面積 2,313 m²)のうち、築30年以上経過している建物は全体の59%です。 ○ ひらた船保存棟の耐用年数経過率が227%、芦屋釜の里が92%であり、老朽化が進行しています。 ○ 芦屋町には、福岡県及び芦屋町指定の文化財が多くあります。文化系施設は、地域の歴史・文化の発信や継承の中核を担う役割が求められます。 <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化等により建替えを検討する際は、必要に応じて集約化や複合化等の可能性も含め、施設の適正なあり方を検討します。

変更後	変更前
<p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化等により建替えを検討する際は、必要に応じて集約化や複合化等の可能性も含め、施設の適正なあり方を検討します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 来館者の安全確保、展示物や保管物を適正に管理するため、設備や躯体の点検を適切に行います。 ○ 芦屋釜の里、芦屋歴史の里及び歴史民俗資料収蔵庫については、「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施し、利用者の安全確保や維持管理費の低減化を図ります。 <p>P 32</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ひらた船保存棟についても、設備や躯体等の点検を適切に行い、必要に応じて計画的に改修や修繕等を実施し、施設全体が長期的に利用できるよう努めます。 ○ 民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。 ○ 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。 <p>1.4 スポーツ・レクリエーション系施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ施設 7 施設（延床面積 7,246 ㎡）は弓道場の一部を除き、築 30 年を経過しています。青少年野外訓練場は耐用年数経過率が 129%、武道館は 104%であり、それぞれ老朽化が進行しています。 ○ 総合体育館・コミュニティセンターについては、平成 30 年度に改修工事を実施済みです。 ○ レクリエーション・観光施設 1 施設、保養施設 1 施設（延床面積 5,470 ㎡）のうち、芦屋海浜公園レジャープールや国民宿舎マリンテラスあしやは、築 30 年未満です。また、芦屋海浜公園レジャープールの耐用年数経過率は 44%。国民宿舎マリンテラスあしやは 43%であり、建物は比較的新しいですが、設備の老朽化が進んでいます。 ○ 芦屋海浜公園レジャープールや国民宿舎マリンテラスあしやは、指定管理者制度に移行しています。 ○ 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。 	<p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 来館者の安全確保、展示物や保管物を適正に管理するため、設備や躯体の点検を適切に行います。また、計画的に改修や修繕等を実施し、施設の機能維持と有効活用を図ります。 ○ 民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。 <p>P 34</p> <p>1.4 スポーツ・レクリエーション系施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ施設 7 施設（延床面積 7,247 ㎡）のうち、武道館、小体育館、弓道場、総合運動公園テニスコートハウスは、築 30 年を経過しています。青少年野外訓練場は耐用年数経過率が 128%、武道館は 94%であり、それぞれ老朽化が進行しています。 ○ レクリエーション・観光施設 1 施設、保養施設 1 施設（延床面積 5,470 ㎡）のうち、芦屋海浜公園レジャープールや国民宿舎マリンテラスあしやは、築 30 年未満です。また、芦屋海浜公園レジャープールの耐用年数経過率は 37%。国民宿舎マリンテラスあしやは 32%であり、建物は比較的新しいですが、設備の老朽化が進んでいます。 ○ 芦屋海浜公園レジャープールや国民宿舎マリンテラスあしやは、指定管理者制度に移行しています。 ○ 「芦屋町スポーツ振興基本計画」に基づき、今後も引き続き計画的に整備を行い、各種体育施設の適切な管理をはじめ、住民が生涯にわたりスポーツやレクリエーション活動に親しむことができる環境づくりに努める必要があります。

変更後	変更前
<p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来人口の減少や少子高齢化、スポーツ振興による利用需要やレジャー人口の変化を見据え、老朽化等により建替えを検討する際は、移設や集約化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスの維持向上と利用者の安全確保を図る観点から、^{くまひ}躯体や設備の点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ 武道館、小体育館、総合体育館・コミュニティセンター、弓道場及び総合運動公園テニスコートハウスについては、「芦屋町生涯学習施設個別施設計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施し、利用者の安全確保や維持管理費の低減化を図ります。 ○ 芦屋海浜公園レジャープールや国民宿舎マリンテラスあしやについては、「芦屋海浜公園施設長寿命化計画」や「国民宿舎マリンテラスあしや長寿命化計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ その他スポーツ・レクリエーション系施設についても、引き続き計画的に改修や修繕等を実施するとともに、安全で快適に利用できるよう適切な維持管理を行います。 ○ 指定管理者制度の適切な運用に努め、民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。 ○ 個別施設計画及び長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。 <p>P 33</p> <p>しを行います。</p> <p>1.5 子育て支援施設</p> <hr/> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山鹿小学校区学童クラブ、山鹿保育所、芦屋町子育て支援センターたんぼぼの 3 施設（延床面積 1,646 m²）のうち、築 30 年以上を経過している建物が全体の 87%を占め、耐用年数経過率は 64～89%となっています。 ○ 芦屋町子育て支援センターたんぼぼ及び山鹿保育所は、指定管理者制度に移行しています。 ○ 緑ヶ丘保育所については、平成 31 年度に施設を譲渡し、民営化が完了しています。 ○ 子育て支援施設については、今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援事業の拡充や質の向上を推進していく必要があります。 	<p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来人口の減少や少子高齢化、スポーツ振興による利用需要やレジャー人口の変化を見据え、老朽化等により建替えを検討する際は、移設や集約化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスの維持向上と利用者の安全確保を図る観点から、^{くまひ}躯体や設備の点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ 総合体育館については、今後、大規模改修を検討しており、長寿命化を図ります。 ○ 設備の老朽化が進んでいる芦屋海浜公園レジャープールや国民宿舎マリンテラスあしやについては、計画的な設備の更新を図ります。 ○ 指定管理者制度の適切な運用に努め、民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。 <p>1.5 子育て支援施設</p> <hr/> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山鹿小学校区学童クラブ、山鹿保育所、緑ヶ丘保育所、芦屋町子育て支援センターたんぼぼの 4 施設（延床面積 3,603 m²）のうち、築 30 年以上を経過している建物が全体の 79%を占め、耐用年数経過率は 47～79%となっています。 ○ 芦屋町子育て支援センターたんぼぼ、山鹿保育所及び緑ヶ丘保育所は、指定管理者制度に移行しています。 ○ 「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、今後も引き続き計画的に整備を行い、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援事業の拡充や質の向上を推進していく必要があります。

変更後	変更前
<p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所については、現在の施設の長期利用を前提とした改修や修繕等を計画的に実施するとともに、民間移譲等についても検討します。 ○ 老朽化等により建替えを検討する際は、利用者の利便性・効率性の観点からその他の施設との併設、複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方を検討します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の子育て支援事業の拡充や質の向上を図ります。 ○ 子育て支援センターたんぽぽについては、「芦屋町子育て支援センター個別施設計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ その他子育て支援施設についても、幼児・園児・児童の安全確保と快適な施設環境の整備を図る観点から、躯体や設備等について点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ 指定管理者制度の適切な運用に努め、民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。 ○ 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。 <p>1.6 保健・福祉施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老人憩の家山鹿荘・寿楽会館・鶴松荘、老人陶芸教室、福祉会館の 5 施設（延床面積 1,747 m²）があり、福祉会館の一部を除き、築 30 年を経過しています。また、老人憩の家 3 施設は木造のため、耐用年数経過率は 191～214%であり、設備も含めて老朽化が進行しています。 ○ 施設の老朽化のため、多額の修繕費用が発生しています。 	<p>P 35</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所については、現在の施設の長期利用を前提とした改修や修繕等を計画的に実施するとともに、将来的に民間移譲等についても検討します。 ○ 老朽化等により建替えを検討する際は、利用者の利便性・効率性の観点からその他の施設との併設、複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方を検討します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、地域の子育て支援事業の拡充や質の向上を図ります。 ○ 幼児・園児・児童の安全確保と快適な施設環境の整備を図る観点から、躯体や設備等について点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ 指定管理者制度の適切な運用に努め、民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。 <p>1.6 保健・福祉施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老人憩の家山鹿荘・寿楽会館・鶴松荘、老人陶芸教室、福祉会館の 5 施設（延床面積 1,747 m²）があり、福祉会館の一部を除き、築 30 年を経過しています。また、老人憩の家 3 施設は木造のため、耐用年数経過率は 166～191%であり、設備も含めて老朽化が進行しています。 ○ 施設の老朽化のため、多額の修繕費用が発生しています。

変更後	変更前
<p>P 34</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化の進む老人憩の家は、将来の人口減少や少子高齢化に伴う利用需要の変化を見据え、施設の集約化や複合化等も含め、施設の適正なあり方について検討します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健・福祉施設については、安全で快適な施設環境の整備を進め、利用者の安全確保を図る観点から、躯体や設備の点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ 老人憩の家については、利用者ニーズ等を把握し、サービス内容や質の充実等を図ります。 ○ 指定管理者制度の適切な運用に努め、民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。 <p>1.7 町営住宅</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町営住宅及び集会所 16 施設（延床面積 44,643 m²）のうち、築 30 年を経過している建物は全体の 77%を占めています。特に幸町団地、高浜団地、鶴松団地、鶴松中層団地は、老朽化が進行しています。 ○ 後水団地については、平成 30 年度に建替え工事を実施するとともに、鶴松中層団地については、令和 2 年度から 3 年度に改修工事を実施済みです ○ 町営住宅の管理戸数の削減とともに、既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。 <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、町営住宅の建替えや用途廃止を実施し、今後の人口減少、少子高齢化、世帯動向等を踏まえた施設の適正化を図ります。 ○ 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町営住宅については、「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ 居住者及び地域住民に対する安全確保と環境整備を図る観点から、管理データベースを整備し、日常的維持管理や計画的な修繕時期の確認に利用します。 ○ 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。 	<p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化の進む老人憩の家は、将来の人口減少や少子高齢化に伴う利用需要の変化を見据え、施設の集約化や複合化等も含め、施設の適正なあり方について検討します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全で快適な施設環境の整備を進め、利用者の安全確保を図る観点から、躯体や設備の点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ 老人憩の家については、利用者ニーズ等を把握し、サービス内容や質の充実等を図ります。 ○ 指定管理者制度の適切な運用に努め、民間のノウハウを活用する等、維持管理の方法等の見直しを検討します。 <p>1.7 町営住宅</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町営住宅及び集会所 16 施設（延床面積 47,274 m²）のうち、築 30 年を経過している建物は全体の 81%を占めています。特に幸町団地、高浜団地（第 1～第 4）、鶴松団地、鶴松中層団地は、老朽化が進行しています。 <p>P 36</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、住宅戸数の更新及び予防保全的な観点から修繕や改善の計画を定め、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図る必要があります。 <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づき、町営住宅の建替え、修繕・改善を実施し、今後の人口減少、少子高齢化、世帯動向等を踏まえた施設の適正化を図ります。 ○ 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 居住者及び地域住民に対する安全確保と環境整備を図る観点から、管理データベースを整備し、日常的維持管理や計画的な修繕時期の確認に利用します。 ○ 安全かつ長期的な利用を見据え、予防保全的な修繕及び耐久性向上等を図る改善を計画的に実施します。

変更後	変更前
<p>1.8 行政系施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>○ 芦屋町役場、庁舎附属施設、第1分団車庫、第2分団車庫、第3分団車庫の6施設(延床面積 8,772 m²)のうち、芦屋町役場、庁舎附属施設、第1分団車庫、が築30年を経過しています。また、耐用年数経過率は芦屋町役場が90%となっています。</p> <p>○ 災害時の拠点機能を担う芦屋町役場については、平成19年度に耐震診断を行い、平成20年度に必要な耐震化工事を実施し、令和元年度に外壁補修工事を実施済みです。</p> <p>○ 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <p>○ 芦屋町役場については、施設を更新する際に、住民サービス機能・災害時の拠点施設機能を確保したうえで、減築や複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。</p> <p>○ 災害時における拠点機能の維持を図ります。</p> <p>② 維持管理等の適正化</p> <p>○ 芦屋町役場は行政機能の中核であり、災害時の拠点施設であることから、安全かつ長期的な利用を見据え、躯体や設備の点検を行い、「芦屋町役場(庁舎)個別施設計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。</p> <p>○ 芦屋町役場においては、維持管理費用の低減化に努めるとともに、社会情勢により変化する業務内容に対応するため既存施設の有効利用を図ります。</p> <p>○ その他行政系施設についても機能維持・強化する観点から、躯体や設備の点検を行い、計画的に改修や修繕等を実施します。</p> <p>○ 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。</p>	<p>1.8 行政系施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <p>○ 芦屋町役場、庁舎附属施設、水防倉庫、第1分団車庫、第2分団車庫、第3分団車庫の6施設(延床面積 8,772 m²)のうち、芦屋町役場、水防倉庫が築30年を経過しています。また、耐用年数経過率は芦屋町役場が80%となっています。水防倉庫は267%であり、老朽化が進行しています。</p> <p>○ 災害時の拠点機能を担う芦屋町役場については、平成19年度に耐震診断を行い、平成20年度に必要な耐震化工事を実施済みです。</p> <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <p>○ 芦屋町役場については、施設を更新する際に、住民サービス機能・災害時の拠点施設機能を確保したうえで、減築や複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。</p> <p>○ 災害時における拠点機能の維持を図ります。</p> <p>② 維持管理等の適正化</p> <p>○ 芦屋町役場は行政機能の中核であり、災害時の拠点施設であることから、安全かつ長期的な利用を見据え、躯体や設備の点検を行い、計画的に改修や修繕等を実施します。</p> <p>○ その他消防施設についても災害時に機能を維持・強化する観点から、躯体や消防設備の点検を行い、計画的に改修や修繕等を実施します。</p> <p>○ 芦屋町役場においては、維持管理費用の低減化に努めるとともに、社会情勢により変化する業務内容に対応するため既存施設の有効利用を図ります。</p>

変更後	変更前
<p>1.9 給排水施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 正津ヶ浜ポンプ場、丸の内ポンプ場、高浜雨水ポンプ場、粟屋雨水ポンプ場の 4 施設（延床面積 109 m²）があり、粟屋雨水ポンプ場を除き築 30 年を経過しています。また、正津ヶ浜ポンプ場の耐用年数経過率は、112%となっています。 ○ 住民生活に必要不可欠な施設であるため、今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施していく必要があります。 ○ 施設に不具合が生じてから保全を行う「事後保全型」から、計画的に施設の点検や改修等を行い不具合を未然に防止する「予防保全型」の管理へ転換を図る必要があります。 <p>(2) 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 総量及び配置の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化等により建替えを検討する際は、施設の利用状況、周辺環境への影響等を踏まえ、集約化や複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。 ② 維持管理等の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期的な利用を図り、安全を確保する観点から、躯体や設備等の点検を適正に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。 	<p>P 37</p> <p>1.9 給排水施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 正津ヶ浜ポンプ場、丸の内ポンプ場、高浜雨水ポンプ場、粟屋雨水ポンプ場の 4 施設（延床面積 109 m²）があり、粟屋雨水ポンプ場を除き築 30 年を経過しています。また、正津ヶ浜ポンプ場の耐用年数経過率は、97%となっています。 <p>(2) 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 総量及び配置の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化等により建替えを検討する際は、施設の利用状況、周辺環境への影響等を踏まえ、集約化や複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。 ② 維持管理等の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期的な利用を図り、安全を確保する観点から、躯体や設備等の点検を適正に行い、計画的に改修や更新を実施します。
<p>P 36</p> <p>1.10 公衆衛生施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公衆衛生施設 18 施設（延床面積 340 m²）のうち、21%が築 30 年を経過しています。耐用年数経過率については、18 施設のうち 8 施設で 200%、3 施設で 100%を超えており、木造施設の老朽化がかなり進行しています。 ○ 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。 <p>(2) 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 総量及び配置の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公衆衛生施設については、公衆衛生の維持及び公園利用者や来町者の利便性等を考慮しながら、施設の適正なあり方を検討します。 ② 維持管理等の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 快適かつ安全で清潔な公衆衛生施設を提供できるよう、躯体や設備の点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。 	<p>1.10 公衆衛生施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公衆衛生施設 18 施設（延床面積 318 m²）のうち、19%が築 30 年を経過しています。耐用年数経過率については、18 施設のうち 7 施設で 200%、4 施設で 100%を超えており、木造施設の老朽化がかなり進行しています。 <p>(2) 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 総量及び配置の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公衆衛生施設については、公衆衛生の維持及び公園利用者や来町者の利便性等を考慮しながら、施設の適正なあり方を検討します。 ② 維持管理等の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 快適かつ安全で清潔な公衆衛生施設を提供できるよう、躯体や設備の点検を適切に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。

変更後	変更前
<p>1.11 その他施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他施設には、船頭町商業施設（スーパーはまゆう）、作業員詰所、戦没者慰霊塔の3施設（延床面積 1,604 m²）があります。耐用年数経過率は船頭町商業施設、戦没者慰霊塔はそれぞれ 31%、112%となっており、戦没者慰霊塔は老朽化が進行しています。 ○ 作業員詰所については、令和3年度に建替え工事を実施済みです。 ○ 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。 <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化等により建替えを検討する際は、施設の利用状況、周辺環境への影響等を踏まえ、施設の適正なあり方について検討します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 船頭町商業施設（スーパーはまゆう）については、「個別施設計画（船頭町商業施設）」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ その他の施設についても、長期的な利用を図り、安全を確保する観点から、躯体や設備等の点検を適正に行い、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。 	<p>1.11 その他施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他施設には、船頭町商業施設（スーパーはまゆう）、山鹿日雇作業員詰所、戦没者慰霊塔の3施設（延床面積 1,604 m²）があり、耐用年数経過率はそれぞれ 10%、123%、134%となっています。山鹿日雇作業員詰所及び戦没者慰霊塔は老朽化が進行しています。 <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化等により建替えを検討する際は、施設の利用状況、周辺環境への影響等を踏まえ、複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。 <p>P38</p> <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期的な利用を図り、安全を確保する観点から、躯体や設備等の点検を適正に行い、計画的に改修や更新を実施します。
<p>1.12 下水道施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町の下水道事業は、平成12年度に町全域の概ね整備が完了しています。 <p>P37</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町浄化センター、中ノ浜ポンプ場、汐入ポンプ場等8施設（延床面積 6,226 m²）があり、汐入ポンプ場を除く7施設は築30年以上経過しています。 ○ 施設の耐用年数経過率は、77～109%となっています。 ○ 住民生活に必要不可欠な施設であるため、今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施していく必要があります。 <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 快適な生活環境を守るとともに効率的な汚水処理を実施し、公共用水域の水質を保全するため、現状の施設を維持します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設については「芦屋町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ スtockマネジメント計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。 	<p>1.12 下水道施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町の下水道事業は、平成12年度に町全域の概ね整備が完了しています。 ○ 芦屋町浄化センター、中ノ浜ポンプ場、汐入ポンプ場等8施設（延床面積 6,226 m²）があり、芦屋町浄化センター、中ノ浜ポンプ場、月軒ポンプ場は築30年以上経過しています。 ○ 施設の耐用年数経過率は、58～87%となっています。 ○ 「芦屋町下水道長寿命化計画」に基づき、今後も引き続き計画的に整備を行い、芦屋町浄化センター及び中ノ浜ポンプ場等の改築更新に取り組んでいく必要があります。 <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 快適な生活環境を守るとともに効率的な汚水処理を実施し、公共用水域の水質を保全するため、現状の施設を維持します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の長期存続を前提とし、予防保全的な観点から躯体や設備の点検を適切に行い、改修や修繕を計画的に実施することで、維持管理費の平準化や縮減を図ります。 ○ 「芦屋町下水道長寿命化計画」に基づき、計画的に補修や改築・更新を実施します。 ○ 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

変更後	変更前
<p>1.13 競走場施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競走場施設（延床面積 47,711 m²）は、ほとんどの建物が築 30 年未満であり、比較的新しい施設です。 ○ 芦屋町の建築系公共施設全体の約 3 割の延床面積を有しています。 ○ 耐用年数経過率は、32%となっています。 ○ あしや夢リアホール及びプラザについては、令和 2 年度から 3 年度にかけて改修工事を実施済みです。 ○ 既存施設を可能な限り有効活用する長寿命化の取組みを推進し、施設の維持管理・更新に係るコストの縮減と整備費の平準化を図る必要があります。 <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化等により建替えを検討する際は、施設の利用状況等を踏まえ、減築や施設の有効利用、複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競走場施設については、「芦屋町モーターボート競走場モーターボート競走施設等長寿命化計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。 	<p>1.13 競走場施設</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 競走場施設（延床面積 47,304 m²）は、ほとんどの建物が築 30 年未満であり、比較的新しい施設です。 ○ 芦屋町の建築系公共施設全体の約 3 割の延床面積を有しています。 ○ 耐用年数経過率は、26%となっています。 ○ 現在策定中の長寿命化計画に基づき、計画的に補修や点検、更新に取り組んでいく必要があります。 <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 老朽化等により建替えを検討する際は、施設の利用状況等を踏まえ、減築や施設の有効利用、複合化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の長期存続を前提とし、予防保全的な観点から躯体や設備の点検を適切に行い、改修や修繕を計画的に実施することで、維持管理費の平準化や縮減を図ります。 <p>P 39</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長寿命化計画策定後は、計画に基づき、修繕や更新を実施します。

変更後	変更前
<p>P 38</p> <p>2 インフラ系公共施設</p> <hr/> <p>2.1 道路・橋りょう</p> <hr/> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町は、北九州市に隣接した地域特性から、都市圏内の交通利便性を向上させるための整備にいち早く着手し、道路の総延長は 82,915m(町道 78,235m、農道 3,846m、自転車歩行者道 834m) (令和元年度末現在) となっています。 ○ 橋りょうは 25 橋 (令和元年度末現在) ありますが、そのうち約 7 割の 17 橋が高度成長期 (昭和 30～55 年) に建設が集中しています。 ○ 住民生活に必要不可欠な施設であるため、今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施していく必要があります。 <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市圏内の交通利便性を確保するため、基本的に現状を維持します。 ○ 道路利用者にとって、わかりやすい道路網とするため、町道と国・県道の振り替え事業を進めます。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路 (舗装、道路照明灯等の附属物) については、定期点検要領等に基づき、点検を定期的実施するとともに、点検結果や「個別施設計画 (舗装)」に基づき計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ 橋りょうについては、「個別施設計画 (橋梁)」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ 個別施設計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。 <p>2.2 下水道 (管きよ)</p> <hr/> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町の下水道事業は、平成 12 年度に町全域の整備が概ね完了しており、污水管と雨水管を合わせた総延長は 97,509m (令和元年度末現在) となっています。 ○ 住民生活に必要不可欠な施設であるため、今後も引き続き計画的に改修や修繕等を実施していく必要があります。 	<p>2 土木系公共施設</p> <hr/> <p>2.1 道路・橋りょう</p> <hr/> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町は、北九州市に隣接した地域特性から、都市圏内の交通利便性を向上させるための整備にいち早く着手し、道路の総延長は 81,922m(町道 77,254m、農道 3,846m、自転車歩行者道 822m) (平成 26 年度末現在) となっています。 ○ 橋りょうは 22 橋 (平成 26 年度末現在) ありますが、そのうち約 8 割の 17 橋が高度成長期 (昭和 30～55 年) に建設が集中しています。 ○ 「芦屋町橋 梁 長寿命化修繕計画」に基づき、今後も引き続き老朽化した橋りょうの修繕等や更新に取り組んでいく必要があります。 <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市圏内の交通利便性を確保するため、基本的に現状を維持します。 ○ 道路利用者にとって、わかりやすい道路網とするため、町道と国・県道の振り替え事業を進めます。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の長期存続を前提とし、予防保全の観点から修繕や更新を計画的に実施し、維持管理費の平準化や縮減を図ります。 ○ 道路 (舗装、道路照明灯等の附属物) は、定期点検要領等に基づき、点検を定期的実施し、計画的に修繕や更新を実施します。 ○ 橋りょうは、「芦屋町橋 梁 長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に修繕や更新を実施します。 ○ 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。 <p>2.2 下水道 (管きよ)</p> <hr/> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町の下水道事業は、平成 12 年度に町全域の整備が概ね完了しており、污水管と雨水管を合わせた総延長は 96,835m (平成 26 年度末現在) となっています。 ○ 「芦屋町下水道長寿命化計画」に基づき、今後も引き続き計画的に整備を行い、管きよの補修や更新等に取り組んでいく必要があります。

変更後	変更前
<p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 快適な生活環境を守るとともに効率的な汚水処理を実施し、公共用水域の水質を保全するため、現状を維持します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道（管きよ）については、「芦屋町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ スtockマネジメント計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。 <p>P 39</p> <p>2.3 漁港</p> <p>(1) 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 芦屋町が管理する漁港は 1 港あり、外郭施設（防波堤・護岸等）の延長は 2,143m、係留施設の延長は 842mとなっています。これらの多くを昭和 48 年から整備してきており、概ね施設は整っています。（令和 3 年 10 月現在） ○ 漁港施設の老朽化が進行していたため、平成 29 年度から水産物供給基盤機能保全事業を活用し、外郭施設と係留施設の改修工事を実施しています。 ○ 荒波や塩害による漁港施設の劣化が予想されることから、今後も引き続き修繕や更新等に取り組んでいく必要があります。 ○ 施設に不具合が生じてから保全を行う「事後保全型」から、計画的に施設の点検や改修等を行い不具合を未然に防止する「予防保全型」の管理へ転換を図る必要があります。 <p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水産物の供給基盤として、基本的に現状を維持します。 <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 柏原漁港については、「柏原漁港機能保全計画」に基づき、計画的に改修や修繕等を実施します。 ○ 機能保全計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。 	<p>(2) 基本方針</p> <p>① 総量及び配置の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 快適な生活環境を守るとともに効率的な汚水処理を実施し、公共用水域の水質を保全するため、現状を維持します。 <p>P 40</p> <p>② 維持管理等の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の長期存続を前提とし、予防保全の観点から修繕や更新を計画的に実施し、維持管理費の平準化や縮減を図ります。 ○ 「芦屋町下水道長寿命化計画」に基づき、計画的に補修や改築・更新を実施します。 ○ 長寿命化計画は、計画の進捗や社会経済状況の変化に応じて適宜見直しを行います。

P53

巻末資料

1 公共施設マネジメントに関する取り組み状況

1.1 過去に行った対策の実績

【計画の策定】

年度	計画
平成 24 年度	・ 芦屋町橋梁長寿命化計画 〔平成 29 年度から「個別施設計画（橋梁）」に名称を変更〕
平成 26 年度	・ 芦屋町下水道長寿命化計画（芦屋町浄化センター、西浜町・祇園町汚水中継ポンプ場） 〔計画期間終了後、ストックマネジメント計画へ移行〕
	・ 芦屋町下水道長寿命化計画（芦屋処理区：第 1 期） 〔計画期間終了後、ストックマネジメント計画へ移行〕
平成 27 年度	・ 柏原漁港機能保全計画〔平成 31 年 3 月改訂〕
	・ 芦屋町下水道長寿命化計画（汐入・中ノ浜・月軒・下ノ辻・西浜町・粟屋・祇園町汚水中継ポンプ場） 〔計画期間終了後、ストックマネジメント計画へ移行〕
平成 28 年度	・ 芦屋町下水道ストックマネジメント計画〔令和 3 年 2 月改訂〕
	・ 芦屋町町営住宅長寿命化計画（後期）
平成 29 年度	・ 個別施設計画（橋梁）
	・ 芦屋町モーターボート競走場モーターボート競走施設等長寿命化計画
令和元年度	・ 個別施設計画（舗装）
	・ 芦屋町役場（庁舎）個別施設計画
	・ 国民宿舎マリンテラスあしや長寿命化計画
	・ 芦屋町海岸保全施設長寿命化計画
	・ 芦屋町学校施設等長寿命化計画
令和 2 年度	・ 個別施設計画（船頭町商業施設）
	・ 芦屋町子育て支援センター個別施設計画
	・ 芦屋海浜公園施設長寿命化計画

【取り組み事例】（平成 28 年度以降）

	内容
統廃合	・ 鶴松団地及び後水住宅を新後水団地へ統廃合〔平成 30 年度〕
民間運営	・ 緑ヶ丘保育所を民間へ譲渡〔令和元年度〕
廃止	・ 鶴松団地〔平成 28 年度～〕
	・ 高浜団地〔平成 24 年度～〕

変更後	変更前
<p>P54</p> <p>2 公共施設等における更新費用の推計</p> <hr/> <p>2.1 単純更新費用の推計の概要</p> <hr/> <p>(1) 建築系公共施設</p> <p>① 基本的な考え方</p> <p>公共施設等の用途大分類別に、建替え費用については、更新年数（耐用年数）経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、固定資産台帳に示された取得価格に取壊し費用を足した額、取得価格が不明なものは更新単価を乗じること等によって 30 年度分の更新費用を試算しました。</p> <p>② 数量等の考え方</p> <p>建築系公共施設については、固定資産台帳等より過去の年度ごとの延床面積、建築年度、耐用年数を用いました。</p> <p>③ 耐用年数・更新の考え方</p> <p>ア) 建替え</p> <p>建築系公共施設については、固定資産台帳等より過去の年度ごとの延床面積、建築年度、耐用年数を用いました。</p> <p>また、試算時点で建替え実施年数を既に経過し、建替えされていない施設に対して、積</p>	<p>P41</p> <p>巻末資料</p> <p>1 公共施設等における更新費用の推計</p> <hr/> <p>1.1 基本的な考え方</p> <p>対象は、学校、町営住宅等の公共施設並びに道路、橋りょう及び下水道のインフラ資産とし、推計の詳細な条件は総務省が推奨している一般財団法人地域総合整備財団くふるさと財団>における「公共施設更新費用試算ソフト」の条件に準拠しました。</p> <p>1.2 対象とする建築系公共施設</p> <p>対象とする建築系公共施設は、学校教育系施設、社会教育系施設、文化系施設、町営住宅等普通会計に係る建築物及び公共下水道事業会計、モーターボート競走事業会計に係る建築物としました。</p> <p>1.3 対象とする土木系公共施設</p> <p>対象とする土木系公共施設は、道路、橋りょう及び下水道とし、下水道は管きよのみとしました。なお、下水処理施設等の建築物は建築系公共施設に含めました。</p> <p>1.4 更新費用の推計の考え方について</p> <p>今後の公共施設等の更新に要する費用を試算し、芦屋町の財政の将来推計を考えるうえで参考となるものとします。</p> <p>公共施設等の今後のあり方については、個別計画において別途検討する必要がありますが、現在保有する建築系公共施設、下水道管等と同じ面積、延長等で更新すると仮定して試算しました。物価変動率、落札率等は予想が困難であるので考慮していません。</p> <p>1.5 推計の概要</p> <hr/> <p>(1) 建築系公共施設</p> <p>① 基本的な考え方</p> <p>公共施設等の用途大分類別に、建替え費用については、更新年数（耐用年数）経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、固定資産台帳に示された取得価格に取壊し費用を足した額、取得価格が不明なものは更新単価を乗じること等によって 30 年度分の更新費用を試算しました。</p> <p>② 数量等の考え方</p> <p>建築系公共施設については、固定資産台帳等より過去の年度ごとの延床面積、建築年度、耐用年数を用いました。</p> <p>③ 耐用年数・更新の考え方</p> <p>ア) 建替え</p> <p>建築系公共施設については、固定資産台帳等より過去の年度ごとの延床面積、建築年度、耐用年数を用いました。</p> <p>また、試算時点で建替え実施年数を既に経過し、建替えされていない施設に対して、積</p>

変更後

み残しを処理する年数を設定しました。これは、更新費用を単年度に計上した場合の費用の集中を分散させるためです。

なお、積み残し処理は、10年としました。

1) 大規模改修

大規模改修は、耐用年数の1/2経過後としました。

また、試算時点で大規模改修実施年数を既に経過し、大規模改修されていない施設に対して、積み残しを処理する年数を設定しました。これは、更新費用を単年度に計上した場合の費用の集中を分散させるためです。

なお、積み残し処理は、建替えと同様に10年としました。

更新費用

項目	建替え等の費用	解体費用
建替え	延床面積×建替え単価 ^{注1}	延床面積×解体単価 ^{注2}
大規模改修	延床面積×大規模改修単価 ^{注1}	

注1：公共施設更新費用試算ソフト（平成28年1月 総務省）が示す用途大分類別の単価。

注2：「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」（平成25年12月 総務省）の単価。

P55

更新単価

分類	建替え	大規模改修
文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

注：公共施設更新費用試算ソフト（平成28年1月 総務省）の単価。

解体単価

分類	単価
解体単価	28,000円/㎡

注：「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」（平成25年12月 総務省）の単価。

更新時期

項目	時期
建替え	固定資産台帳に示された耐用年数経過時
大規模改修	固定資産台帳に示された耐用年数の1/2経過時

変更前

P42

み残しを処理する年数を設定しました。これは、更新費用を単年度に計上した場合の費用の集中を分散させるためです。

なお、積み残し処理は、10年としました。

1) 大規模改修

大規模改修は、耐用年数の1/2経過後としました。

また、試算時点で大規模改修実施年数を既に経過し、大規模改修されていない施設に対して、積み残しを処理する年数を設定しました。これは、更新費用を単年度に計上した場合の費用の集中を分散させるためです。

なお、積み残し処理は、建替えと同様に10年としました。

更新費用

項目	建替え費用		解体費用
	取得価格	取得価格不明	
建替え	取得価格	延床面積×建替え単価 ^{注1}	延床面積×解体単価 ^{注2}
大規模改修	取得価格× $\frac{\text{大規模改修単価}^{\text{注1}}}{\text{建替え単価}^{\text{注1}}}$	延床面積×大規模改修単価 ^{注1}	

注1：公共施設更新費用試算ソフト（平成28年1月 総務省）が示す用途大分類別の単価。

注2：「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」（平成25年12月 総務省）の単価。

更新単価

分類	建替え	大規模改修
文化系、社会教育系、行政系等施設	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

注：公共施設更新費用試算ソフト（平成28年1月 総務省）の単価。

解体単価

分類	単価
解体単価	28,000円/㎡

注：「公共施設等の解体撤去事業に関する調査結果」（平成25年12月 総務省）の単価。

更新時期

項目	時期
建替え	固定資産台帳に示された耐用年数経過時
大規模改修	固定資産台帳に示された耐用年数の1/2経過時

建替え・大規模改修を実施していない建物の処理

項目	時期
建替え	直近10年間に均等配分
大規模改修	直近10年間に均等配分

建替え・大規模改修を実施していない建物の処理

項目	時期
建替え	直近 10 年間に均等配分
大規模改修	直近 10 年間に均等配分

(2) **インフラ系公共施設**

① 道路

ア) 基本的な考え方

道路については、整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより、30年度分の更新費用を試算しました。

イ) 数量の考え方

道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難です。そのため、現在の道路の総面積を、更新(打換え)の耐用年数で割ったものを、1年間の舗装部分の更新量と仮定しました。

ウ) 耐用年数・更新の考え方

総面積に対する更新年数、分類別面積に対する更新年数を設定し試算しました。

なお、更新年数は15年としました。

＜初期設定値の根拠＞

道路の耐用年数については、平成17年度国土交通白書によると、道路改良部分は60年、舗装部分は10年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられます。そのため、舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ更新年数を15年としました。したがって、全整備面積を15年で割った面積を毎年度更新してい

P 55

くと仮定しました。

エ) 更新単価の考え方

総面積に対する更新単価、分類別面積に対するそれぞれの更新単価を設定し試算しました。

＜初期設定値の根拠＞

道路(町道・農道)の更新単価については、「道路統計年報2009」(全国道路利用者会議)で示されている平成19年度の舗装補修事業費(決算額)を舗装補修事業量で割ったものを単価として設定しました。

自転車歩行者道は、一般的に通常の車道の舗装版厚の半分程度であることを踏まえ、道路単価に道路打換え工の㎡単価(土木工事費積算基準単価)の比率を乗じたものを単価として設定しました。

P 43

(2) 土木系公共施設

① 道路

ア) 基本的な考え方

道路については、整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより、30年度分の更新費用を試算しました。

イ) 数量の考え方

道路については、路線ごとに一度に整備するものではなく、区間ごとに整備していくため、年度別に把握することは困難です。そのため、現在の道路の総面積を、更新(打換え)の耐用年数で割ったものを、1年間の舗装部分の更新量と仮定しました。

ウ) 耐用年数・更新の考え方

総面積に対する更新年数、分類別面積に対する更新年数を設定し試算しました。

なお、更新年数は15年としました。

＜初期設定値の根拠＞

道路の耐用年数については、平成17年度国土交通白書によると、道路改良部分は60年、舗装部分は10年となっていますが、更新費用の試算においては、舗装の打換えについて算定することがより現実的と考えられます。そのため、舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ更新年数を15年としました。したがって、全整備面積を15年で割った面積を毎年度更新していくと仮定しました。

エ) 更新単価の考え方

総面積に対する更新単価、分類別面積に対するそれぞれの更新単価を設定し試算しました。

＜初期設定値の根拠＞

道路(町道・農道)の更新単価については、「道路統計年報2009」(全国道路利用者会議)で示されている平成19年度の舗装補修事業費(決算額)を舗装補修事業量で割ったものを単価として設定しました。

自転車歩行者道は、一般的に通常の車道の舗装版厚の半分程度であることを踏まえ、道路単価に道路打換え工の㎡単価(土木工事費積算基準単価)の比率を乗じたものを単価として設定しました。

P 58

2.2 長寿命化費用の推計の概要

(1) 基本的な考え方

単純更新費用に令和 2 年度（2020 年度）末までに策定している個別施設計画（長寿命化計画）を反映し推計しました。

ただし、令和 28 年（2046 年）まで推計値を算出していない計画や計画範囲が施設の一部に限定されている計画は反映していません。

① 反映した個別施設計画（長寿命化計画）

計画名	該当する施設
芦屋町学校施設等長寿命化計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芦屋小学校 ・ 芦屋中学校 ・ 芦屋東小学校 ・ 山鹿小学校 ・ 芦屋町学校給食センター
芦屋町生涯学習施設個別施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芦屋釜の里 ・ 芦屋歴史の里 ・ 歴史民俗資料収蔵庫 ・ 武道館 ・ 小体育館 ・ 弓道場 ・ 総合運動公園テニスコートハウス ・ 総合体育館及びコミュニティセンター ・ 芦屋町中央公民館 ・ 芦屋東公民館 ・ 山鹿公民館 ・ 町民会館
国民宿舎マリンテラスあしや長寿命化計画	・ 国民宿舎マリンテラスあしや
芦屋町子育て支援センター個別施設計画	・ 芦屋町子育て支援センターたんぽぽ
芦屋町役場（庁舎）個別施設計画	・ 芦屋町役場
個別施設計画（船頭町商業施設）	・ 船頭町商業施設（スーパーはまゆう）
個別施設計画（橋梁）	・ 25 橋

② 反映しない個別施設計画（長寿命化計画）

計画名	反映しない理由
芦屋町町営住宅長寿命化計画	令和 28 年まで更新費用等が推計されていない
芦屋海浜公園施設長寿命化計画	〃
芦屋町下水道ストックマネジメント計画	〃
個別施設計画（舗装）	対象施設が一部施設に限定されている
柏原漁港機能保全計画及び 芦屋町海岸保全施設長寿命化計画	公共施設更新費用試算ソフト（平成 28 年 1 月 総務省）に示された更新単価がなく、推計できない

P 59

3 公共施設等の更新費用の推計結果

3.1 公共施設等の推計結果

(1) 建築系公共施設（公営企業会計施設を除く）



図 4-1 建築系公共施設の単純更新費用 ※公営企業会計施設を除く

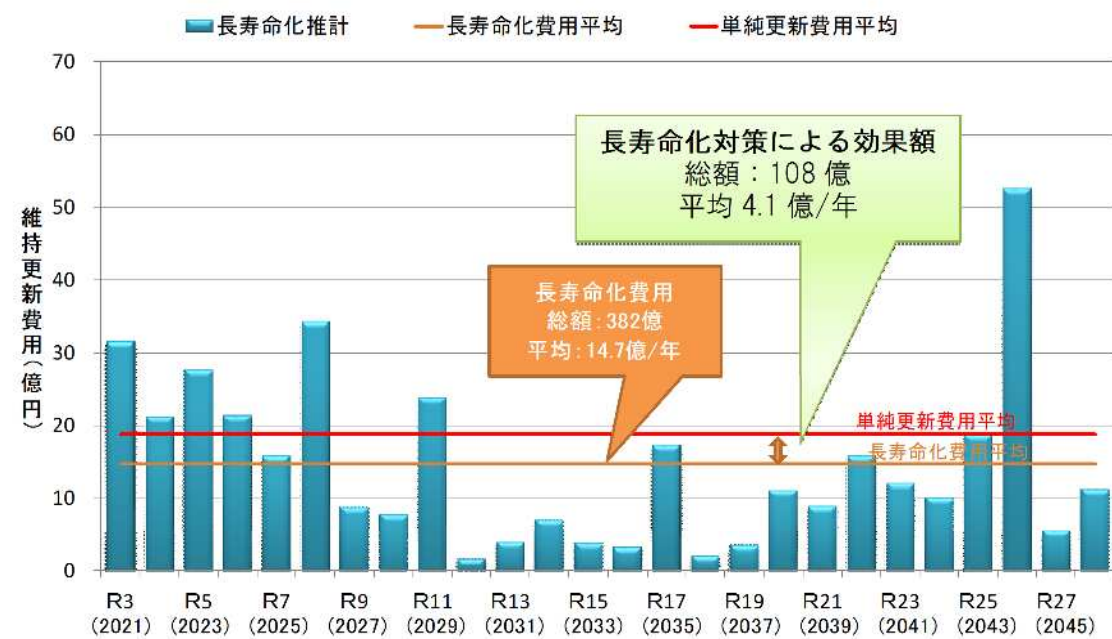


図 4-2 建築系公共施設の長寿命費用 ※公営企業会計施設を除く

P60

(3) インフラ系公共施設

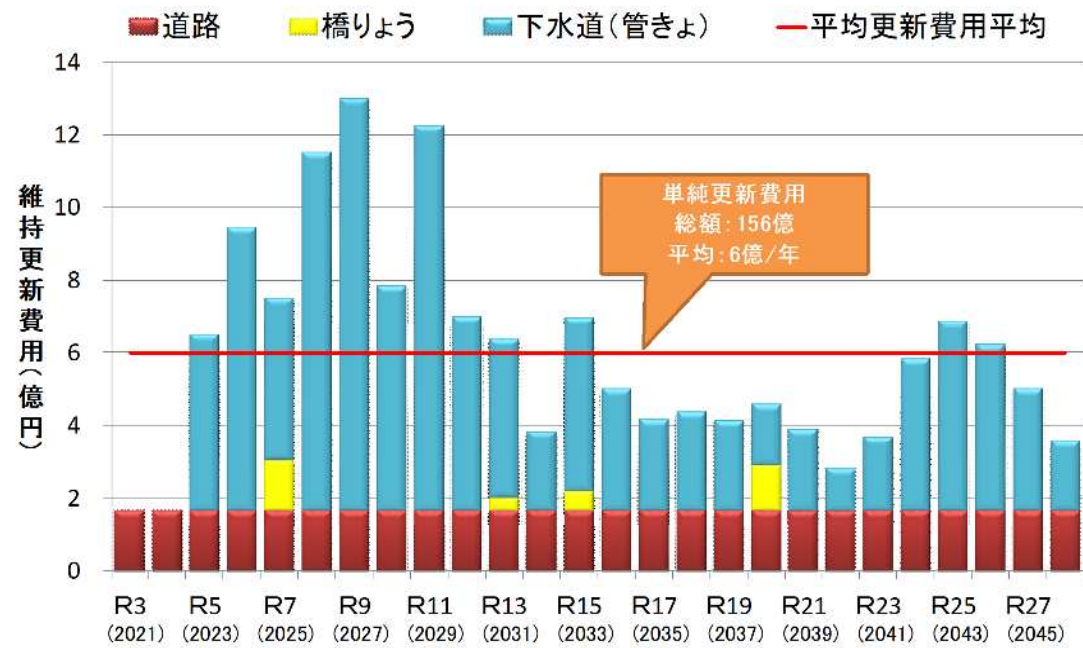
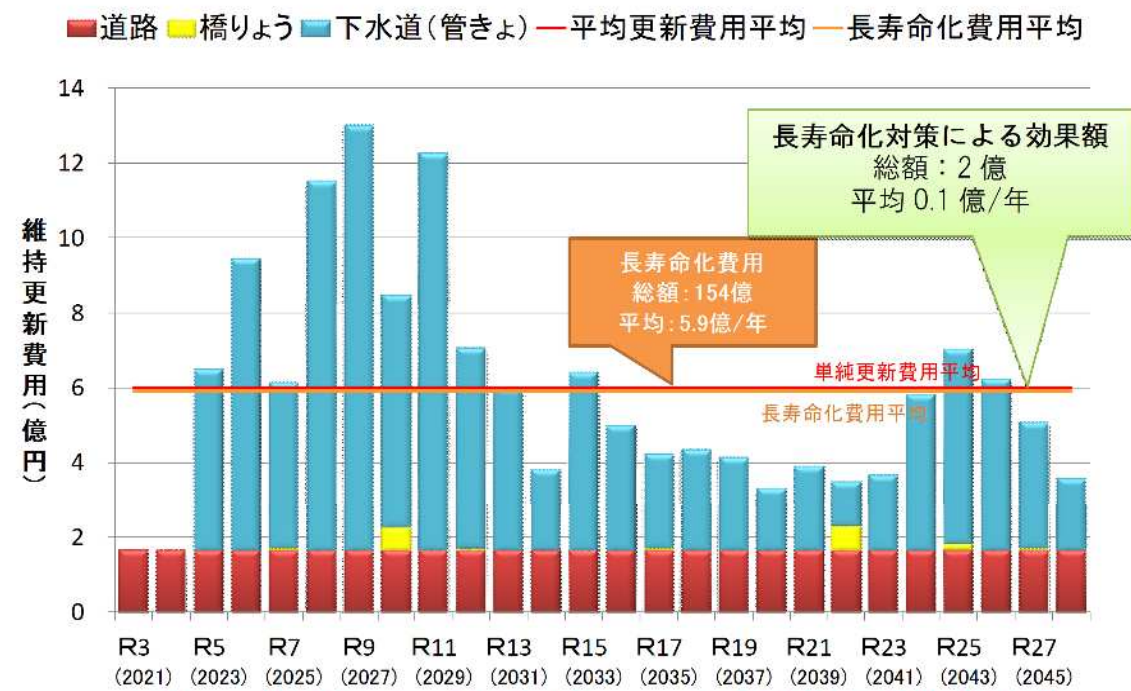


図 4-5 インフラ系公共施設の単純更新費用



※道路、下水道(管きよ)の長寿命化費用については、個別施設計画(長寿命化計画)の計画範囲が施設の一部に限定されているなど、長寿命化費用を算出する要件を満たしていません。そのため、単純更新費用の金額を使用しています。

図 4-6 インフラ系公共施設の長寿命化費用

P61

(2) 建築系公営企業会計施設

① 下水道施設

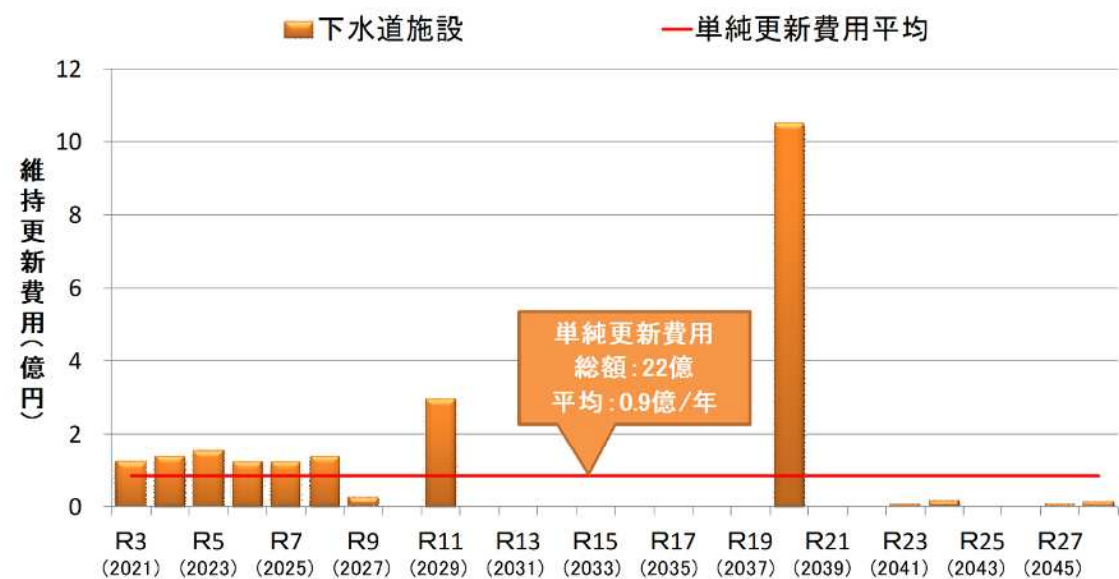


図 4-3 公営企業会計施設(下水道施設)の単純更新費用

② 競走場施設

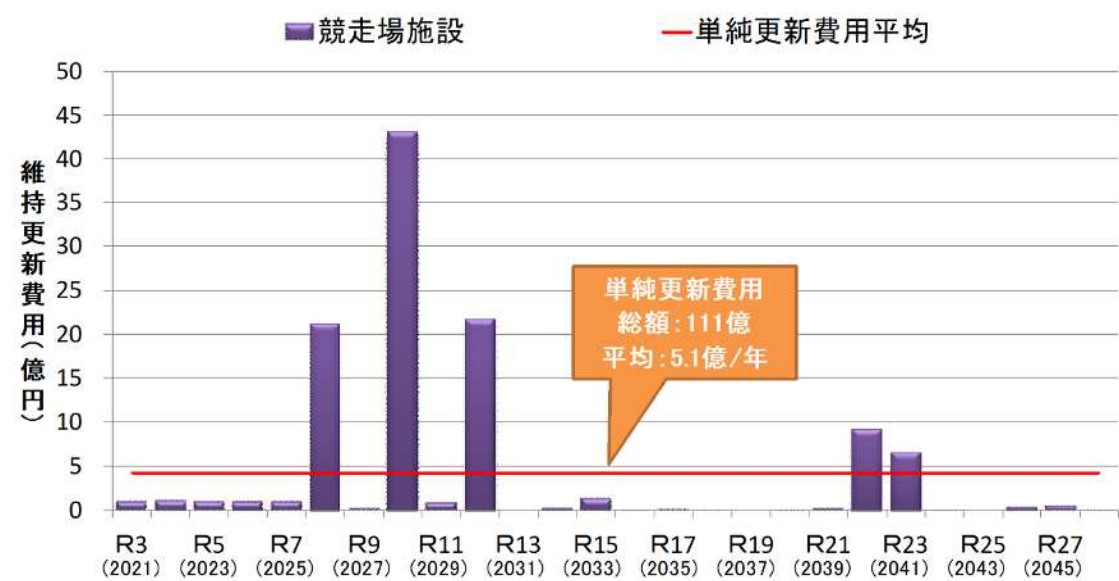


図 4-4 公営企業会計施設(競走場施設)の単純更新費用

※建築系公営企業会計施設の長寿命化費用については、個別施設計画（長寿命化計画）の計画範囲が施設の一部に限定されているなど、長寿命化費用を算出する要件を満たしていないため、算出していません。

変更後

P 62

4 芦屋町公共施設等総合管理計画見直し経緯

4.1 審議会委員

	氏名	選出団体
会長		
副会長		
委員		
委員		
委員		
委員		

4.2 検討経過

開催日時	議題

変更前

P 46

2 芦屋町公共施設等総合管理計画策定経緯

2.1 検討委員

	氏名	選出団体
会長	宮下 量久	北九州市立大学（地域戦略研究所 准教授）
副会長	藤崎 英毅	都市計画審議会
委員	今田 勝正	芦屋町議会 総務財政委員会
委員	妹川 征男	芦屋町議会 民生文教委員会
委員	伊藤亜希子	芦屋町教育委員会
委員	浅井 陽子	行政改革推進委員会
委員	柳 礼子	社会教育委員会（兼公民館運営審議会）
委員	信国 浩	スポーツ推進委員会
委員	片山 和夫	芦屋町区長会
委員	松尾三重子	芦屋町婦人会
委員	鈴木 清吾	社会福祉協議会
委員	徳永 鼎二	老人クラブ連合会
委員	小西 義郎	子育て支援施設利用者（学童クラブ利用）

2.2 検討経過

開催日時	議題
第1回 平成28年8月1日	(1)芦屋町公共施設等総合管理計画の策定概要について (2)住民アンケート案について
第2回 平成28年10月27日	(1)住民アンケート結果の報告について (2)芦屋町公共施設等白書（素案）について
第3回 平成28年11月28日	(1)芦屋町公共施設等白書（素案）について (2)芦屋町公共施設等総合管理計画（素案）について
第4回 平成28年12月14日	(1)芦屋町公共施設等総合管理計画（素案）について
第5回 平成29年3月13日	(1)芦屋町公共施設等総合管理計画（素案）に対するパブリックコメント実施結果の報告について (2)計画素案作成経過（第4回委員会以降）及び成案化までのスケジュールについて (3)芦屋町公共施設等総合管理計画（案）のとりまとめについて

変更後

P 63

5 建築系公共施設一覧（令和元年度末現在）

No.	中分類	施設名	延床面積 (㎡)	主な構造	建築年度	運営形態	耐用年数	耐用年数経過率 (%)
1	学校施設	芦屋小学校	7,615	鉄筋コンクリート	1965(S40) ~ 1979(S54)	直営	15~47	115%
2	学校施設	芦屋東小学校	6,469	鉄筋コンクリート	1973(S48) ~ 1974(S49)	直営	15~47	98%
3	学校施設	山鹿小学校	5,318	鉄筋コンクリート	1970(S45) ~ 2007(H19)	直営	15~47	104%
4	学校施設	芦屋中学校	9,311	鉄筋コンクリート	1967(S42) ~ 2000(H12)	直営	31~47	109%
5	その他教育施設	芦屋町学校給食センター	1,401	鉄骨	2015(H27)	直営	31	13%
6	集会施設	芦屋町中央公民館	4,384	鉄筋コンクリート	1978(S53)	直営	50	82%
7	集会施設	芦屋東公民館	575	鉄筋コンクリート	1976(S51)	直営	50	86%
8	集会施設	山鹿公民館	595	鉄筋コンクリート	1971(S46)	直営	50	96%
9	集会施設	町民会館	2,551	鉄筋コンクリート	1965(S40)	直営	50	108%
10	博物館等	芦屋釜の里	938	木造	1994(H6) ~ 1998(H10)	直営	15~24	104%
11	博物館等	芦屋歴史の里	1,198	鉄筋コンクリート	1982(S57) ~ 2003(H15)	直営	50	74%
12	博物館等	歴史民俗資料収蔵庫	90	鉄筋コンクリート	1981(S56)	直営	50	76%
13	その他	ひらた船保存棟	87	木造	1980(S55)	直営	15	260%
14	スポーツ施設	武道館	730	鉄筋コンクリート	1970(S45)	直営	47	104%
15	スポーツ施設	小体育館	712	鉄筋コンクリート	1979(S54)	直営	47	85%
16	スポーツ施設	弓道場	357	鉄筋	1973(S48) ~ 2012(H24)	直営	22~34	32%
17	スポーツ施設	青少年野外訓練場	91	木造	1988(S63)	直営	15~24	129%
18	スポーツ施設	総合運動公園 テニスコートハウス	230	鉄筋コンクリート	1983(S58) ~ 1984(S59)	直営	38~50	72%
19	スポーツ施設	総合運動公園 中央グラウンド	132	鉄筋コンクリート	1988(S63)	直営	38	82%
20	スポーツ施設	総合体育館及びコミュニティセンター	4,994	鉄筋コンクリート	1987(S62) ~ 1988(S63)	直営	34~47	68%
21	レクリエーション・観光施設	芦屋海浜公園 レジャープール	843	鉄筋コンクリート	1997(H9)	運営委託(全部)	15~50	44%
22	保養施設	国民宿舎マリンテラス あしや	4,627	鉄筋コンクリート	1999(H11)	運営委託(全部)	38~47	43%

変更前

P 47

3 建築系公共施設一覧

No.	中分類	施設名	延床面積 (㎡)	主な構造	建築年度	運営形態	耐用年数	耐用年数経過率 (%)
1	学校施設	芦屋小学校	7,625	鉄筋コンクリート	1965 (S40) ~ 1990 (H2)	直営	15~47	106
2	学校施設	芦屋東小学校	6,507	鉄筋コンクリート	1973 (S48) ~ 1994 (H6)	直営	15~47	89
3	学校施設	山鹿小学校	5,330	鉄筋コンクリート	1970 (S45) ~ 2007 (H19)	直営	15~47	88
4	学校施設	芦屋中学校	9,311	鉄筋コンクリート	1967 (S42) ~ 2000 (H12)	直営	31~47	94
5	その他教育施設	芦屋町学校給食センター	709	鉄骨	1970 (S45) ~ 1981 (S56)	直営	31~34	132
6	集会施設	芦屋町中央公民館	4,383	鉄筋コンクリート	1978 (S53)	直営	50	72
7	集会施設	芦屋東公民館	575	鉄筋コンクリート	1976 (S51)	直営	50	76
8	集会施設	山鹿公民館	595	鉄筋コンクリート	1971 (S46)	直営	50	86
9	集会施設	町民会館	2,551	鉄筋コンクリート	1965 (S40)	直営	50	98
10	博物館等	芦屋釜の里	938	木造	1994 (H6) ~ 1998 (H10)	直営	15~24	92
11	博物館等	芦屋歴史の里	1,198	鉄筋コンクリート	1982 (S57)	直営	50	64
12	博物館等	歴史民俗資料収蔵庫	90	鉄筋コンクリート	1981 (S56)	直営	50	66
13	その他	ひらた船保存棟	87	木造	1980 (S55)	直営	15	227
14	スポーツ施設	武道館	730	鉄筋コンクリート	1970 (S45)	直営	47	94
15	スポーツ施設	小体育館	712	鉄筋コンクリート	1979 (S54)	直営	47	75
16	スポーツ施設	弓道場	357	鉄筋	1973 (S48) ~ 2012 (H24)	直営	22~34	44
17	スポーツ施設	青少年野外訓練場	91	木造	1988 (S63)	直営	15~24	128
18	スポーツ施設	総合運動公園 テニスコートハウス	230	鉄筋コンクリート	1983 (S58) ~ 1984 (S59)	直営	38~50	66
19	スポーツ施設	総合運動公園 中央グラウンド	132	鉄筋コンクリート	1988 (S63)	直営	38	68
20	スポーツ施設	総合体育館及びコミュニティセンター	4,995	鉄筋コンクリート	1987 (S62) ~ 1998 (S63)	直営	34~47	58
21	レクリエーション・観光施設	芦屋海浜公園 レジャープール	843	鉄筋コンクリート	1997 (H9)	運営委託(全部)	15~50	37

変更後

P 64

No.	中分類	施設名	延床面積 (㎡)	主な構造	建築年度	運営形態	耐用年数	耐用年数経過率 (%)
23	幼保・学童クラブ	山鹿小学校区学童クラブ	212	木造	1992(H4) ~ 2005(H17)	直営	22~31	64%
24	幼保・学童クラブ	山鹿保育所	874	鉄筋コンクリート	1977(S52)	運営委託(全部)	47	89%
25	幼児・児童施設	芦屋町子育て支援センターたんぽぽ	560	鉄筋コンクリート	1989(H元)	運営委託(全部)	47	64%
26	高齢福祉施設	老人憩の家山鹿荘	335	木造	1972(S47)	運営委託(全部)	22	214%
27	高齢福祉施設	老人憩の家寿楽会館	414	木造	1977(S52)	運営委託(全部)	22~38	191%
28	高齢福祉施設	老人憩の家鶴松荘	430	木造	1973(S48)	運営委託(全部)	22~34	209%
29	高齢福祉施設	老人陶芸教室	166	鉄骨	1981(S56) ~ 1983(S58)	直営	34	106%
30	社会福祉関連施設	福祉会館	401	鉄筋コンクリート	1984(S59) ~ 2001(H13)	直営	24~50	70%
31	町営住宅	鶴松中層団地	2,292	鉄筋コンクリート	1962(S37)	直営	34~47	121%
32	町営住宅	丸の内住宅	4,667	鉄筋コンクリート	1979(S54)	直営	34~47	85%
33	町営住宅	緑ヶ丘団地	16,695	鉄筋コンクリート	1970(S45) ~ 1976(S51)	直営	34~47	96%
34	町営住宅	後水団地	2,091	鉄筋コンクリート	2018(H30)	直営	15~47	2%
35	町営住宅	幸町団地	775	鉄筋コンクリート	1963(S38)	直営	34~47	165%
36	町営住宅	山鹿A団地	379	コンクリートブロック	1985(S60)	直営	38	89%
37	町営住宅	山鹿B団地	506	コンクリートブロック	1986(S61)	直営	38	87%
38	町営住宅	新緑ヶ丘団地	8,117	鉄筋コンクリート	2006(H18)	直営	38~47	28%
39	町営住宅	第1高浜団地	680	コンクリートブロック	1963(S38)	直営	38	147%
40	町営住宅	第2高浜団地	1,107	コンクリートブロック	1964(S39)	直営	38	145%
41	町営住宅	第3高浜団地	1,534	コンクリートブロック	1965(S40)	直営	38	142%
42	町営住宅	第4高浜団地	466	コンクリートブロック	1966(S41)	直営	38	139%
43	町営住宅	鶴松団地	1,144	コンクリートブロック	1962(S37)	直営	38	150%
44	町営住宅	望海団地	3,980	鉄筋コンクリート	1973(S48) ~ 2014(H26)	直営	34~47	98%
45	町営住宅	丸の内住宅集会所	60	鉄筋コンクリート	1979(S54)	直営	47	85%

変更前

P 48

No.	中分類	施設名	延床面積 (㎡)	主な構造	建築年度	運営形態	耐用年数	耐用年数経過率 (%)
22	保養施設	国民宿舎マリテラスあしや	4,627	鉄筋コンクリート	1999 (H11)	運営委託(全部)	38~47	32
23	幼保・学童クラブ	山鹿小学校区学童クラブ	212	木造	1992 (H4) ~ 2005 (H17)	直営	22~31	17
24	幼保・学童クラブ	山鹿保育所	874	鉄筋コンクリート	1977 (S52)	運営委託(全部)	47	79
25	幼保・学童クラブ	緑ヶ丘保育所	1,958	鉄筋コンクリート	1983 (S58)	運営委託(全部)	47	66
26	幼児・児童施設	芦屋町子育て支援センターたんぽぽ	559	鉄筋コンクリート	1989 (H元)	運営委託(全部)	47	53
27	高齢福祉施設	老人憩の家山鹿荘	335	木造	1972 (S47)	運営委託(全部)	22	191
28	高齢福祉施設	老人憩の家寿楽会館	414	木造	1977 (S52)	運営委託(全部)	22~38	166
29	高齢福祉施設	老人憩の家鶴松荘	430	木造	1973 (S48)	運営委託(全部)	22~34	183
30	高齢福祉施設	老人陶芸教室	166	鉄骨	1981 (S56) ~ 1983 (S58)	直営	34	93
31	社会福祉関連施設	福祉会館	402	鉄筋コンクリート	1984 (S59) ~ 2001 (H13)	直営	22~47	70
32	町営住宅	鶴松中層団地	2,306	鉄筋コンクリート	1962 (S37)	直営	34~47	111
33	町営住宅	丸の内住宅	5,487	鉄筋コンクリート	1979 (S54)	直営	17~47	93
34	町営住宅	緑ヶ丘団地	16,462	鉄筋コンクリート	1970 (S45) ~ 1976 (S51)	直営	34~47	86
35	町営住宅	後水住宅	1,661	コンクリート・ブロック	1970 (S45)	直営	17~38	145
36	町営住宅	幸町団地	1,297	鉄筋コンクリート	1963 (S38)	直営	17~47	145
37	町営住宅	山鹿A団地	379	コンクリート・ブロック	1985 (S60)	直営	38	76
38	町営住宅	山鹿B団地	506	コンクリート・ブロック	1986 (S61)	直営	38	74
39	町営住宅	新緑ヶ丘団地	8,117	鉄筋コンクリート	2006 (H18)	直営	38~47	17
40	町営住宅	第1高浜団地	1,420	コンクリート・ブロック	1963 (S38)	直営	38	134
41	町営住宅	第2高浜団地	1,254	コンクリート・ブロック	1964 (S39)	直営	38	132
42	町営住宅	第3高浜団地	1,682	コンクリート・ブロック	1965 (S40)	直営	38	129
43	町営住宅	第4高浜団地	664	コンクリート・ブロック	1966 (S41)	直営	38	126

変更後

P 65

No.	中分類	施設名	延床面積 (㎡)	主な構造	建築年度	運営形態	耐用年数	耐用年数経過率 (%)
46	町営住宅	緑ヶ丘団地集会所	150	鉄筋コンクリート	1972(S47)	直営	47	100%
47	庁舎等	芦屋町役場	8,207	鉄筋コンクリート	1974(S49) ~ 2008(H20)	直営	34~50	90%
48	庁舎等	庁舎附属施設	42	鉄骨	1986(S61)	直営	38	87%
49	消防施設	水防倉庫	124	木造2階建、一部鉄筋コンクリート	1974(S49)	直営	15	300%
50	消防施設	第1分団車庫	154	鉄骨	1968(S43) ~ 1975(S50)	直営	15~31	142%
51	消防施設	第2分団車庫	125	鉄骨	2012(H24)	直営	31	23%
52	消防施設	第3分団車庫	121	鉄骨	2014(H26)	直営	31	16%
53	給排水施設	正津ヶ浜ポンプ場	6	コンクリートブロック	1981(S56)	直営	34	112%
54	給排水施設	丸の内ポンプ場	82	鉄筋コンクリート	1981(S56)	直営	38	100%
55	給排水施設	高浜町雨水ポンプ場	12	コンクリートブロック	1983(S58)	直営	34	106%
56	給排水施設	栗屋雨水ポンプ場	9	コンクリートブロック	1992(H4)	直営	34	79%
57	衛生施設	衛生倉庫	47	鉄筋コンクリート	2012(H24)	直営	38	18%
58	トイレ	元町公園トイレ等	27	木造	1996(H8)	直営	15~24	153%
59	トイレ	幸町公園トイレ	1	木造プレハブ	1975(S50)	直営	15	293%
60	トイレ	江川台中央公園トイレ	1	木造プレハブ	1986(S61)	直営	15	220%
61	トイレ	高浜ポケットパークトイレ	34	鉄筋コンクリート	1987(S62)	直営	38	84%
62	トイレ	高浜町公園トイレ	3	鉄筋コンクリート	1977(S52)	直営	38	111%
63	トイレ	三軒屋公園トイレ	1	木造プレハブ	1978(S53)	直営	15	273%
64	トイレ	山鹿公園トイレ	2	木造プレハブ	1976(S51)	直営	15	287%
65	トイレ	大城コミュニティ広場トイレ	2	木造プレハブ	1991(H3)	直営	15	187%
66	トイレ	中央公園トイレ	46	鉄筋コンクリート	2016(H28)	直営	38	8%
67	トイレ	白浜町公園トイレ	1	木造プレハブ	1979(S54)	直営	15	267%
68	トイレ	緑ヶ丘公園トイレ	1	木造プレハブ	1977(S52)	直営	15	280%

変更前

P 49

No.	中分類	施設名	延床面積 (㎡)	主な構造	建築年度	運営形態	耐用年数	耐用年数経過率 (%)
44	町営住宅	鶴松団地	1,866	コンクリートブロック	1962 (S37)	直営	38	137
45	町営住宅	望海団地	3,964	鉄筋コンクリート	1973 (S48) ~ 2014 (H26)	直営	34~47	87
46	町営住宅	丸の内住宅集会所	60	鉄筋コンクリート	1979 (S54)	直営	47	75
47	町営住宅	緑ヶ丘団地集会所	149	鉄筋コンクリート	1972 (S47)	直営	47	89
48	庁舎等	芦屋町役場	8,207	鉄筋コンクリート	1974(S49) ~ 2008 (H20)	直営	34~50	80
49	庁舎等	庁舎附属施設	42	鉄骨	1986 (S61)	直営	38	74
50	消防施設	水防倉庫	124	木造2階建、一部鉄筋コンクリート	1974 (S49)	直営	15	267
51	消防施設	第1分団車庫	154	鉄骨	1990 (H2)	直営	31	77
52	消防施設	第2分団車庫	124	鉄骨	2012 (H24)	直営	31	6
53	消防施設	第3分団車庫	121	鉄骨	2014 (H26)	直営	31	0
54	給排水施設	正津ヶ浜ポンプ場	6	コンクリートブロック	1981 (S56)	直営	34	87
55	給排水施設	丸の内ポンプ場	82	鉄筋コンクリート	1981 (S56)	直営	38	87
56	給排水施設	高浜町雨水ポンプ場	12	コンクリートブロック	1983 (S58)	直営	34	91
57	給排水施設	栗屋雨水ポンプ場	9	コンクリートブロック	1992 (H4)	直営	34	65
58	衛生施設	衛生倉庫	47.0	鉄筋コンクリート	2012 (H24)	直営	38	5
59	トイレ	元町公園トイレ等	27.0	木造	1996(H8)	直営	15~22	107
60	トイレ	幸町公園トイレ	1.2	木造プレハブ	1975(S50)	直営	15	260
61	トイレ	江川台中央公園トイレ	1.2	木造プレハブ	1986(S61)	直営	15	187
62	トイレ	高浜ポケットパークトイレ	33.6	鉄筋コンクリート	1987(S62)	直営	38	77
63	トイレ	高浜町公園トイレ	3.5	鉄筋コンクリート	1977(S52)	直営	38	97
64	トイレ	三軒屋公園トイレ	1.2	木造プレハブ	1978(S53)	直営	15	240
65	トイレ	山鹿公園トイレ	1.6	木造プレハブ	1976(S51)	直営	15	253

変更後

P 66

No.	中分類	施設名	延床面積 (㎡)	主な構造	建築年度	運営形態	耐用年数	耐用年数経過率 (%)
69	トイレ	芦屋海浜公園トイレ	54	鉄筋コンクリート	1992(H4)	運営委託(全部)	38	71%
70	トイレ	芦屋海浜公園第3駐車場トイレ	41	鉄筋コンクリート	1997(H9)	運営委託(全部)	38	58%
71	トイレ	城山公園奥駐車場トイレ	13	木造	1984(S59)	直営	15	233%
72	トイレ	夏井ヶ浜公衆トイレ	22	鉄筋コンクリート	1997(H9)	直営	38	58%
73	トイレ	柏原漁港奥駐車場トイレ	13	木造	1983(S58)	直営	15	240%
74	トイレ	洞山入口公衆トイレ	30	鉄筋コンクリート	1998(H10)	直営	38	55%
75	その他施設	船頭町商業施設(スーパーはまゆう)	1,486	鉄骨	2011(H23)	その他	31	26%
76	その他施設	作業員詰所	103	木造	1987(S62)	直営	24	133%
77	その他施設	戦没者慰霊塔	15	鉄筋コンクリート	1963(S38)	直営	50	112%
78	下水道施設	芦屋町浄化センター	3,757	鉄筋コンクリート	1981(S56)	その他	20~50	109%
79	下水道施設	中ノ浜ポンプ場	1,414	鉄筋コンクリート	1981(S56)	その他	20~50	109%
80	下水道施設	汐入ポンプ場	764	鉄筋コンクリート	1992(H4)	その他	20~50	77%
81	下水道施設	西浜町ポンプ場	78	鉄筋コンクリート	1985(S60)	その他	20~50	97%
82	下水道施設	祇園町ポンプ場	62	鉄筋コンクリート	1989(H元)	その他	20~50	86%
83	下水道施設	栗屋ポンプ場	34	鉄筋コンクリート	1988(S63)	その他	20~50	89%
84	下水道施設	下ノ辻ポンプ場	34	鉄筋コンクリート	1984(S59)	その他	20~50	100%
85	下水道施設	月軒ポンプ場	83	鉄筋コンクリート	1981(S56)	その他	20~50	109%
86	競走場施設	芦屋ボートレース場	47,711	鉄筋コンクリート	1969(S44) ~ 2019(R元)	その他	15~50	32%

変更前

P 50

No.	中分類	施設名	延床面積 (㎡)	主な構造	建築年度	運営形態	耐用年数	耐用年数経過率 (%)
66	トイレ	大減コミュニティ広場トイレ	2.0	木造プレハブ	1991(H3)	直営	15	153
67	トイレ	中央公園トイレ	23.8	鉄筋コンクリート	1969(S44)	直営	38	118
68	トイレ	白浜町公園トイレ	1.2	木造プレハブ	1979(S51)	直営	15	233
69	トイレ	緑ヶ丘公園トイレ	1.2	木造プレハブ	1977(S52)	直営	15	247
70	トイレ	芦屋海浜公園トイレ	54.1	鉄筋コンクリート	1992(H4)	運営委託(全部)	38	58
71	トイレ	芦屋海浜公園第3駐車場トイレ	40.6	鉄筋コンクリート	1997(H9)	運営委託(全部)	38	45
72	トイレ	城山公園奥駐車場トイレ	13.4	木造	1984(S59)	直営	15	200
73	トイレ	夏井ヶ浜公衆トイレ	22.0	鉄筋コンクリート	1997(H9)	直営	38	45
74	トイレ	柏原漁港奥駐車場トイレ	13.4	木造	1983(S58)	直営	15	207
75	トイレ	洞山入口公衆トイレ	30.0	鉄筋コンクリート	1998(H10)	直営	38	42
76	その他施設	船頭町商業施設(スーパーはまゆう)	1,486	鉄骨	2011(H23)	その他	31	10
77	その他施設	山鹿日雇作業員詰所	103	木造	1987(S62)	直営	22	123
78	その他施設	戦没者慰霊塔	15	鉄筋コンクリート	1963(S38)	直営	38	134
79	下水道施設	芦屋町浄化センター	3,757	鉄筋コンクリート	1981(S56)	その他	38	87
80	下水道施設	中ノ浜ポンプ場	1,414	鉄筋コンクリート	1981(S56)	その他	38	87
81	下水道施設	汐入ポンプ場	764	鉄筋コンクリート	1992(H4)	その他	38	58
82	下水道施設	西浜町ポンプ場	78	鉄筋コンクリート	1985(S60)	その他	38	76
83	下水道施設	祇園町ポンプ場	62	鉄筋コンクリート	1989(H1)	その他	38	66
84	下水道施設	栗屋ポンプ場	34	鉄筋コンクリート	1988(S63)	その他	38	63
85	下水道施設	下ノ辻ポンプ場	34	鉄筋コンクリート	1984(S59)	その他	38	79
86	下水道施設	月軒ポンプ場	83	鉄筋コンクリート	1981(S56)	その他	38	81
87	競走場施設	芦屋競艇場	47,304	鉄筋コンクリート	1969(S44) ~ 2010(H22)	その他	31~50	25